

第八十四回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第 九 号

昭和五十三年四月五日(水曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 中尾 栄一君

理事 片岡 清一君

理事 林 義郎君

理事 竹内 猛君

理事 瀬野 栄次郎君

理事 加藤 紘一君

理事 倉成 正君

理事 羽田 野忠文君

堀之内 久男君

森田 欽二君

柴田 健治君

新盛 辰雄君

芳賀 貢君

吉浦 忠治君

津川 武一君

出席國務大臣

農 林 大 臣

出席政府委員

農林大臣官房長

林野庁長官

林野庁林政部長

委員外の出席者

林野庁指導部長

通商産業省貿易

局農水産課長

建設省住宅局住

宅計画課長

農林漁業金融公

庫総裁

農林水産委員会

調査室長

尾崎 毅君

理事 羽田 孜君

理事 山崎平八郎君

理事 馬場 昇君

理事 稲富 稔人君

理事 熊谷 義雄君

理事 國場 幸昌君

理事 福島 謙二君

理事 森 清君

理事 角屋堅次郎君

理事 島田 琢郎君

理事 野坂 浩賢君

理事 武田 一夫君

理事 神田 厚君

理事 菊池福治郎君

理事 中川 一郎君

理事 松本 作衛君

理事 藍原 義邦君

理事 石川 弘君

理事 須藤 徹男君

理事 篠浦 光君

理事 鴨沢 康夫君

理事 武田 誠三君

理事 尾崎 毅君

森林組合法案(内閣提出第四八号)
国が行う民有林野の分収造林に関する特別措置
法案(芳賀貢君外十三名提出、衆法第三号)

○中尾委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、森林組合法案及び芳賀貢君外十三名
提出、国が行う民有林野の分収造林に関する特別
措置法案の両案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許し
ます。角屋堅次郎君。

○角屋委員 かねて森林組合法の単独立法の制定
については、強い附帯決議もしくは四十九年の森
林法審議の際には附則二条ということで、国会で
も注文をつけてまいりました森林組合法案が単独
立法として提案されてきたわけでありまして、同
時に、林野庁の第一項に基づいてわが党から、
国が行う民有林野の分収造林に関する特別措置法
案を、芳賀貢君を提案者として、われわれも提案
者の一員として提出をしておるわけでありまし
て、本日から相並行して審議がなされる、こうい
うことになっておるわけでございます。ただ、わ
が党提出の法案については、私自身も提案者であ
りますので、きようは政府提出の森林組合法案、
これを中心とした大綱的な立場から、主として大臣に
御答弁を願う、専門的なことについては政府委員
から御答弁を願うということで、質疑を展開して
まいりたいというふうに思っております。

きようは武田農林漁業金融公庫総裁にも、これ
は森林組合法の問題について林野庁内に設けられ
た検討会の座長を務められたということもありま
して、審議の過程で必要な場合に武田さんからも
忌憚のない御意見をいただければ大変幸いだとい
うふうに思っております。

冒頭に申し上げましたように、森林組合法の単

独立法は、直接的には昭和四十三年の森林法の法
改正のときに本委員会が附帯決議の提案者にな
りまして、森林組合の単独法の制定問題につい
て検討をすべきであるという附帯決議の注文を各
党一致のもとにつけたのが直接の契機でありまし
たし、その後、先ほども申しました四十九年の制
度改正に当たりまして、附則の第二条のところで
で、「政府は、森林組合の組織及び機能について
検討を加え、その結果に基づいて法制的整備その
他の必要な措置を講ずるものとする」という附
則第二条をつけ加えたことによつて、当然政府と
しては法制的な検討を国会から要請される、それ
を受けて対応しなければならぬ。そこで林野庁内
に検討会を設け、武田さんが座長になって五十
一年の六月から五十二年の十二月までいろいろ検討
されて答申が出て、林野庁はそれを受け、政府自
身もそういう検討結果も踏まえ今回森林組合法案
を提案されたわけでございます。

私はこの機会に、まず森林組合制度の歴史的な
変遷、これを顧みながらこれからの森林組合制度
はいかにあるべきかという今後の問題にやはり触
れていかなければならぬと思うわけでありまして、
申し上げるまでもなく、明治三十年に森林法が
初めて制定されたわけでございますが、この際に
政府案の中には林業組合に関する規定というもの
を設けて提案したわけでありまして、これも、これ
は国会の審議の過程で削除されることになりました
た。したがって、森林組合制度が法制的に初めて
発足したのは御案内のとおり明治四十年の森林
法のときでございます。このときに法制的根拠の
ある団体として森林組合がスタートしたわけでご
ざいますけれども、この当時の森林組合の性格
は、今日のような協同組合的性格というものに至
らざる段階でありまして、森林組合の種類も施
業、造林、土工、保護といったような四つの種類

の二以上以上の組み合わせによって組合が運営
される、しかも、これは任意設立で強制加入の体
制をとるということで、明治四十年に森林組合が
発足したわけでございます。

その後昭和十四年に森林法の大改正があり、ま
た戦後に入りまして昭和二十五年二月に占領軍総
司令部の森林制度に対するステートメント、こう
いったものを受けて昭和二十六年に森林法の改正
がなされ、その中で森林組合制度についても所要
の改正が行われる。そしてそれからしばらく相当
の期間抜本的な森林組合制度の改革はなされなかつたわけでありまして、四十九年の国会で森林法
の改正が抜本的にはなされて、いわゆる従来の
「森林所有者の経済的社会的地位の向上」というこ
とが、「森林施業の合理化及び森林生産力の増進」
と並ぶ森林組合及び連合会の第一義的目的という
ことに相なつて今日に及んでおるわけございま
す。

若干触れましたけれども、この明治四十年以
降、戦前、戦中、戦後を通じて森林組合の制度と
いうものがいま言ったような形で改正をされてま
いりましたが、この機会に、森林組合制度の歴史
的変遷というものについて政府の方からも御説明
を願っておきたい、こういうふうに考えておりま
す。

○監理政府委員 森林組合の変遷につきまして
は、いま先生からなる御説明ございましたけれども、
私どものとらえ方につきまして御説明申し上げ
ておきたいと思ひます。

森林組合につきましては、明治四十年に制度が
創設されました、その当時の森林組合についま
しては、国土の保全なり森林の施業なりあるいは森
林の保護というものを協同して行うということが
目的となつておりまして、強制加入の制度である
ということが非常な特徴になつておりまして、こ

本日の会議に付した案件

第一類第八号

農林水産委員会議録第九号

昭和五十三年四月五日

これはあくまでも森林の保護培養を図るという政策を促進する役割りを果たすものであったというふうにわれわれ理解いたしております。

こういうような森林組合が、昭和十四年には森林法の改正がございまして、ちょうど戦時中に入るといふ時期でございまして、戦時経済体制の進展に伴いまして、森林法の中に制度化されました施業案制度の担い手としたし、役割りを課せられたということでございますし、設立強制の道が開かれまして、統制経済の一端を担う半官半民的な性格を強めてきたわけでございまして、一方で資金の貸し付けあるいは販売事業というような経済事業の実施も同時に認められてきたわけでございまして。

その後戦争が終りまして、いまお話がございまして、その経緯を概して昭和二十六年の森林法の全面改正というものが行われたわけでございまして、森林組合はいままでのような強制加入的な制度ではございまして、新しく組合員の加入脱退の自由ということ、それから議決権の平等あるいは設立強制の廃止等の協同組合原理に立脚いたしました制度に衣がえされたわけでございまして。そして広く経済事業を行えるようになったわけでございまして、森林組合の目的は森林施業の合理化と森林生産力の増進という資源政策的な立場を相変わらずその当時も第一義として持っておったわけでございまして。そして昭和三十九年に御存じのように森林基本法が制定されまして、森林組合は基本法にうたわれております林業の発展と林業従事者の地位の向上に資する団体というふうに位置づけられたわけでございまして。これに従いまして、昭和四十九年に森林法の改正がございまして、その改正のときに、森林組合の目的といたしましては、いま先生も御指摘になりましたように、森林所有者の経済的社会的地位の向上というものが森林施業の合理化及び森林生産力の増進といったものと並列的に規定されるようになりまして、事業範囲の拡大なり管理運

営体制の改善なりが行われたわけでございまして。しかしながら、森林組合は森林法の中にあることから、やはり同森林法の第一条にございまして、な目的で、森林の保護培養と森林生産力の増進というものに努める組織としての位置づけが強調されているという状況でございまして。

今回、森林組合を森林組合法として単独立法として御審議願うことにしたわけでございまして、いま先生御指摘のように、ただいま申し上げました四十九年の改正のときに附則二条でうたわれたものに従いまして、林野庁としても、十分検討会等を開き、検討いたしました。森林法から分離し、森林組合法をその根拠法とすることによりまして、森林組合は協同組合の性格と公益的性格をひとしく有する団体となるものと考えております。

○角屋委員 明治四十年以来、森林法の中に森林組合法的なもの、いわゆる森林組合制度が含まれておったわけでありますが、今度はそこから単独立法としてスタートする。そうしますと、第一次産業における農業の場合、農業協同組合法によって農業協同組合制度というものは早くから現実においておる。また漁業の関係においては、水産業協同組合法によって漁業協同組合制度というものが早くからスタートしておる。おくれはせながら森林法の寄居状態から新しく協同組合的な性格を持つ森林組合としてスタートをする。そこで、議論として、農業協同組合制度あるいは漁業協同組合制度というものと同一第一次産業である今回の森林組合制度というものに、産業の違いももちろんありまするけれども、協同組織として、あるいは森林組合でいえば公益的機能も担っておるわけであります。農協、漁協と森林組合ではどの点がどういうふうな違うというふうに農林省特に林野庁としては考えておられるか、その点について説明を願いたいと思います。

○石川政府委員 三つの組合があるわけでございしますが、まず、目的はいろいろ、森林組合の場合、森林の所有者の協同組織の発達によりまして

その社会的地位の向上あるいは森林の保護培養、生産力の増進といったことを図るということになっておりますが、これは、事業の中心で申し上げますと、森林組合の場合は、必須事業といたしまして、森林の生産力の維持増進ということのために必要な森林経営の指導なりあるいは施業といったものをやるということが入っておることによって、農業協同組合あるいは水産業の協同組合のように事業がすべて任意制になっておるものとの違い、これが目的にも若干あらわれておるかと思ひます。

それから事業の面で申し上げますと、これは後ほど御議論にならうかと思いますが、農業協同組合なり漁業協同組合につきましては貯金または定期積金の受け入れといった信用事業を認めておりますが、森林組合は、現段階では信用事業を認めていないということが明らかな違いかと思ひます。

それから組合員の資格でございまして、先ほど目的のところでも申し上げましたように、森林組合員の正組合員資格は、森林所有者たる個人及び法人でございまして、森林を持っておりますというところが要件でございまして、農業協同組合あるいは水産業協同組合、これは特に漁業協同組合でございしますが、この正組合員資格は、農民あるいは漁民といういわゆる業種によって規定をいたしておるわけでございまして。

そのほか違いをいたしまして、たとえば員外利用でございまして、森林組合につきましては、森林組合の正組合員の事業利用分量と同分量、したがって二分の一の員外利用を認めておりますけれども、このことは、農業協同組合も実は二分の一でございまして、農業協同組合につきましては、原則として五分の一という形で、員外利用がかなり制限をされております。それから森林組合につきましましては、この員外利用に、国とかあるいは地方公共団体が員内の利用を制限しない範囲内で利用が認められているというのが特徴かと思ひます。

それから、次に生産組合関係でございまして、生産森林組合につきましては、二分の一以上の常時従事義務というのがございまして、これに当たります農業の農事組合法人につきましては、御承知のように法律上の規定はございせんが、解釈上全員常時従事義務があると解されております。漁業の生産組合につきましては、三分の二の常時従事義務というところが違いかと思ひます。

それから、その次に生産組合等の連合会加入資格でございまして、生産森林組合につきましては連合会の会員になることができることといたしております。漁業生産組合につきましても同様で漁業協同組合連合会の会員たる資格がございまして、農事組合法人につきましては連合会加入資格がございせん。

それから連合会段階の違いでございまして、森林組合連合会につきましては共済事業の兼営ができるという規定をいたしておりますが、農業協同組合の場合は、御承知のとおりこれは兼営禁止でございまして。なお、水産業の協同組合につきましては、いわゆる共済会が行うというような形になっております。

それから中央会、これは、御承知のように農業協同組合組織にはいわゆる指導団体としての中央会組織がございまして、以上まとめて申し上げますと、やはり基本といたしましては、農民あるいは漁民を正組合員にいたします農業あるいは漁業の協同組合と、森林所有者を正組合員にいたします森林組合の違いがこのような形にあらわれているかと思っております。

○角屋委員 細かく言えば、農業協同組合、漁業協同組合あるいは森林組合、仕事の関係が違つては、たとえば、たいていは林業の場合で言えば、所有形態で、国有林野事業という国有林がある、あるいは公有林がある、そして私有林がある。こゝろは森林面積の三分の一というものは国有林野事業である。あるいはそれなりの公有林もある。そしてまた私有林がある。しかも、森林の公

益的機能からいって、相当な比重の保安林というふうなものを、現に保安林を指定をし、そして保安林制度が実施されておるわけですが、林業という立場からいくと、相当な面積、国有林の場合でもそうであり、民有林の場合もそうであり、また、保安林制度、いわば国土の保全であるとかあるいは水源の涵養であるとか、あるいはまた自然環境の保全、形成、こういったような公益的機能をやはり森林資源自身が持つておる。そういう立場からする林業上の制約というものが御承知のようにある。農業者の場合に言えども、もちろんいろいろの経営の形態はありまされども、大体個別経営もしくは協業というふうなことでやられるわけであって、特別に国が農業の面で国営農場を持つというふうな形ではないわけであって、そういった点が違いますし、また漁業の面では、沿岸があり、沖合があり、遠洋があり、零細な中小漁業からいわゆる資本漁業と云われるような形態のものが御承知のようにあるわけであって、これは仕事が違うわけですが、林業の面では、特に民有林を主体にして、森林所有者を中心に森林組合をつくる。現実に国有林の場合でも、歴史的な経過があつて、いわゆる歴史的所産として全国の国有林の分布というものがあつた。だから、本来国有林というものはどういふところか、国有林であるべきなのか、あるいは公有林はどうか、あるいは公有林であるべきなのか、私有林というものは一体どういふところが私有林であるべきかという、理論上から所有形態が分かれたものではなしに、北海道とか東北とかというところには国有林が非常に比重として多いというように、やはりそういった国有林野事業あるいは民有林といったことも含めて考えてみると、全国の森林組合と一口に言つても、置かれておる条件というものがいろいろ違つておるといふ面もあるわけだ。また林業政策上では、保安林制度というものの関連において一つの制約条件を持つておるといふふうなこともあつて、したがって、新しく門出

をする森林組合、しかも今日のわが国林業をめぐる国際的、国内的条件というものはきわめて厳しい、このときに門出をする。後ほどだんだん同僚議員も触れて論議を展開されると思ひますけれども、果たして、こういう厳しい林業情勢の中で力強く門出するのにはふさわしい森林組合法として政府が用意されたのかどうかというのを考えてみると、これは率直に言つて、温かみのある内容も含んでスタートしたというふうにはなかなか受けとめがたい点がある。その辺のところは森林組合法を単独立法として提案されるに当たつて、農林大臣はどういう姿勢でこれを出されたのか、少しくお考えをまず承つておきたいと思ひます。

○中川國務大臣 角屋委員御指摘のとおり、林業を取り巻く情勢が非常に厳しいのであります。また林業の実態を見ますと、森林所有者が生産活動を行います場合に、個別に実施することはきわめて困難であつて、幅広い対応をしなければならぬ。

一方、御指摘のように、近年とみに森林の持つ機能が、国土の保全、水源の涵養あるいは環境保全等、森林の有する機能を多角的に充実いたさなければならぬということが非常に国民的に要請が強まつております。このような情勢の中で、森林組合は、従来からも森林所有者の協同組織として生産から流通に至るまでの一貫した事業を推進し、それなりの機能を果たした、特に国土の保全等公的部門も果たしてまいりましたが、これに対する期待が非常に大きくなつてきた、このような情勢に対処いたしまして、今度は単に森林法のみならず林業基本法その他森林、林業の關係の制度、政策と全体的な調和を図りつつ、広範な対応を図るよう明確化するともに、必須事業となつておるよう員外利用制限の緩和、それに目玉を加へまして、さらに、御指摘のように、地域地域によりまして森林経営が非常に、国有林、あり、道有林あり、県有林あり、市町村有林あり、いろいろありますので、地域の実態に即応した森林、

林業の担い手としての役割りへの制度的対応等を図るよう今度改正をお願いいたした次第でございます。

○角屋委員 きょう来ていただきました森林組合制度等検討会の座長を務められた武田さんは、ちよつと調べてみましたら、森林組合課というものが林野庁の中にできて、初代の森林組合課長をやられたというふうな聞いておるわけですが、参考までに調べてみましたら、従来の森林組合の指導監督に当たつてきた行政部課として、最初の明治三十八年代には山林局の経営課、四十一年代には地方課、大正十三年代には公私有林課、昭和五年代には林政課、昭和二十二年代には林野局の林政課、二十四年代には林野庁の経営課、そして二十八年度の四月一日に林野庁の森林組合課、初代課長が武田さんであつたというふうな承つておるわけですが、今度のこの森林組合制度等検討会というものは五十一年度の六月から五十二年十二月五日まで真剣に議論されて、それに基づいて検討会報告書というのを出されておるわけですが、ここにも書いてあります「森林組合の基本的性格と単独法化の是非」というのが後の方にありますし、また前段のところでは「森林、林業の現状と森林組合の役割」から、「施設森林組合の組織及び機能の改善」、「生産森林組合の組織及び機能の改善」して先ほど言つた「森林組合の基本的性格と単独法化の是非」ということで報告書が出されておるわけですが、この検討に当たつていろいろ議論になつた点あるいは苦勞した点、こういった点を概括的に武田さんから御説明を伺つておきたいと思ひます。

灰関によりまして、武田さん自身は初代の森林組合課長というところであつて、森林法の中に歴史的、伝統的に森林組合があつたのを単独法に制定するということについては相当ちゅうちょがあつたというふうな聞いておるわけですが、それと同時に、この森林組合というものがいわゆる農業協同組合、漁業協同組合と同じような森林協同

組合というふうな協同組合的な性格を強めるということにも批判的であつたというふうにも聞いておるわけですが、そういう問題も含めて、検討会の状況についてポイントになるところをひとつ御説明を願つておきたいと思ひます。

○武田説明員 きわめて広範な御質問で、一言で簡単に要約して上手にお答えできるかどうかかわりませんが、御質問の線に沿ひまして二、三お答えをいたしたいと思ひます。

一番初めに、私が森林組合課長として初代であつたというお話であります。これは記憶のお間違ひかと思ひます。私は経済課長として最初の課長でございます。私が経済課長のときに現在の森林法の改正を事実上命ぜられましたので、いまの森林組合ができました当時から何かのお手伝いをしてきたというところでございます。

御質問の線と飛び飛びになつてと思ひますけれども、森林組合制度につきましては、御承知のように四十八年度でしか改正がございましたが、そのときにも非公式の検討会がございました。そのときから大きな問題としては、一つは単独法化の問題、それから信用事業をどうするかという問題、それからもう一つは、今回入つておられます共済制度の問題でございます。大きな問題が二つ、三つ常に絡んでおつたわけでありまして、今回の森林組合制度についての検討に当たりましても、一つの問題はやはり単独法化の問題でございます。これについて、私は私なりの個人的な見解というものもございまして、委員会といたしましてこの問題の取り扱いについては、やはり各委員からいろいろの御意見が出ておる。しかしながら、一つの団体制度として、かつまた森林組合が今後健全にかつ大きく育つていくというこのために、やはりこの際としては単独法化することが適當ではなからうかというものが大方の意見であつたと思ひます。その際に、先ほど大臣あるいは林野庁長官あるいはまた林政部長からいろいろのお話がございましたけれども、森林組合というものの一つの特徴というのが、これは

角屋先生最初のお話にもございましたように、当初の立法過程を通じていわれる強制加入の組合として森林の保護培養という点がずつと貫かれた一つの目的としてきておるわけであり、二十六年の森林法改正の際にも、その点といわゆる経済行為その他協同組合的な諸事業との関連を一体どういうふうに関和をしたらいいかということが一つの大きな問題であったわけであり、当時の司令部の方針もございましたし、団体民主化というふうなこともございまして、強制加入の団体という点のいろいろな経済関連の諸事業を行うという点についてはきわめて否定的である、これは司令部だけの考え方でなく全体としてそういう空気であったように思うのであります。そこで、一方で公益的な目的、森林の維持培養といったようなことを貫きながら、同時に森林所有者の協同の経済事業といいますが、経済的な行為その他ができるようにということで、いまのような森林組合の形がとられたというふうに心得ておるわけであり、

その場合に、森林組合としての特徴の一つは、やはり森林というものが中核になっておることだというふうに思っています。したがって、森林所有者が、ある地域の森林組合の組合員としてそこに森林を持っている人ということで構成されておるわけであり、そこで、ある地域における森林の保護培養ということが、それが完全に行われるようにというふうな意味合いがそこに強く出ておると思います。したがって、森林所有者の中には大きな方も小さな方もいろいろあるわけであり、すべて組合員になり得るという点を前提にして二十六年の立法はなされておったと思っております。

そういうことを貫いていくためには森林法の中に森林組合の規定が包括された方がむしろいいではないかという意見が一つあるわけであり、それと同時に、今日までの間に森林組合が行います各種の事業の範囲が広がられてまいりました。同時にまた、森林所有者の経済的な地位、社会的

な地位の向上のための事業が、今回の共済事業等でもそうでございますが、漸次森林組合の事業として大きく根づいてきたということがありまして、両方の観点を取り入れて、単独法として、両方の目的を持ったものに成立していく組合ということで、今回の単独法化が結構であろうということに検討会としては結論をいたしたわけであり、

それから共済事業の問題については、これは小委員会を設けていろいろ検討していただいて、まず今回のお役所の方から御提案になっていくような形でこれを正式に認めていただいたいであらうということであったわけであり、

それから信用事業の問題につきましては、これはやはり検討会としても大きな問題であったわけであり、現在森林組合の全体としての実力の問題が一つござい、それから農業協同組合系統機関との間の、貯金を吸収いたしますための対象となる人たちがおおむね農林漁業者として重複しておるということがもう一つござい、それからまた、金融事業というものをやってまいりますために、いろいろな実力ということの中にも入るかもしれないけれども、人員の拡充の問題でござい、いろいろな、もし森林組合にそれを認めた場合にほかの関連との間にいていろいろなむずかしい問題がたくさん出てまいります。そういうものをこの段階で一挙に整理をしてイエス、ノーを決めるのは、どうもまだまだ検討する時間的な余裕もないし、また環境的にもまだ十分熟してないのではなからうかということに各委員の御意見も一致をいたしまして、これについてはいましばらくの間、林野庁を中心にして検討を深めてほしいという大体的結論になったわけであり、

大体以上のようなことが趣旨でございます。○角屋委員 結局、いま武田さんが重点的に取り上げられた中に、森林組合の信用事業の付与をどうするか、それからいわれる森林の災害問題についての共済事業の問題を単独立法の中でどう取り

扱うかといったような問題が、検討会の報告としていま御説明がございました。そういうこともござい、今度政府側でありますけれども入りたいと思ひます。

私は、森林組合の信用事業については、可及的速やかにこれを付与するという姿勢で農林省自身も準備をすべきだということに考えております。

御案内のとおり、農業協同組合の場合は農業協同組合法の第十条によって信用事業ができる、あるいは漁業協同組合の場合も同じく昭和二十二年に水産業協同組合法の第十一条によって信用事業ができるということ、協同組織である農業協同組合あるいは漁業協同組合は戦後いち早く信用事業が発足をいたしました。農業協同組合の場合で言え、昭和五十年年度末で農協貯金残高は十五兆二千九百九十五億という額に達しておるわけであり、これは制度発足時の二十三年度はわずかに六百四十九億、あの当時としては金に値打ちがありましたが、それが農協貯金残高として十五兆円を超えるという段階にまでおるわけでございます。信用事業を行う単位農協も昭和五十年年度末で四千八百三、あるいは信連数も四十七、そういう系統の金を農業面に活用するという意味で、昭和三十六年には農業近代化資金助成法に基づいて農業近代化資金というものがすでに制度としてできておるわけであり、これは五十三年度に融資枠四千五百億ということで活用されておるわけであり、農業協同組合の場合も昭和二十二年に信用事業が認められるということで制度発足を、今日沿岸地区の出資漁協というところで五十年年度末に貯金残高六千二百九十億、これは五十八年の数字で申しますと二十九億であり、貯金事業を行う出資漁協も五十年で千六百八十四、信連も五十年で三十五、こういった形で農業協同組合の場合、漁業協同組合の場合は戦後いち早くそれぞれ信用事業の付与がなされまして、そしてこれが農業サイド、漁業サイドで系統プロパーの問題として活用される、あるいは制度

金融的な性格を若干持った農業近代化資金あるいは漁業近代化資金というものの農業、漁業で活用されるということに相なっておるわけであり、

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕

林業は、わが国の国土の七割を占め、そして国有林野事業、民有林野事業に分かれますけれども、これはやはり重要な使命を持って、しかも、これからは単独立法の門出ということで、森林組合自身も協同組合的な性格にふさわしい諸事業をやっていくかなければならぬ、これは方向としては否定できないと思う。したがって、当面の段階、実力はどうかと体制はどうであるかということ、は、もちろん議論としては実態としてあるかと私は思ひます。しかし、可及的速やかに森林組合にも信用事業を付与するという点で、私の見解からいけば、少なくとも三年ぐらゐの範囲内で準備を完了するというふうなつもりで体制を整備すべきではないかと思うわけであり、農林大臣としては、森林組合の信用事業の付与という問題について基本的などういう考え方を持っておられるのか、これをひとつ御答弁願ひたいと思ひます。

○中川国務大臣 森林組合が信用事業をやりたい、そしてまたそのことが森林組合を強化するという意味において非常に重要なポイントであり、強い要請があったことも、われわれ現地でもいぶん要請がありましたので承知いたしておりました。そこで、先ほど武田総裁から御答弁がありましたが、先ほど武田総裁から御答弁がありましたが、先ほど武田総裁から御説明があったとおりでございます。特に最近、金融事業というものは非常に厳しい情勢である、銀行においても大変だという時代でございますから、こういったまだ未発達、しかも体質

的にもいろいろ問題のある森林組合でございますので、なかなかむずかしいと存じます。しかし、これが将来林業近代化資金というふうなものの原資になるわけでございますから、これが制度化するように前向きで努力はいたしてみたいと思っておりますが、三年以内と年限をつけられまして、責任が持てるかどうか、鋭意まじめに努力をして、この制度が取り入れられるように工夫を続けてまいりたい、この程度でございますが、私といたしましては、前々から信用事業というものが大事だということとは十分認識しておることも申し添える次第でございます。

○角屋委員 林野庁の長官に、これからの問題として、検討会では、今後林野庁において調査検討を進めることが必要である、こういう結びで、信用事業の問題を書いておるわけです。これは、林野庁が直接担当官庁ということですから、森林組合の信用事業に限らないわけで、この問題は今後の宿題ということになるわけですが、こういった点についてはどういう方向でこれからやられるつもりであるか。行政担当の方としてどう考えておられるか。

○藍原政府委員 信用事業の問題につきましては、いま武田総裁なり農林大臣からる御説明がございましたとおりでございますし、私どもも、検討会の結果、林野庁におきまして今後検討を進めるといふ御指示をいただいております。したがって、私どもといたしまして、その御趣旨に従いまして、今後森林組合に信用事業を与えることがいいのか悪いのか、またどういふところに問題点があるのか、内部的な要因あるいは外部的な要因、そういうものをすべて検討していこうという姿勢で専門家に集まっていただきまして、林野庁の中で鋭意検討を進めていく予定にいたしております。

○角屋委員 これは、森林組合法の単独立法の場合も、ドアをあけたら単独法をちゃんと持つて出なければならぬというふうに附則第二条でくくったわけですね。あれは前に漁業災害補償法のと

にも附則で、検討事項ということで、私責任を持つておる当時にやったことなんですけれども、同じ手法で、附則第二条でやったわけですが、検討検討と言つておつて、大臣も三年と言われてもと言つておりましてけれども、これはいつまでも検討でよろしいというわけにいかぬ。だから、これはこれからの準備体制を見なければなりませんけれども、やはり先ほど来、特に時間の少ないところ、農業協同組合、漁業協同組合の点に触れて、同じく単独法としてスタートする森林組合については、嫁入り道具がこれとこれをこれがないてはいかぬといううちのはやはり重要なものがまだ持っていないという状態でスタートするという感じがするんですね。これは大臣も前向きに検討すると言つても、林野庁の長官は、信用事業を付与するのがいいのか悪いのかとまだ言つておる。基本的方向としては付与するという前提に立つてやるべきだと思つておるんですが、大臣、どうですか。

○中川国務大臣 前向きでやることは長官も変わりはないと思つてございしますが、先ほど申し上げたように、農業協同組合との関係、信用事業との関係、あるいは収入が臨時的であり、しかもばらばらであるというふうな実態や、あるいはこの複雑な金融のネットワークに乗り切れるか、あるいは現在の協同組合の力をもつて信用事業を普遍的にできるかというふうなことがありますから、前向きとは申せ、三年以内にはやるんだとかいう前提で踏み切るわけにはまだ残念な感じがしない。ただ、組合合併助成法ですか、これも先般通していただきましたので、合併も促進をする、そして広域的な力強い森林組合というものが育つていく等の全体のことをにらんで最終判断をいたしませんと、せつかくの御指摘ではございしますけれども、やるんだという前提で、何年以内に仕組

みを考えるというところまでは残念ながらいきかねるわけでございますが、重要性も認識しておりますし、仕組みその他についても、何かうまい方法がないか、活路を求めるための最善の努力をしたいということでも御了承いただきたいと存ずる次第でございます。

○角屋委員 いまの中川農林大臣や林野庁の長官の御答弁からいきますと、三年以内に法律の改正を通じて森林組合に信用事業を付与するかどうかという点は、ちよつとまだ見通しははっきりしないという感じがしますけれども、それは、いつまでも延ばすということではなしに、これは検討会でも、今後林野庁において調査検討を進めるといふことを言つておるわけですから、積極的な姿勢で臨んでもらいたいということを強く注文しておきます。

同時に、森林組合が信用事業を付与されるためには、だんだんそういうことになっていくということも必要なのですね。時間の関係もあつて、農林漁業金融公庫総裁の立場にある武田さんの方に、森林組合をめぐる資金循環の実態というのを、全森連とか県森連とか森林組合、林家等、これが農林公庫あるいは農林中金あるいは農協や銀行その他の金融機関とかかわり合ひにおいて、森林組合をめぐる資金循環がどういふふうになっているかということについては、私自身資料を持っておりますけれども、そういう中で、農林漁業金融公庫の林業面の制度金融、これは造林資金が相当のウェイトを占めるというふうに思いますけれども、こういった農林漁業金融公庫の資金の貸付業務ぐらひは森林組合の方に委任をして実施をさせる、こういったようなことは、農林経済局の直接担当部局もあるわけですから、農林省として、森林組合が信用事業をやっていく、そのための第一歩として、とりあえず現段階において農林漁業金融公庫の資金の貸付業務ぐらひは委任を受けて森林組合が実施することができるといふふうにするべきではないか、こう思うわけですから、こういう点については、農林漁業金融公庫としては、農林省さえそれはオーケーすれば結構でございますというところであらうと思つておりますが、いかがですか、武田さん。

○武田説明員 私どもの業務の委託につきまして、現在の公庫法のたしか十九条だったと思つて

すが、それで農林中央金庫その他金融機関に対して委託することができるといふことに規定されておりました、そういう点から、どうもいまの森林組合ないし森林組合連合会に私どもの業務を委託をする、いわゆる委託貸しの道を開くということ是非常に困難な状態でございます。この公庫的な解釈は、現在までの私の聞いております限りの解釈としては、その金融機関の中に森林の組合を入れるわけにはいかないというのが公的な見解になつていふやうでありますので、その点がまず第一に制度上の障害になつていふことでござい

ます。それからあと、現実にその障害がなくなつたときにとりかかるといふことにつきましては、それぞれ連合会なり何なりの能力といったものを見た上で個別に判断をしていくよりいたした方がなからうかというふうに思つております。

○角屋委員 この問題については、農林漁業金融公庫の業務方法書との関連で、そういう道が見出せるかどうかという意見も必ずしもなくはないわけでありまして、いま武田さんの言われたようなそういう制約条件というものはもちろんかわつておると思つております。この際、今度は政府側ですけれども、先ほど大臣も言葉としては言われましたが、農業近代化資金、漁業近代化資金と同じような趣旨において、この信用事業の付与の問題に関連をして、やはり林業近代化資金の創設といったような問題も関連をして検討を進めてもらいたいと思つし、いま言った農林漁業金融公庫の貸付業務ぐらひは、委任を受けて森林組合が実施できるように、いわば信用事業を付与していく力をつけていくという立場から、農林中金の關係なり、農林漁業金融公庫の關係等については、農業協同組合や漁業協同組合が取り扱つておるような形のものを、できるだけ力をつけさせるためにも森林組合に付与する、そういう改正についても、成案を得られれば適当な段階でそういうものを出してくるという積極性

が私は必要であるというふうに思うのですが、その点どういうふうにお考えでしょうか。

○藍原政府委員 いま総裁の方から制度的なお話でございますが、実態といたしましては、公庫から長期の資金を借り入れました場合には、果の連合会を通じて流しております。実態的にはそういう形になっておりますし、また林業といたしましては、先生十分御存じのとおり、林業改善資金というものを数年前設定いたしましたので、そういう形で、名前は近代化資金ではございませんけれども、改善資金という形の中で、これからの林業のいろいろな問題について対応すべき融資制度というものを考えております。

そういうことで、私もいたしまして、森林組合がさらにこれから強化されるためにも、いろいろの方途を考えなければいけないというふうに思っておりますし、いま先生がおっしゃいましたようなことも含めまして、今後、森林組合がこういう信用事業に関連いたしますいろいろな金融的な問題にどう対処していくのかということにつきまして、引き続き十分検討はしてまいりたいというふうに思います。

○角屋委員 林業改善資金が現実にあることは私も自身も知っておるわけでありまして、やはり林業の性格から見て、林業近代化資金という場合は長期性を持たせる、あるいは金利についてもなるべく低い金利という前提に立たなければ、国有林野事業だって、政府自身が特別措置法を出す、社会党自身も再建整備の特別措置法を出す、林業に関する問題では国有林は別であって、民有林については置かれておる条件はそれほど厳しくないというものはなしに、やはり林業をめぐる情勢というのは、国有林であれ民有林であれ非常に厳しい条件に置かれておるし、これは相当の期間続くということですから、森林組合自身の問題についても、こういった金融面についても厳しい情勢下においてどう対応していくのか、あるいは森林組合自身について、田舎へ行けば農協や漁協と肩を並べて一緒に近くにおるわけですから、

も、そういう面でも、いつになっても、一方の方はちゃんと信用事業は付与されておる、一方の方はそういうものは付与されないという形が続くと自身は、これはやはり新しい門出に当たって、なるべく早い機会に信用部門を付与します、そのためのいわば訓練というわけで、力をつけるためにもかくくしかじかのものはいずれその前にでもやらせまう、こういった姿勢がなければならぬというふうに私は思うのです。これを強く求めておきます。

次に、武田さんも指摘されました「組合員の行う林業に関する共済に関する施設」というふうな形で、それぞれ関係事項の中で、森林組合あるいは同連合会あるいはそれに対する政府の監督指導あるいは共済規程といったような形で、第九条第二項第十一号、第十九条、第二十条、第二十一条、第二十二号といったような関連で新しく組合の行う共済事業について法的根拠を与えたわけです。

そこで、この問題で若干お聞きしたいと思うのですが、御案内のとおり、全森連共済あるいは国営の保険、民営の保険の現在は三本立てになっておるわけでありまして、この三本立てを、いわば現状を肯定して、全森連の共済について、今度の単独法制定の際に法的根拠を与えるというようにしたわけですね。これは現状肯定の上に立つ限りは必要な措置だというふうに思います。

そこで、現実には全森連共済、これは昭和三十一年から福利厚生事業で開始されたものでありますし、それから国営保険については昭和十二年から開始をされておるわけでありまして、民営保険は民営としてやられてきたわけでありまして、いまのところ、全森連共済、国営保険、この二つは保険の対象を人工林を中心にして、国営保険の場合には人工林、あるいは全森連共済の場合には人工林と特約で伐倒木ということをやられるわけですが、これも、このなわ張りは一応ある程度仕分けがされておるのには見えますが、一方で国営保険があり、一方で全森連共済が従来から行われておるって現実に行われている、これに法的根拠を与え

られる。この全森連共済と国営保険の将来展望は、政府としてはどういうふうにお考えおられるか、農林省としてはどういうふうにお考えおられるか。団体側から言えば、国営保険を全森連共済の方にいたいただいて、そして異常な災害のときには農業災害補償法に基づく農林業あるいは漁業災害補償法に基づく漁業のように、政府が再保険をするというふうな形をとってもらえれば、団体自身でやれるというふうな意見も聞くわけでありまして、民営保険はともかくとして、全森連共済あるいは国営保険、現状については述べませんけれども、この将来の方向については、これは果等もずいぶんいろいろ団体側と折衝され、また武田さんのところでも検討されたことなんですけれども、今後の方向として、当面どう考えておられるのか、それをお聞きしておきたい。

○藍原政府委員 いま先生御指摘のように、ただいま三本立てで運営されておるのが実態でございます。一つが一般の民間によりまして民営の保険でございますし、一つが森林組合がやっております共済事業でございますし、一つが国営でございます。

民間がやっております保険につきましては、これは火災だけが対象になっておりまして、主として加入者も会社有林が中心になっております。それから森林組合がやっております共済事業は、契約面積の大体七〇％ぐらいがいわゆる三輪級、十年生以上の森林が中心になっておりまして、国営保険の場合には約八〇％が一、二輪級、すなわち十年生までという形に大体実態としてはなっております。こういう実態になっておるといふことは、やはり若齢の森林の方が事故率が高いいというところ、そういうところでいろいろ危険負担も多いということでございますし、私どもも、そういう形で現在三本でやっておりますのがいいのかわいのか、非常に問題もございまして、さらには森林火災共済事業が進展してまいりまして、行政管

理庁の方からもいろいろ指摘も受けております。そういうこともございまして、国営保険とこの森林組合がやります共済事業とのあり方につきまして、大きな課題として私ども受けとめておりまして、そういう観点から、総合的な問題の一環として検討を続けてまいりたい、こういうふうに思っております。

○角屋委員 いまお話しのようなことで、この三保険の契約保有状況というものを見てみますと、昭和五十一年の場合、全森連共済では面積にして八十六万九百三十六ヘクタール、全森連共済の金額としては二千五百三十億程度、国営保険の場合は面積にして三百三十八万八千九百五十二ヘクタール、金額にして三千三百六十五億、こういった形でありまして、民営保険の場合は、同じく五十一年度で金額にして二百九十二億、こういうことで、この面積合計をいたしますと、人工林約八百万ヘクタールを超えておるわけですが、三保険のカバー率というのは大体三割ということになるわけです。

いずれにしても、いまこれからの問題については、今後全森連共済、国営保険の問題については考えたい、それは現段階ではそういうことだと思えます。しかし、たとえば噴火に対して森林災害の問題をどうするか、これはいまの三保険ではそういう形のものを入れてない、あるいはこういう森林災害に対する新しい要請というものがある、林業の方からある場合に、林業災害としてそれをどう受けとめるかといった問題も含めて、全森連共済が森林組合法によって法的根拠を与えられた機会に、新しい気持ちでこの二保険の今後の方向をどうするかということについて前向きな検討と適切な措置をとるようにはせしめてまいりたいというふうに希望いたしておきます。

森林組合、従来の施設組合が作業班を持って、いわゆる受託によるところの森林の施業または経営等を担当してやっておりますわけでありまして、これも、この森林組合作業班の状況を見ますと、大体六割近くが作業班の設置をし、約五万を超え

化の傾向もありますし、この森林組合の作業班について、やはりこれは仕事を恒常的に与えなければならぬという問題、そういう点についての工夫はどうしているのか。あるいは社会保障制度として、一般的な労働者の間でだんだんに改善をされてきておるわけですが、どういふ水準にあるのか、まだ制度的に残された問題は何か。たとえば退職金等の問題については、これはことしから予算をとって三年間でとりあえずスタートができる準備をしようということをやっておられるわけですが、それらの問題についてひとつ御答弁を願っておきたいと思ひます。

○藍原政府委員 森林組合が今後発展していくためには、やはり森林組合が行います森林に関連いたしますいろいろな事業が今後とも伸びていく必要があると思ひますし、やはり森林組合が行います事業の中心は、この作業班がこれを行ひまして、地域の森林経営の中核として動いていくということが将来とも必要であろうというふうに考えております。

作業班の実態は、いま先生が御指摘になりましたように昭和五十年年度末現在で約五万七千人となっております。そして作業員の七割近くが森林組合員またはその家族で占められております。こういうような作業班でございます、みずから経営する農林業の傍らに、短期的に森林組合の作業班員として就労する者が多いというのがこの特徴であらうというふうに考えております。

こういう作業班でございます、確かに社会保障的ないろいろな制度に對しましては、私どもも鋭意その加入等々に努力するような推進をしてまいりましたけれども、現在年間の就労状況を見ますと、九十日未満の者が約三割程度を占めるというようないろいろな実態でございます。そういう観点から、労働者を対象にいたしました社会保障制度への加入というものが、労災保険を除きましては非常に低位にあるというのが実態でございます。しかしながら、制度的に見ますと、医療及び

年金につきましては、国民健康保険あるいは農林年金または国民年金ということで対応することが可能になっておりますし、また失業保険につきましても、五十年四月に雇用保険法が改正になりました、林業につきましても当然適用ということになりまして、制度上の基本的な問題は、退職金制度を除きましてはほぼ私どもは解消されているのではなからうかというふうに考えております。

そこで退職金につきましては、一般の中小企業の退職金共済制度がございまして、これは林業にも任意適用という形で適用されることになっております。ただし、特定の事業主に常雇いとして一年間大體通年して雇用される労働者を対象にしております関係上、先ほど申し上げましたように、林業労働というものが、その就業の実態が季節的あるいは間断的であるという問題から、非常に適用が困難な実情にあるというのが実態でございます。そこで、私どももいたしましては、林業の就労の実態に適應いたしました中小企業退職金共済法に基づきます特例的退職金共済制度の創設をできるだけ早く実現するべきではなからうかということ、五十三年度から新たにこれに對する施策を実施することにいたしております。

森林組合の作業班員の社会保障制度への加入につきましましては、森林組合の育成強化を図る一方、林業労働改善推進員というのがございまして、林業労働改善推進員というのがございまして、この指導等を通じて、先ほど来申し上げましたような非常に加入率の低いものもございまして、一層推進してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○角屋委員 この林業労働者は、国有林の場合でも民有林の場合でもそうすけれども、今後必要な林業労働力を確保するということはなかなか困難になってくる。現実には木材生産の比重の高い山村振興法等で対象になっておるようなところは、実際は、面積としては相当半数近いウエートを占めておるけれども、人口比率から言えば数%にすぎないといったような、数字は挙げません

けれども、そういう実態になってくるわけですね、総人口からいけば。だから私は、この林業労働者というものをやはりきちっと近代的労働者として確保していくという立場からいけば、港湾労働者に港湾労働法があるように、林業労働者にも林業労働法というふうなものの制定を前向きに考えて、そしてやはり林業従事者の労働条件とかあるいは福祉の向上というものを進めるべきではないかというふうに思ふのです。今度の森林組合法の中で、第二項の十二号のところで新たに「組合員の林業労働に係る安全及び衛生に関する施設」ということで、これは後ほどまた同僚議員からもそういった条項についてはさらに質問が展開されると思ひますけれども、そういったことも含めて、やはり林業労働者の近代的労働者としての条件を整備する、そのためには林業労働法というものも政府自身でも前向きに検討すべきではないかというふうに思ひますが、その点について大臣いかがですか。

〔山崎(平)委員長代理退席、片岡委員長代理着席〕

○藍原政府委員 林業労働につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、一応森林組合の作業班としてつかまえた場合には五万人強の作業班員がおりますし、それが最近の状況を見ますと、大體その数字で固定しているような実態でございますが、また林業に従事する人間はどうかということをお調べすると、大體二十二万人、全国に統計では出ておまして、ここ数年さほどその数字も異動はいたしておりません。しかしながら、やはりその林業労働の内容を見ますと、質的な問題としては非常に高齢化の傾向にもございまして、新規参入者の参入が非常に少ないというようないろいろな実態もございまして、こういう林業労働を取り巻きます情勢は非常に厳しい問題もございまして、私どももいたしましては、林業労働の対策としては非常に、これにつきましましてはやはり適切な施策を講ずることが必要であらうというところは十

分考えておる次第でございます。

ただ、いま先生が御指摘になりましたような林業労働法という問題になりますと、やはり林業労働の特殊性が非常にございまして、したがいましなかなかなその辺につきましましてはむずかしい問題もあるというふうなわけに理解いたしておりますが、特に林業労働の特殊性といたしましては、森林所有規模が非常に零細であるということ、あるいは作業が非常に季節的で制約的であるというふうなこと、また先ほど申し上げましたけれども、農業等の兼業労働力に依存する割合がきわめて高いというふうな問題、こういうようないろいろな形態の労働者がおりまして、さらにこれが全国的には非常に散在しておるというふうな問題もございまして、そういう観点から、これを法律によりまして一元的な体制に展開していくということとは、その基盤が必ずしも私には十分ではないんではなからうかというふうに理解いたしております。

○角屋委員 三、四時間もあればですけども、時間が二時間に限られておりますので、広範な問題に詳細に触れることはできませんが、やはり今日林業をめぐる情勢が厳しいというこの条件の中には、国内の森林資源の積極的な培養といひますか、そういうものがやはり忘れられて、安易な外材依存主義、しかもこれは、外材を取り扱うのは商社の意図によつてやられる、外材がいれば日本の木材需要の中がとちりとビルドインされるというところに、基本的な問題があるというふうには私は思ふのです。やはり外材輸入の増大ということが国内の森林資源の荒廃、そのまた荒廃を通じて外材輸入の増大という悪循環といったようなことに今日なつておると私は思ふのです。

そこで、まず冒頭にお伺ひしたいのは、御案内のとおり、森林法に基づいて森林資源に関する基本計画というふうなものがずっとやられてきたわけですが、さらに林業基本法が御承知のように昭和三十九年に法律第六十一号でございまして、同法の第十條第二項の規定に基づいていわゆ

る「重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」というものが立てられるわけでありませうけれども、これが昭和四十八年二月十六日付で昭和四十一年四月五日付の総理府本府公表のものを改定したわけでございます。この昭和四十八年二月十六日付の「重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」というものを、用材の総需要量の見通しと実績、あるいは国産材供給量の見通しと実績、あるいは外材供給量の見通しと実績というものを、現況においては、やはり現態を今後低成長下において展望しながら、現実将来展望として合うように改定をするということも含めて、どう考えておられるのか、その辺のところをお聞きしておきたいと思ひます。

○農林政府委員 森林資源に關します基本計画あるいは需給の長期見通しにつきましては、ただいま先生御指摘になりましたように、林業基本法ができて以来これをやっておるわけでございます。まして、昭和四十八年の二月に閣議決定を見たものが現在考え方としてわれわれの指針になっておるわけでございますが、御存じのように、基本計画は、指向いたします森林資源の状態あるいはこれに至るまでの十年ごとの森林資源の状態を五十年間にわたりまして定めまして、また長期見通しは林産物の需給を十年後及び二十年後について見通したものでございます。御案内のように、四十八年当時はまだわが国の経済も伸展いたしておりました、現在の経済あるいは社会情勢と比べますと非常に大きな違いがございます。したがって、そういう時点に、その時点の政府の考え方や施策なりを基礎にいたしまして長期の見通しというものをつくったわけでございますが、その後森林、林業を取り巻く内外の環境も非常に大きく変化いたしております。それから木材の需要なり価格も非常に低迷いたしております、林業コストの増大あるいは林業の生産活動の停滞などが非常に厳しい局面に現在来ております。そこで、先

生がただいま御指摘になりましたように、この基本計画あるいは長期の見通しと実績の間には確かに乖離が生じておることは事実でございます。

具体的に申し上げますと、昭和五十一年におきます用材の総生産量の実績は、この時点に対応いたします長期見通しの推計値に比較いたしますと約一三%落ち込んでおります。それから国産材の供給量につきましても実績は約二五%の落ち込みになっております。また人工林の面積でございまして、これは昭和五十一年度現在で最終目標の約七一%、九百三十八万ヘクタールに達しておりますけれども、これも五十一年度に対応いたします基本計画の推計値の約九二%、前二者に比べますと非常に高うございますけれども、やはりある程度低い水準になっております。

このような乖離が生じた主な原因でございますけれども、いま申し上げましたように、わが国の経済成長のあり方がある意味で変わってきたという非常に大きな問題がございます。ことに四十八年をピークとして停滞し、その後いわゆる安定成長に移行したというように、この変動に影響されるものが非常に多いというふうに考えます。

ただ、これらの計画につきましては、林木の生育期間が非常に長いという問題がございます。したがって、そういう特性にかんがみて、きわめて長期の観点からこの計画も策定されております。また一方では、森林、林業の諸施策に關します基本的な指針としての性格もこの計画は持つておるわけでございます。そういうことから考えまして、この計画につきましましては、ただ短期の変動がいろいろあつたからというので実績と対比するだけでは必ずしも十分ではない。そういう比較も非常に必要ではございませんけれども、ただ単にそういう比較をするだけではなくて、やはり今後日本の経済の推移の方向を十分見ながら、広く各界の意見を聞きながら所要の検討を進めていく必要があるというふうに考えておまして、私もそういう観点から、いろいろな関係者の御意

見を聞きながら必要な検討は進めていく所存でございます。

○角屋委員 建設省から来ていただいておりますので、けさの新聞にも出ておりましたように、これは公共事業を景気刺激の一つの決め手のように政府は言ひながら、しかも、そういう中で住宅建設に相当ウエートを置いてやろう。現実には去年の公団住宅あるいは公営住宅はなかなか目標にいかない。またことしの場合も、景気刺激の重点項目として住宅建設を取り上げるけれども、これは果たしてそれなりの影響、力を持つのかという点にも不安がある。きょうは森林組合法の議論でありますけれども、森林組合法で出てくる材木そのものは住宅にもやはり使われていく。その場合に、大都會等においてはプレハブ式のものの、あるいはいわゆる在来工法というのじやなしに他のやり方でやられていって、輸入材がそういう面に相当振り向けられる。地方に参りますと、在来工法で建てるところももちろんありますけれども、建築関係については外材比率というものがだんだん増大をしていく。これは農林大臣も國務大臣として関係があるし、建設省との関係では、輸入がどんどんふえていくというところで国内の林業は荒廃をしていく、その中でまた輸入材がふえるという悪循環を断ち切らなければならぬ。したがって、長期見通しのこともありますけれども、そういう点では、輸入問題については商社の恣意に任せるのではなく、農林省が中心になって、責任ある関係団体との間で、いわゆる需給調整等を中心にした協議会というふうなところで十分適切な対応ができるというふうなことも考えていかなければならぬんじゃないかと思ひますが、それは農林省関係の問題で、建設省にお聞きをしたいのは、いま言ったように、公営住宅、公団住宅はこ数年目標どおりいかない、今度は決め手の一つとして住宅建設ということをやっているけれども、これもうまくいかどうか、そういう問題について、建設省としては今後どういうふうな対応をしていくのかという点について御答

弁を願つておきたい。

○鴨沢説明員 住宅計画課長でございます。ただいま御指摘の住宅建設計画が今後うまくいく見通しであるかどうかというお尋ねでございますが、私ども、現在、昭和五十一年度を初年度とする第三期住宅建設五カ年計画を実施をいたしております。現在のこの計画の進捗状況は、五十三年度の予算を計画に入れた上で、三年度で六一・九%程度の達成率となる見込みでございます。したがって、第一期、第二期と比べまして三年目における進捗率もむしろ従来よりも上回つておるという現況でございます。したがって、総戸数についてはそういう点では心配をいたすような状態ではないと考えております。

ただ、御指摘のように、最近大都市を中心としたしまして、その中身としての公営住宅、公団住宅というものが建ちにくくなつてきているというのは事実でございます。そこで、これらの問題に対しましては、たとえば関連公共施設の補助金を五十三年度から創設するとか、それ以外にもいろいろ団地建設の促進を図るような手を着々打つてまいっております。そういう方法によつて公営住宅あるいは公団住宅の戸数は何とか確保したいというふうに考えておりますが、計画全体としては、先ほど申し上げましたように達成の見込みは十分可能なところであるというふうに考えております。

○角屋委員 あと二十分ばかりになりましたので、相変わらず基本的な問題でお尋ねすることを予定しておりましたが、数項目法案関連の方に入つていきたいと思います。

これは四十九年度改正のときに相当な改正をやつたわけですが、なおかつ今度の森林組合法案の中で、従来の森林法と対比をした場合に、法第六條第一項の規定、第七條の規定を初め、新旧の比較表でたくさん改正部分があるわけですから、その重要なものについて、理由は要りませんから簡潔に説明を願つておきたい。

○石川政府委員 主だったものだけを取り上げて御説明いたします。

今度の法六条一項でございますが、これは独禁法の適用除外規定でございます。従前「商業又はサービス業を主たる事業とするものについては二十人」とございましたのを「小売業又はサービス業を主たる事業とするものにあつては、五十人」ということに改めております。

七条でございますが、事業利用分量配当等の課税の特例について規定を新設をいたしております。八条でございますが、登記に関する規定を法文上削除いたして、政令委任をいたしております。

九条一項四号でございますが、病害虫の防除その他組合員の森林の保護に関する施設を必須事業にいたしております。

九条二項十一号あるいは法十九条から法二十二条、それから百一条一項十三号、百九条一項の準用を新設いたしております。これは林業に関する共済事業関係の明文化規定でございます。

法九条二項十二号、百一条一項十四号でございますが、これは組合員の林業労働に係る安全及び衛生に関する施設を新設したことに關する規定でございます。

法九条九項でございますが、これは必須事業の員外利用の制限を緩和しております。

法十条でございますが、森林組合が信託事業を行いますときに信託規程を定めなければならないというようにいたしております。

法二十七条一項でございますが、組合員資格を森林所有者たる個人と法人とに分離して規定をいたしております。

法六十一條一項でございますが、森林組合の総会の議決事項として連合会の設立、加入、脱退等に関する事項を追加をいたしております。

法七十九條でございますが、行政庁が組合の設立を認可しない場合といたしまして、「事業の目的を達成することが著しく困難であると認められるとき」ということを追加いたしております。

それから、法九十三條第二項第一号でございますが、生産森林組合の事業として食用きのこの生産というのを追加いたしております。

法九十四條でございますが、生産組合の組合員の資格を「組合の地区内に住所を有する個人で林業を行うもの又はこれに従事するもの」と改めております。

法九十五條第一項でございますが、生産森林組合の組合員の事業の常時従事義務を緩和いたしまして、二分の一といたしております。

それから法百条第二項でございますが、生産森林組合に総代会の規定を準用することといたしております。

法百一条でございますが、森林組合連合会の事業として監査事業を新設いたしております。

法百十一條第三項と百十二條でございますが、共済事業を行う森林組合等に対する随時検査、行政庁の監督上の命令等の規定を新設いたしております。

それから、法百十一條第四項でございますが、生産森林組合に対します常例検査の規定を廃止いたしております。

法百十三條第三項、第四項でございますが、信託規程等の承認の取り消しの規定を新設いたしております。

以上でございます。

○角屋委員 いま、旧来の森林法の中における森林組合制度の關係と新法として出しております森林組合法との關係の對比で、主な改正点ということについて説明がございました。時間の關係もありましたので、そういった中で数点だけお伺いをしておきたいというふうに思っています。

森林組合については、従来は施設組合あるいは生産組合という区分がありましたけれども、今度森林組合と生産森林組合というふうに二区分になったわけでございますが、今度の森林組合の組合員のところを見ますと、第二十七條第一項第二号というところを、「組合員たる資格」の中で、「生産森林組合その他の森林所有者たる法人」ということで、生産森林組合が森林組合の組合員になるということに明記したわけですね。今度は生産森林組合の方を見てまいりますと、生産森林組合の場合に総代会等を新設する等の問題もござ

います。要するに、生産森林組合自身が連合会を持てるというふうな形を考へておられるのかどうかとこの点で疑問があるのと、本来、森林組合の中の組合員に生産森林組合が入るわけでございますが、それがまた生産森林組合自身でも連合会を持つというところになりますと、将来の森林組合全体の運営の中で問題が生じないのかどうか、そういう方面の指導はどういうふうにかつていかれようとしておられるのか。これは、本法の附則を見てまいりますと、附則第四条のところで、「この法律の施行の際現に存する連合会であつて生産森林組合連合会という名称を使用しているものについては、第三條第一項に規定する要件を満たすものとみなす」という形で、連合会というものは認められていく。これは、経過措置としてこうなるわけですね。従来ですと生産組合もあ

りましたけれども、今後の方向として、そういう指導方針として森林組合の方の連合会、それから生産組合も連合会というふうな形のものを並行して考へていくのかどうか。こうなりますと、森林組合全体の運営の中では将来問題が生じないか。しかも、生産森林組合については、今度新たに農林中金の点についても法改正を通じて出資ができるという形を加えたわけですね。その辺のところの指導というのはこれからどうやっていかれるつもりなのか、明らかにしてもらいたい。

○石川政府委員 御指摘のように、組織の性格から申し上げますと、まさしく生産森林組合はいわゆる生産を主体といたします組合でございます。そして、その上部の段階として、従来であります施設組合、今度の改正でございますと森林組合がある。その森林組合を中核といたしまして、連合会が異段階あるいは国段階に形成されていくというのが常道であるかと思っております。

私ども、現在考へておりますのは、今後の行政指導といたしまして、生産森林組合につきましては極力森林組合に加入をしていただく、その森林組合が連合会を組織し、あるいは全国連を組織していくという姿を望んでいるわけでございます。

が、先生いま御指摘のように、現段階では生産森林組合が組織します連合会が存在をいたしてあります。これはただ一つでございますが、現存しておりますので、その現存しておりますものは現に存在をいたしておりますものとして存在させざるを得ないということで附則等の規定があるわけでございます。

それからもう一つ、それではなぜ生産森林組合がいきなり連合会に入る道を現在も開いているかというところでございますが、これは、実は、市町村等の段階で森林組合が存在いたしません。その下部組織としての生産森林組合だけが存在しております。その約百六十ぐらいでございます。そういう地域につきましては森林組合に加入させ、連合会直接加入というのをしなくともいいわけでございますが、直ちにそういうことは不可能でございます。道といたしましては生産森林組合を連合会に加入させる道を開いておりますが、今後の指導方針といたしましては、先ほどから申し上げておりますように、生産組合は、第一義的には森林組合に加入し、その森林組合が連合会に加入していくという方向で行政指導をいたしてまいりたいと考えております。

○角屋委員 役員の兼職禁止の問題ですけれども、これは従来、森林組合の場合には、監事については兼職禁止の規定が明定されておったわけですね。今度は理事について監事または使用人になることができないという禁止規定があるわけですね。これは法のたてまえ上は、やはり森林組合がこれからスタートしていく場合に、従来は監事だけでしたけれども、筋道を立てていくという考え方に基いて理事についてもそういう形をとったのだらうと思う。ところが、現実には、森林組合というのは労働班のいわばリーダー的な者、あるいは労働班の中で熱心に仕事をしておるような者が一部理事の中に入るといふ形があるようですね。今度は規定できちんと厳しくなるのは、筋道と

してはわかるけれども大変困ったことだという声を、率直に言っておくわけだ。この点については、経過措置の中では、御案内のとおり、附則第七条のところで、前段は読まずに中段から読みますと、「この法律の施行の際現に森林組合、生産森林組合又は連合会の使用人と兼ねている理事については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。」六月間は待つてやるといふ形に第七条で書いておるわけだけれども、筋道としてはわかるけれども大変困ったことだ、率直に言つて、第一線の森林組合のそういう実態がございす。これはまあこれとして、第九条のところでは、今度は「この法律の施行の際現に在任する連合会の理事については、その任期が満了するまでの間は、第五十五条本文の規定にかかわらず、なお旧森林法第五十六条本文の規定の例による。」こちらの方はその任期が満了するまでという形にしておる。それで、一方の方の理事の点については、「この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。」六月間は待つてやるといふことになつておるわけだけれども、この辺のところは筋道と実態論という面で見るとどういふところまでを考慮したらいいのか、私自身も確かな判断というものも明確に持つておるわけではありませぬけれども、実態から見ると困ったことだ。従来は監事だけだったけれども、理事にもきつちつとしてきた。筋道としてはわかるけれども、困ったことだといふ声を聞くわけですが、その辺のところは、これはこうして出しておられるわけだけれども、どういふふうな考へておられるでしょうか。

○石川政府委員 御指摘のとおりでございます。筋道といたしまして、やはり理事と使用人の関係を峻別をいたしますためにこのような規定を設けたわけでございますが、いま御指摘のように、森林組合の場合に熱心な理事の方が労務班員として事業をなさつてゐる、仕事をなさつてゐるといふ関係がございす。そこで私もいたしましては、今後の方針といたしまして、労務班員として働いていただきます場合に、これを使用人として

の報酬ではなくて理事の報酬として払つていただくように、理事活動の報酬として払つていただくように指導をするということが一点でございます。それからもう一点は、作業班として労務を提供いたします場合に、いわゆる理事の権限を行使しない、理事として活動をしていふことなどを規約に明定をいたします。このことによりまして労災保険等が適用されることが可能となるわけでございますが、以上のようなことをよく指導いたしまして、従来のような活動をしていたことが可能なように指導をしていきたいと思つております。

○角屋委員 だんだん結びをしなければならぬ段階になりましたが、今回の森林組合法案に基づいて森林組合が新しい気持ちでスタートする。何か嫁入り道具がまだきつちつとそろつてないという実感を私自身は持つておる。森林組合の単独立法制定を検討せよ、附則で、玄閣を出たら、必ず森林組合法の単独立法を持たなければ玄閣を出られぬという形で、農協、漁協と対比をして、第一次産業のいわば林業面を持つ組合としてスタートができるように、その点では何もかもそろつていふという感じを持つてない。

私、きょうは全部はできませんから、若干のポイントについて議論をしてみたいが、そこで、森林法で明治四十年以来そこに寄居しておつたわけだけれども、単独立法として森林組合がスタートする場合は、当然、従来もそうでありましたけれども、いわゆる森林法がある、一方には林業基本法が新しく制定された。このいづれもから、森林組合はやはり担当すべき仕事については担当して、森林組合としての仕事をやっていかなければならぬ、こういうことになるわけですね。だから、そういう点で、森林組合法というものが新しくスタートするに当たつて、森林法との関係、林業基本法との関係、こういう点についてはどういふ方向で指導されていかれるのか、基本的な考え方をひとつ御答弁願つておきたい。

○藍原政府委員 先ほど来先生からも御指摘があ

り、また大臣その他から答弁いたしておりますけれども、森林組合につきましては、いま先生御指摘になりましたように森林法の中から抜け出しまして、森林組合法という形で新しく取り出し、単独法として今度は根拠法規になるわけでございます。けれども、私も私どもの考へをいたしましては、やはり日本の林業なり林政というものを考へてまいりますと、森林の保護増進を主たる目的とした森林法を中心とした保安林の整備臨時措置法だとか、あるいは森林病虫害等の防除法だとか、そういう森林法を中心とした一つのグループが法律としてはございす。それからもう一つは、林業の発展と林業従事者の地位の向上を中心とした森林基本法を中心としたもので、入会林野の近代化法だとかあるいは林業改善資金助成法、こういう関連法がございまして、大きく分けますとこの二つのグループに分かれて林政というものは推進されているというふうにおわれは理解いたしております。

今回私も御討議願つております森林組合法案は、その目的規定におきまして、第一条に書きましたように、一方では林業基本法の目的といたしまして森林所有者の地位の向上を図るといふことがございすし、他方では森林法の目的といたしまして森林の保護増進、生産力の増進を図るといふことと、両面を並列して法律にも明記しておるわけでございます。今回の森林組合法案はこれらの二法を踏まえて今後とも森林組合が発展成長していくというふうに私も考へておる次第でございます。

○角屋委員 最後に大臣にお伺いをして質問を結びたいと思つておるわけだけれども、林業基本法及び森林法と新しく発足していく森林組合法との関係について、いま長野県庁長官からも御答弁ございましたが、いわゆる農協協同組合、漁業協同組合と、単独法としてすべり出します森林組合法という場合の森林組合の仕事という場合に、いわゆる公益的機能というものは非常に重い任務と

して森林組合にはかぶさつておる。

長野県はかつて緑の効用というふうなことで、昭和四十七年でしたか、とにかく十二兆円近くの緑の効用というのを森林がもたらしてゐる。いまの価値に換算すれば二十兆円を超えてゐる。けれども、いづれにしても、そういう保安林等を含めて国土の保全あるいは水資源の涵養、自然環境の保全、形成といったような公益的任務を持つておるし、それをまた森林組合というのは今後とも一つの重要な仕事としてやっていかなければならぬ。これは農業をやつていく場合、漁業をやつていく場合と違つた一つの重みを森林組合は持つておる。それだけの緑の効用があるというのなら、まだ滑り出す前に、私は、森林組合の実態というところに入つてさらに分析し、議論したいと思つたのですけれども、これは時間の関係上、同僚議員にまたやつていただけたらと思つてゐますが、実際森林組合というのは、農協、漁協から比べれば、政府が積極的なサポートをやらないと力強くスタートするといふわけにいかないと思ふんですね。そういう意味で、第七十七条の「組合に対する助言、指導等」「国及び都道府県は、組合に対して、その行ふ事業を通じて、森林の有する公益的機能の維持増進を図られるように、その健全な運営と発達に助言及び指導を行う等必要な配慮をするものとする。」というふうな従来文章をそのまま踏襲したわけですね。ここでもやはり「森林の有する公益的機能の維持増進を図られるように」という点を強調しておる。森林組合はこれを受けなければならぬということになつておる。それから第八十八条の「国の補助」のところでは、「国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、都道府県知事が行ふ第八十一条の規定による検査に要する経費の一部を補助する。」この程度なんです。「国の補助」と言つて大きく書いてありますけれども、この程度なんです。私は、やはり新しい門出のところには幾つかの国の補助というものがここに加つて、そうしてスタートする、はずみもできる、林業をめぐる情勢はきわめて厳しい、

それに耐えてやはり林業をやっていく、そういう森林組合のバックアップというものが政治的にいけば必要である、そういう情勢であると思うのだが、後の方になると、竜頭蛇尾というものはこのことだと思ふ。私はそういう点で、もちろん林業構造改善なりあるいは間伐に対する問題なり、あるいは新しく出てまいります監査士制度の問題なり、あるいは私が議論をしております森林組合、同連合会等の担当事業、そういうものに對するいろいろな行政指導なり援助ということ、これまた重要なことだと思ふのですけれども、もっとやはり森林組合プロパーに對する積極的なバックアップの姿勢というのが、これから相当な期間林業をめぐる厳しい情勢が続くだけに、国有林についても政府は改善特別措置法を出そうとしておる、これは二十年間を展望して、十年間とかかくこういうことをやろうと考へておるのだということとを提案をしておる。わが党の場合には、国有林野事業の再建整備特別措置法の形において、二十年間に政府よりもっと厚みのある再建整備の特別措置法を出しておる。民有林関係、森林組合関係については竜頭蛇尾のごとく従来どおりということでは果たしないのかどうかという点に、率直に言つて私は不満を持つておられます。緑の効用ということを政府が認め、またそれが非常に重要だということを言うなら、こういう厳しい情勢の中で積極的なそういうものを速やかにひとつ打ち出してもらいたいと思ふ。

最後に大臣のこれからの基本的な考え方と抱負というものを承つて、私の質問を終わります。
○中川國務大臣 角屋委員御指摘のとおりでございます。まさに日本の林業は、国有林を含めましていろいろな問題を持つており、林業自体の再建を図らなければならぬと同時に、林業の持つ公益的機能すなわち緑の問題を含めまして大事でございます。その一環として森林組合というものを独立させる、独立した法律によつてこれを運営していくということでございますので、組合の健全な発達を図るのみならず、林業構造改善やあ

るいは間伐等々国の助成措置も、ことしもかなり前向きではあります。一遍になかなかできない面も予算でございますが、ありますが、こうして新しく誕生いたしますことを契機といたしまして、国有林に改善を加えると同時に、より以上の気持ちを持って、森林組合法の誕生を契機として、万般にわたつて最善を尽くすということをお願い申し上げまして、私の決意をいたし、御了承をいただきます。以上で終わります。

○角屋委員 以上で終わります。
○中屋委員 此の際、午後一時三十分再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後一時三十分再開

○中屋委員 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。島田琢郎君。

○島田委員 本法案につきましても、すでに私の方から質問の要旨について大臣の手元にも差し上げてございまして、おおよそこの順序で進めてまいりたいと思ひます。

まず第一点でありますけれども、私も、四十九年の森林法の改正に当たつても、法案の一部改正で森林組合の独立を促進すべきである、こういう点について国会においての議論をしてまいりました立場から言いますと、本法案がようやく一人立ちの時期を迎えたといふのはまことに御同慶であります。ただ、いよいよ出発に当たりまして中身を検討してまいりますと、幾つかのやほりしかりした議論をしておかなくてはならぬ点にも気がつくのであります。その第一の点は、森林組合のあるべき姿、こういうものについてまだ必ずしも組合関係者との間に齟齬まわつていない部分があるような、そんな感じがするのであります。したがつて、午前中角屋委員からも同様趣旨の質問がなされておりますので、重複する面があるかもしれませんが、もう一度私はこれに對して大臣

の正確な見解を伺いたいと思ふのであります。

それは全森連、つまり全国森林組合連合会が一九六五年に森林組合制度の改正について大変貴重な提言をいたしております。その後引き続き林業協同組合法なるものを提案してまいりました。今回の法の中、おおよそその目的は、全森連が言つておりますような目的と同じものがうたわれているのでありますけれども、重ねて私は伺ひをしておきたいのは、この点しつかりしておきませんと、森林組合というものが、協同組合的な性格ともう一つは公益的な機能とあわせ持つ、こういう、従来の農業協同組合や漁業協同組合等に見られない性格を一面持つてゐるわけでありまして、その点は、森林組合の関係者の考え方というのとはまことにすかついてゐるわけでありまして、けれども、今回出されたものは、そういう折衷的な考え方が目的に盛られてゐるというふうにうかがひ知れるのであります。重ねて申し上げてみますと、全森連の制度改正に当たつての大事な柱になつておられますのは、林業者の協同組織の発達を促進し、林業生産力の増進と林業者の経済的地位の向上を図る、これが主目的であります。あわせて、国土の高度利用と国民経済の発展に資する、こういう考え方が主従の関係で明らかにされてゐるのであります。協同組合的発想の考え方は正しいのであります。しかし、今日の長い歴史の中における森林組合の果たしてきた役割りとか、これから果たさなければならぬ役割り等を考へてまいりますときに、その点については、考え方がきつちと整理されておきませんと、その道を踏み誤る、こういうことになりかねないわけでございます。しかし、政府の今度出された法案では、確かに森林組合関係者の意見というものを十分盛り込んだというふうになっておりますけれども、しかし、従来非常に長い間森林組合の制度についての考え方というものは、われわれが国会でかなりしつこく議論をいたしました中

でも、政府はかなり固執して、この目的にありまふような考え方というものについては鮮明にされなかつたという経過があるものであります。それが、五年前の法改正に当たつての国会の考え方が出てきたという理由にして、今度の法案でころつと變つたような感じになつておりますのは、果たして本物かどうかといふのをやはり少し疑ひたい気持ちがあるものであります。

私は、四十九年のときにこの点をかなりしつこく議論をいたしました。当時の農林大臣も、私の考え方にやや同調しながらも、現行置かれてゐる森林組合制度についてはそこまで踏み切るのはいかがか、こういうふうな難色を示されて、なかなかこれに肯定をされなかつたという経過があるので、私はやはりその点、中川農林大臣に正確にこの考え方に對して、目的にうたつております考え方というものは間違つてゐないのではありませんか、ことを念を押しておきたい、こう思ふのでござい

ます。

○中川國務大臣 森林組合法を独立させるということについてはいろいろ議論を重ねまして、また、問題も今後に残しておるものもありますけれども、現在においては目的は間違つておらない、こう思つておるわけでございます。

○島田委員 大臣のおっしゃることを信じて、私はこれからもう少し問題を発展させてまいりたい、こう思ふのであります。

そこで、そういうふうな目的をうたつてまいりますと、やはり森林組合というものは明治から非常に長い歴史がございますだけに、一つの型にはまつた體質とそれから現状肯定の姿というものは拭き切れないという面があるわけでありまして、けれども、それと、いま法が志向しようとするこういう考え方との間には、やはりどうしても幾つかの面でギャップと隔たりがある、こんな感じが一つするのであります。この辺の隔たりというものをどういうふうな整理をすればいいのかという点について考え方を整理しなければならぬということが一つありますけれども、その考え方について

はいま大臣から正確に、これはまさに目的に沿った森林組合として今後発展させていくのだ、こういうふうにおっしゃっているのではありませんか、私も、しかし、さすれば、組合設立の条件とか、あるいはこれからあわせ備えていかなければならぬ幾つかの事業目的とか、こういったものを考えてまいりますと、どうもそれが目的どおりに進んでいくのにはいささか体質的にそぐわない面が出てくるような気がいたします。

一つは、この間成立をさせました合併助成法との関係でありますけれども、合併助成法と本法におきます整合性、こういう点について私は一つの疑義を持つのであります。たとえば組合設立の条件という点で考えますと、十人以上の発起人というところがたわれておりますが、十人以上の発起人ということとは、つまり十人以上集まれば組合を設立することができるといふふうになるわけでありまして、そうすると、合併助成法では助成金を出して大型組合をつくるということを片方で行政的に指導しているわけでありまして、片方ではできた組合は小さくてもいいのだ、こういうことになりまして、せっかくの合併助成法というものが新しい組合設立に当たってどうも矛盾した感じになってしまいます。ですから、この辺のところは、合併助成法というのはいささかきつうきで、何回も延長しながらこれをやっているわけですから、そのいわゆる経過的なものはわかるのでありますけれども、それがこれから、未組織町村とも言うのでしうか、そういう未組織な地域においてやはり組合を積極的につくっていくかなければならぬという場面もありますから、その場合、合併助成法で言うような大型なものだけを考えていたらいつまでたっても組合ができないという悩みがあることは私もわかるのでありますけれども、どうもこの辺、組合の設立の条件一つ考えてみても、二つの法律の間の整合性というものについて釈然としないものがある、こんな点が一つございいます。こういう点なんかを基本的にはどういうふうに考えていけばいいの、政府側

の見解を求めたいと思うのです。

○石川政府委員 御指摘のように、せっかく組合を合併させまして強力な組合をつくっていくというのを片方でやっておられるわけでございますから、十人の方が設立の発起人となりまして手を挙げてこられました場合に、ただそれを事業の能力があるかどうかということと無関係に設立をさせますことは大変問題があるかと思ひます。御承知のように、今回提出いたしております森林組合法の中には、設立の認可をいたします条件としたしまして、事業を行うに必要な経営的基礎を有することというのを基準に新しく加えております。そういうことをも運用の際考えまして、組合として十分活動ができるものが生まれてくるように指導してまいりたいと考えております。

○島田委員 問題は四番目に移りまして大変失礼をいたしました。たとえばそういう問題点が一つ指摘されるということの例を申し上げたのであります。後ほど正確に伺おうと思つていたのであります。

いまの現状とあるべき姿の隔たりをどう考えるのかという点で、一番目の大臣のいまの御見解に對してもう少し、事務的な立場で結構であります、長官の見解でよろしいのでありますけれども、本来、國際的な視野から言いますと、森林組合というものの発展の経過というのは、幾つかのタイプがありますけれども、大まかに分けますと、われわれが従来言つてまいりましたのはドイツ型というのとアメリカ型というのと二つあるわけでありまして、

ドイツ型というのがつまりわれわれが言う協同組合らしいかっこうであります。国の保護とか規制とか、まあ規制も一緒に入るのでありますけれども、国の保護が積極的に加えられる、そして積極的にこの組織を育成するという立場で行政が責任を持つていっているというタイプであります。これは三つに分かれておりまして、ウエイトゲンシュタインの造林法というのが初めて出てまいりました。その後で森林保護法というのが出てきた、そ

してまたあわせて森林警察法が出てきましたから、こういう点では、日本の森林組合が似ているという立場をとるのではございませぬけれども、かつて国有林で剣を下げて司法権を持つていた時代とよく似たような経過がこの中にあるのです。つまり、こういうふうに見てまいりますと、ドイツ型というのは物的土地組合という性格が強い。そのためには設立に当たってもかなり強制権を持つていける。したがって、強制設立をさせるといふことになりまして、加入に對しても一定の強制的ないわゆる役割がそこにでてくる、こういう性質のものであります。オーストリアとかイタリアとかスペインなんかがこのドイツ型の森林組合の形をとっている。

それからアメリカ型というのは、いわゆる経済事業を中心にして特に販売事業なんかに力を入れている、資本主義経済体制下における林業生産のあり方といったものを追求するというタイプであります。これには伐採林業とか経済共同の利益をあわせて組合自体が享受することができるといふ仕組みでございまして、そうすると、いま申し上げただけでもずいぶん違ひますね。ドイツ型とアメリカ型ではずいぶん違ひるのであります。

従来日本の森林組合の沿革というのを見てまいりますと、あるときはドイツ型に移行しながら、あるときはまたアメリカ型に戻っていく。その間GHQが介入をするなどという歴史の経過がありまして、ようやく今度両方あわせ持ったような森林組合というものが設立されようとしていける、こういうことでございまして。しかし、あわせ持ったといひましても、この辺のところをどういうふうにするのかというのは、既存の農業協同組合とか、とりわけ農業協同組合であります。農業協同組合は直接的には余り関係がないのでありますけれども、一番関係が深いのは農業協同組合、つまり山村振興の立場で果たす役割りの大きいのは農業協同組合であり森林組合であるといふ立場でございまして、そしてまた組合員が両方にま

たがっている。つまり二つの性格を持つていける。私もそうでありまして、農業協同組合員であると同時に地元では森林組合の組合員であるという立場に立っているのではありませんか、そうしますと、この組合員自体もいまのドイツ型かアメリカ型かというタイプに区分けさせられていく。私という組合員は一人なんでありまして、持つていける組合員としての義務とか権利とかいうものは二つあわせ持つたようなふうになつていくのであります。私は、アメリカ型、ドイツ型などというそんなことを改めてここで持ち出す必要はないのでありますけれども、わりあいこういう点について疎んぜられていける傾向があるのじゃないか。そこがこれからの日本の協同組合というものを育てていく上で、後ほど議論したいと思つておるのですけれども、森林組合のあるべき姿というものにやはり一つの大きな問題点が含まれていけるように思ふのです。

いまの私の意見に對して、長官いかがでしようか。

○藍原政府委員 ただいま先生から非常にうんちくのあるいろいろのお話を伺つたわけでございまして、けれども、先生御存じのとおり、日本の林政と申しますか、そういうものの流れにつきましては、午前中角屋先生にお答え申し上げましたけれども、やはり日本の林政というのを見てまいりますと、ある意味では學問的に理論的にドイツの林政というものをいろいろの意味で取り入れたという経過がございまして、その後戦争等々がありまして、アメリカからのいろいろな思想も入つてきたといふことだろうと思ひますけれども、日本の森林というのを見てまいりますと、やはり日本は日本なりの森林の育て方があり、また國民経済と結びつきがある、また森林組合も当然そういう形で日本の林政なり林業と結びついていかなければいけないといふふうには私は考へております。御存じのとおり、森林組合は農業組合と違ひまして、森林所有者が中心になりまして森林組合を構成しておるという形、これはやはりそこに森林組合

としての大きな特徴があるであろうというふうに私は考えます。

そういう観点から、先ほど大臣からもお話しございましたように、今回御審議願っております法案に盛り込まれております第一の考え方、これはやはり森林組合のこれからの目的として大きく掲げていかなければいけない目的であらうと、また日本の森林組合として、先生がドイツ型、アメリカ型とおっしゃいましたけれども、やはり日本型といえますか、そういう形で日本は日本なりの森林組合をこれから育てていく必要があると思ひますし、私どももまたそういう林政をしていかなければいけないというふうに考えておりますし、そういう意味から、森林組合の目的といたしまして、使命といえますか、そういうものは一条に書かれてある両輪、二つの目的がございまして、これをしっかりと踏まえてこれから森林組合というものはやはり発展していくべきであらうというふうに考えております。

○島田委員 長官のお答えで私は結構だと思ひますが、ただもう少し詰めておきますと、アメリカ型だドイツ型と言つたて、日本には日本の森林組合のあり方を探求していく、こういう立場に立つのだというところについては私はそれで結構だと思ひます。ただ、忘れてならないこの基本の原理というやつが一つありますからね。

たとえば、アメリカ型の森林組合といひますか、こういうものについては、三大原則をこれ踏み外していいのですか。これは一つは加入脱退の自由であります。さつき、ドイツ型の中では非常に強制権を持つていたと言ひましたが、これは加入脱退がきつめて自由であります。それから、組合員である限り百町歩の山持ちも一町歩の山持ちも平等の権利が保障されるというの、これがさうであります。それからもう一つは、組合自体が経済事業をかなり重く見ています。ところが、後でまた私議論したいと思ひますので、なかなか森林組合が成り立つていく条件として、この経済事業というやつがどうなるかというの

非常に大きな問題だと思ひます。

私は、先般京都の郡部に入りまして森林組合の実態に触れてまいつたのでありますが、やはりどの森林組合に行つても大変困つてゐるのは、とても経済事業と言つたてのいまのまの経済事業では組合が成り立つような経済事業といふのはできない。たとえば、一億売つても五%ならたつた五百万だ、人を雇ふこともできぬ、こう言つておりましたが、まさにこの点は森林組合の持つ経済事業の悩みではないか。それが、いまの木材の低迷とか、そういうものと非常に関係が深いことは申すまでもないので、しかし、原則的なことを言えばそういう困難を一面持つてゐる。ですから、アメリカ型の森林組合を志向しようとしても、なかなか三大原理というものがそのまま押し通すということができないというやうな悩みも一つございまして、ですから、そういう点考えますと、いま日本型の森林組合をつくっていくんだ、この長官がおっしゃるのあれば、このところは、やはりこの原理からどういふふうになつて日本型のものを探求していくとお考えになつてゐるのかというの、大事な課題だと思ひます。具体的に、このやうな設問をあなたに差し上げておられますか、何か突然聞かれてもわからぬやうな事柄もありませんが、あなたが私の聞こうとしなかつた日本型森林組合、こうおっしゃるから、それならひとつ聞いておかなうかなるまい、こういうことでございまして。

○藍原政府委員 いま先生がおっしゃいましたアメリカ型と申しますか、森林組合の三本の筋の中に、加入脱退の自由、あるいは権利の平等という問題、さらには経済問題という三つございまして、したけれども、ただいま私どもが御審議いたひしております森林組合法の考え方につきましては、この加入脱退の自由あるいは平等の問題、これは同じやうにうたつておりますが、先生御指摘のやうにこの経済問題のあり方が論議がもしません。ただそこで私が日本型と申し上げましたのは、やはり森林組合法の第一条にうたつておりますよ

うに、森林組合については当然組合員の社会的地位の向上という問題とあわせて、森林の持つ資源の維持培養あるいは生産力の増進増進という問題、これらを両方兼ね持つていくということ、そのために第九條に森林組合が「行ふものとする」という形で、俗に言う必須事業、こういうものを掲げておるわけでございます。こういうものを、やはり森林組合が鋭意やつていただくことによつて、森林組合というものは、当然その中から経済事業というものが一部出てまいりますと思ひますし、さらにはその他のいろいろな問題もあつて、けれども、基本的な考え方はそういう形での第九條の一項が出ておるわけ、そういう意味から私は日本のと申し上げたわけでございますし、ただ、いま森林組合が抱えてゐる大きな問題の中に、先生御存じのとおりいま日本の森林がまだ完全な育成された、完成された森林になつておりません。御存じのやうに、樹齢、林齢が二十年以下のものが大体七〇%以上あるという形、そういうかゝつて、まだ森林が完全に仕立て上がつてないというところに確かに大きな問題があるのかも知れませんが、森林がきちんと今後鋭意育成されて、俗に言う一つの法正林というやうな形になれば、当然そういう形にも生まれてまいりますし、そういう意味で、今後やはりそういう方向に向かつて私どもは努力すべきではなかつたかというふうに考えておる次第でございます。

○島田委員 いま事業のことにお触れになりましたから、私はもう少し、いまの三大原理という点で、日本型森林組合のあるべき姿というのについてはいろいろの意見が分かれるところでありまして、さつき、そのところは余り厳しく追及する考へはございせんが、ただ長官、農協と漁業協同組合と、組合法によります組合といふのは、われわれの地域社会では大抵農、林、漁、今度はこの三つが柱になつていくわけでありまして、たとえば農業協同組合、漁業協同組合におきます事業のあり方というのはいささか趣を異にしておりまして、すべてこれ選択性といふか、こうになつてい

るのであります。今度の森林組合では実は必須事業と選択事業と二つに分かれてゐる。必須項目では、経営の指導と委託と信託ということが柱になつてゐる。それから選択につきましては、購買、販売、加工、利用事業、こういったメニューが並んでゐるのでありますけれども、こういう中から選択されるというふうに、農業協同組合と比べても大変違ふ面を持つてゐるのですね。

それから、さつきの平等の権利というやうな面で行きますと、これは違ひます。長官がいまおっしゃつてゐるやうに山持ちについては、つまり森林所有者はこれは正組合員であります。しかし、持つてない林業従事者はこれは准組合員であります。当然准組合員については選挙権、議決権はございせん、こうなつておる。ところが、農協や漁協は違ひます。全部有資格者であります。これは違ひます。ですから、そういう点ではどういふふうにか、これから森林組合というものをつくっていくか、その場合は日本型森林組合という方向で行きたい、こういう目標をお立てになつたので、それは私は了解いたしますが、少なくとも長官がおっしゃる日本の森林組合のあるべき姿といふものは、もう少し整理、精査をする要件を幾つか持つてゐるのではないかと、ですから、私は、それが具備されなければこの法律の発効を止めるとかなんと言ふのじゃありません。滑り出してからもこういう問題点が幾つかあることを十分ひとつ頭に置かれて、やはり改善の方向をたどつてもらはないといへないのではないかと。そういう点とかななか森林組合は育たない。そういう立地の条件がやはり乏しいのではないかと、さういふことは心配をしてゐるのです。ですから、さういふことも頭に置かれてこれからの森林組合の育成に当たつていただきたい、こう思ふから、ちよつと私はくどいようでしたけれども、森林組合はかくあるべきだといふ私なりの考え方を示して、このところで政府の考え方と私の間にも、余り大きなギャップはないにしても多少の考え方の隔たりがあります。その点はやはりこれから

直してもらわなければいけないのじゃないでしょうか、こういうことを申し上げたのでございます。

さて、そんなお話をしておりますと、一つから問題の四つまでこれ終わつたのでありますが、三つ目に、さすれば具体的なことを言いますと、森林組合というのとは一体どういうモデルを、森林組合のあるべき姿という少し大げさになりますけれども、日本の森林組合も、非常にいろいろな森林組合から、町長さんが組合長を兼ねているような、机も一つか二つあるきりのようなこんな組合まで、ずいぶんたくさんタイプがございますね。あえてタイプと申し上げればいろいろなタイプがあるのです。つまり体をなしているもの、なしていないもの、なしているものではない世界国際的な水準を抜くかと思われようなりつばな組合も現存している。こんなに差のあるというのは、農業協同組合にもありませんし、漁業協同組合にもありません。恐らく組合と名のつくものにはこんなに差のあるような組合が同居しているなんというの、そういうことは森林組合をおいてほかには余りないのじゃないでしょうか。

そういたしますと、森林組合法として単独立法でこれから進められていくとしたら、政府のいわゆる目標といえますか、イメージに描いている森林組合というのは、一体どんなものをお考えになつておられるのでしょうか。法を並べていけば、こんな組合だというのがこれはわかるのですけれども、しかしそれにしたって、先ほど言つたように、事業の選択性があり、いろいろその地域においての特性があつて、やつた方がよいものとやらぬ方がよいものというあるものでありますから、なかなかこれはむずかしいのであります。

私はここで、たとえば静岡県の竜山森林組合の例を引き合いに出すのでありますが、私ちよつとこれを調べさせていただいて、一つの表にまとめてみましたら、大変な組合なのであります。大変な組合といふことはりつぱだということであり、さういふりつぱな森林組合が日本の中にある

といふことについて、私は大変意を強くしているものであります。中身について詳細に貸借対照表まで調べるといったようなことまではできませんでしたが、概略的に見ますと、まことにりつぱな森林組合といふふうになります。こういう森林組合は、近いのですから、国会のわれわれが一度見に行つてもいいのではないかと、こんなふうに見ていくうちに、委員長、ひとつ後ほど理事会で御検討いただいて、許されれば現地の調査をさせてもらいたいものだ、こう思つておられる。さういふことが、これを見ますと、施設、資本設備の内容にいたしましても非常にむだがない。それから労務管理についても非常にうまくでき上がつていっている。これはまさに模範とすべきものではないかと思つたのです。こんな森林組合を全国にくるということは大変なことでありまして、当面森林組合をつくつていくとしたら、いま一体どういふふうなところに目安を置いてやつていったらいいかなということが長官の頭にはおありだと思つたのです。もちろん森林組合併助成法の中であるべき姿といふものはそれぞれ議論もされてまいりましたし、これはきわめて初歩的な質問で恐縮なものでございまして、あなたならどんな組合を頭に置かれて森林組合単独立法としての滑り出しに当たつてお考えになつていらつしやるか。一つこうした森林組合の例を申し上げたのでありますが、いかがですか。

○監原政府委員 具体的な問題はまた林政部長からでも答えてもらいますけれども、いま先生がおつしやいましたように、竜山森林組合は確かに日本でも有数の森林組合でございます。全国を見ますと、確かにまだ弱体な森林組合が約七百くらいあるとわれわれも理解いたしております。二千余ございます森林組合が必ずしも全部が強固な森林組合として現在活動しているわけでもございませぬし、また、地域的にも非常に狭い管轄区域を管理、運営しておる森林組合もございまして、したが

いまして、先般御審議いただいた合併助成法といふものをさらに五年間延長いたしました、森林組合の合併を進め、森林組合の基盤を強くしようといふのがわれわれの考え方でございまして、また直ちに、そういう弱小と申しますか、規模の小さいあるいは活動が十分でない森林組合を、いま先生御指摘の竜山森林組合のようにすぐに誘導することができようかといふことになりまして、これはまた非常にむずかしい問題があると思つた。したがうして、今回御審議いただくこの森林組合法をもとにいたしまして、これから着実にそれぞれの森林組合が強固な運営ができるような基盤をつくり、そしてまた、それぞれの地域の森林が日本の国民の期待にこたえられるような森林に育つていくという形で森林組合の運営ができるようにしてまいりたいというように、私も考へておるわけでございます。具体的にどの森林組合、どの程度の森林組合といふことになりまして、この前合併助成法のとときに御説明申し上げましたけれども、数字で申し上げますと、規模で言えば一千万ヘクタール、あるいは払い込み済みの出資金で言えば四千万円以上、常勤職員であれば七人以上というような規模で合併を促進したいというように考へておりますので、私もそして、標準とすればこの辺を目安に考へていきたいというふうに思つております。

○島田委員 それで問題の四番目というのが出てきたわけですが、先ほど申し上げましたからこれは重複してお尋ねはいたしません。

ただ、いま一つの目安になるものをお示しになつたのであります。数字的に見てまいりますと、さきおとしの統計だから少し古いのでありますけれども、後ほどこれもちよつと議論したいと思つておりましたが、労務班の組織されている組合数というのは統計的に出ておるのであります。これは全国で千四百四十四組合に労務班がつくられていて、その組織率は六六・一%だ、必ずしも一〇〇%行つておらぬですね。それから作業員の数でありますけれども、これが五万七千人というこ

とであります。正確に言うと五万六千九百二十一人、一組合平均で言いますと四十・三人といふこととあります。これは造林を消化するに当たつて、あるいはそのほかの山の仕事を消化していくに当たつて、労務班の作業員の人数といふものは非常に関連がございまして、後ほど申し上げたいと思つておりましたが、いまのさういふあるべき森林組合の姿から言いますと、果たしてこれでいいのだろうかといふ懸念も一つあるのです。ですからさういふ点なんかも、具体的には将来どれぐらいの作業員を配置するのだ、つまり労務班の組織をしていくのだといふような点なんかもはつきりさせておく必要があると思つたので、いかがですか。

○監原政府委員 作業班につきましては、いま先生御指摘のように七〇%弱程度の結成、また人数につきましては五万六千人程度という形になつておりました。私も必ずしもこれで十分といふふうには考へておりません。今後やはり森林組合がその地域の中核的担い手としてそれぞれの地域の森林を管理、運営していくといふことになりますれば、それぞれその地域の実情に合いました組織を持たなければいけないだろうと考へておりますし、作業班につきましても、それぞれの地域の実態に即して今後充実、拡充していく必要があると思つております。

○島田委員 そもそも森林組合は——農業協同組合とか漁業協同組合にもそれぞれ形態は同じようなものがあるものでありますけれども、わりあいに農協、漁協といふのははつきりしているのです。単協つまり単位農業協同組合の下には農事組合法人という生産法人が一つありまして、これは明らかに生産活動としてその地域における農事全般にわたる仕事の一つの推進役を果たしております。さういふ点で言いますと、森林組合にも生産森林組合といふものがあつて、その生産森林組合が農業協同組合の農事組合法人と同じ性格のものと考えていいかならぬと思つたので、さういふ関係といふのはちよつと違つて思つたのです。そのこ

ところが私もにはどうもちよつとわかりづら
い点でありまして、施設組合と生産組合とに分けてい
くのですと分けて書けば非常にはつきりし
ていけるのですけれども、実際の運用に当たって、人
数だつて、生産森林組合と施設森林組合の規模の比
較を言え、必ずしも判別がつかぬという状態だつ
てあります。それから連合会と言へば、農業協同
組合というのは、県単位で言へば、大体県単位の
農協組織、つまり連合会があります。森林組合
の場合も大体そういう傾向になつていくのだと思
はるのですが、広域組合の推進、つまり合併助
成法によります推進を圖つていく場合には、必ず
しも県単位を目標してゐると思へない。この辺
のところは行政の立場からはどういふふうにか
考へておられるのか。こういうことはつまり組織的な
機能の上で大変整理を要する部面だと思ふので
す。いかがでございますでしょうか。これは林政部長
で結構です。

○石川政府委員 まず生産森林組合のことにつ
いて申し上げますが、御承知のように生産森林組合
は、発生的には入会山を分界するところにあるいは市
町村の持ち山を分界するといふような形で発生し
ておりまして、いわゆる森林を出資いたしまして
事業を行う、要するに生産者の立場でございます
が、いま御指摘の農事組合法人等の規模よりも大
きいものがあるわけでございます。したが、施設
組合と余り変わらないような規模のものがあ
りまして、いま先生おっしゃいましたように、施
設組合と余り変わらないような規模のものがあ
りまして、数も二千というので、たまたまほぼ同
じ数があるわけでありまして、あくまでも、た
まは生産森林組合は林業を行う事業体でござ
います。そういうことをはつきりいたしますた
めに、今回の改正で、従来森林組合の中を二分し
ておりまして、生産森林組合としての立場をは
つきりさせたわけでございます。したが、いまし
て、原則的には生産森林組合が森林組合に加入
し、そういう森林組合の正組合員として位置づけ
るという姿にしたいと考へてゐるわけございま

す。午前中にも申し上げましたように、たとえば
連合会加入の場合には、たまたま市町村の段階に
森林組合を持つていないものがございますので、
連合会直接加入も可能にいたしておりますけれど
も、指導理念としては、森林組合に属するとい
う形に今後指導をしていきたいと思つております。
その次に、連合会についての御質問がございま
したけれども、先日御審議いただきました合併助
成法で広域合併を進めることも私も予定いたし
ておりますが、その審議の際にも申し上げました
ように、目標として、現在二千を若干超える組合
があるのを、千五百程度にまで合併させていき
たいということを申し上げておるわけございま
す。三千三百ばかり市町村がございまして、そ
の合併が済みました段階におきましても二、三町
村に一組合程度のものにならうかと思つていま
すが、いま申し上げた結果がたとへば県単位に及ぶ
というようなことは全く考へておりません。
連合会につきましては、原則的に、こういう県
の大きさが行政との関連等におきましても望ま
しい姿と考へておりまして、そういう意味では、あ
くまで森林組合、その上部組織としての連合会、
さらにその上部組織としての全国連といふよう
な、農業協同組合と比較的同じような姿で組織化
することを考へてゐるわけでございます。

○島田委員 先ほど角屋委員が最後にだめ押し
のように大臣に見解を求めておられたのでありま
すけれども、いまのこういう組織を想定していく場
合でも、私が気になることは、単に合併助成を
やつてゐるからいいというのではもちろんござ
いませぬ、それで森林組合がひとりじやないか
けつてゐるようなことにはならないのぢやないか
という事です。さっきの竜山のようなりっぱな
森林組合は別でありますけれども、いま部長が
おっしゃつてゐるように、二、三カ町村をまとめて
単位組合をつくつていくのだといふことにいた
しなかつても、これは国がてこ入れをやられないとな
かなかうまく進まない。合併助成法だけに任せて

おけば組合は自然に歩いていく、こういう状況
にないと思つてゐるのです。ですから、金の面でも
指導の面でも相当てこ入れが必要だ。つまり物心
両面にわたつて指導を要するのではないか、こう考
へますが、その前に未組織町村の組織化をどうい
うふうにしてやつていくのか。こういう広域的な
立場に立つた森林行政といふものが求められてい
るときでありますから、町村に林業行政の欠落と
いうことは許されぬことであります。現実には休
眠組合と言われるような、睡眠組合とも言われる
ような、眠りこけてゐる森林組合があるといふこ
とも含めまして、やはり未組織町村の組織化とい
うことは容易ならざることであります。せつかく
名目はつくつたけれども、これもまた居眠り組合
になつてしまつたらつた意味がないといふこと
にもなりまふ。ですから、これは合併助成法で
論議し尽くされてゐる点でありますけれども、今
度は森林組合法といふきつとした法律ができ
るのでありますから、そういう中で落ちこぼれ
のない森林行政を進めていかなければならない。
そのために、森林組合の組織化といふ点につ
いては行政が相当長期にわたつて力をかけてい
ければならない、こういうふうには考へてゐる
のですが、この対策はどう考へてですか。

○石川政府委員 御指摘のように、現在約六十
の市町村につきまして、その地区をカバーする森
林組合がない状態でございます。こういうことは、
第一義的には、その市町村において根つこと
なる林業が進展をしていない、たとえば旧薪炭林
の管理程度で、りっぱな林業生産活動が行われて
いないといふことがその原因かと思つてゐるで
す。基本的に申しますと、やはりそういう市町村で林
業生産活動を活発化するための施策が肝要かと思
ひます。造林なり林道なりあるいは林業構造改善
事業といふものを、たまたま組合がございませ
んので、市町村等を通じてその地域に投入してい
くことが第一義的に必要かと思ひます。
そのような形をとりまして、その市町村におけ
る林業生産活動が活発化してまいります段階で、

先ほど申しました新しい設立を指導していくと
か、あるいはそういう場合に弱体の可能性が非常
に多いと考へますから、周囲にございませぬ森林組
合の地域を拡張するとか、そういう方法を行政指
導いたしてまいります。現在百六十をちよつと
割ると思ひますが、そういう地域の組合への加入
が極力できますように、強力な行政指導をしてい
くつもりでございます。

○島田委員 既存の組合の場合も言へることなの
であります。私、冒頭でちよつと触れたのです
けれども、森林組合と農業協同組合、組合は二
つ、事務所は二つであります。入つてゐる組合
員は一つ。私は、地元に戻りますと、農業協同組
合の組合員であり、森林組合の組合員でございま
す。いま森林組合を独立させていくにしても、農
民は二つに入つていかなければいけません。こ
れはやはりどちらかにウエートの選択をしなけ
ればならない。両方に入つてゐるとしても、こ
ちの方に重きを置いておいて、そつちの方は従
してといふか、こつちにならざるを得ない。これは
常識的には農業協同組合の方にウエートを高く持
ちます。毎日の仕事、生活がいままで長い間そ
に結びついてきましたし、そういうことがもう日
常化してゐるわけでありまして、またやつてゐる事
業の範囲も違つてゐます。森林組合の方は
あくまで従つてゐます。組合員がそういう姿勢だ
と、組合が育つていかないうちの側面が出てまい
ります。組合員が熱心に組合に参加するといふこ
とになりますと、その組合は活気を帯び、伸びて
いくのであります。両方に力を半分ずつ注いで
組合員としての義務を果たせといつたて、これ
はなかなかそうはいきません。たまたま農業協同
組合が弱くて森林組合がうんと強いと、選択にな
つて、おれは森林組合に入つてゐる方が得だから
こつちに入つていたい、こうなるのであります
が、加入、脱退は任意でありまして、強制される
ものではありませぬから、森林組合の場合はどう
しても、こつちに入つてゐるとそつちの方はどう

も屋上屋という負担が重なるので、二つ入っているのはとても大変なことだから、そっちの方はやめておくわ、こうなるとまいますと、組合員の数が減ってきて、組合が存立し得なくなるといふ問題にもぶち当たってくるのです。そのところが行政でカバーしなければならぬ、この点が大事だ、そういう意味をこの中に込めて私は申し上げているのであります。

大臣、お考えとしてはいかがですか。これはやはり政治的な立場での判断もすいぶん必要だと思ふのです。

○農林政府委員 御指摘のように、日本は、山村だけのところもございすけれども、農山村と称せられる、農業と林業とが一体になってその地域の産業振興を果たしておる地域が非常に多いと思ふます。そういうところでは、いま先生御指摘のような両方の組合に入られる方が非常に多いわけございすけれども、森林組合なりその地域の林業が活発化するためには、まず第一義的には組合の役職員が活発に活動することが大事であらうと私は思ふます。そういう意味から、ただいま役職員の研修等々を進めながら、役職員がその地域の森林組合が活発化するような努力をするというこに對して、林野庁といたしまして、前向きな姿勢で取り組んでおりますし、今後そういうことを中心にいたしまして、森林組合の発達なり活発な運営というものを図ってまいりたいというふうに考えております。

○島田委員 私は長官の教科書みたいなお話を聞いても納得ができません、私の言つたような現実問題が起こってくるんですから。だから、きちっと金でめんどろ見るといふなら見るといふような姿勢が出てまいりませんか、なかなか行政指導だけ言つても通らぬのではないかと。

そこで、お金の問題はちよつとおきますが、行政的な指導、いわゆる林業の経営上の指導、こういったものの点で私はちよつと心配が残ります、その前に森林法は言うまでもなく資源政策立法の色彩が濃い。その中から森林組合というのが

今度は独立をしていくわけです。分家をしたのであります。残された森林法というのとは一体どういう性格に変わっていくのですか。

○石川政府委員 森林法で従来三本の柱としておりましたのは、森林の保護増進のための森林計画制度、それから保安林と林地開発規制のような森林の開発あるいは森林の持ちます公益的機能の維持、それからもう一つ森林生産の担い手としての森林組合制度、この三つを柱とすると説明してきたわけでございます。

今回の改正で、担い手としての森林組合につきましては独立立法いたすわけでございますから、森林の保護増進、生産力の維持増進という面の森林計画制度と、それから保安林、林地開発規制という森林の持ちます公益的機能の確保、この二つを主力とします立法となるわけでございます。

○島田委員 そうなりますと、文字どおり林業の経営指導に当たつてまいりました林業普及制度といふものはどういふふうになつていくのか。

○石川政府委員 普及員の制度は従来から森林法の範疇の中にございす。したがいまして、林業の生産力の維持増進をします場合の必要な指導とか普及をいたします者として、従来のように森林法の体系の中に存在するわけでございます。

○島田委員 その場合の森林組合との関係ではうまいきますか。林業指導員とその比較で申し上げるのにはちよつと正確さを欠くかもしれませぬが、よく似たような制度であります、農業改良普及員という制度がございす。これは地方自治体が分担をしていふのであります、農業改良普及員制度というのは大要本格的に改正がなされた。私もこれは合理化であるとして現地で

は体を張つて反対したのでありますけれども、しかし残念ながら合理化されてしまいました。ところが、その途端に農家との結びつきは全く希薄になつたばかりか、私は現在の姿を見ていますと、その有機性はゼロに等しいと思つています。私の言つたとおりになつたと思つていふんです。そうしますと、これもまたそういう心配が出てくるん

ではないか。そのところで森林組合と林業普及員との有機的な関係の連携、これはよほど行政上しっかりしたお考えに立つて進めてまいらないうと、これが遊んでしまふ、意味をなさなくなつてしまふ。そして、単なる資源政策の推進の役割りを果たしていくといふこと上意下達の機関に終つてしまふといふ懸念がなきにしもあらずだ、こんなふうな考えるのは私の思い過ぎでしょうか。

○石川政府委員 ただいま先生御指摘の農業改良普及員の問題は、多分、改良普及所の広域合併等によりまして現地から駐在を引き上げたのではなからうかという御指摘かと思ひます。あの事態では、要するに農業部門のいろいろな専門化の問題がございまして、いろいろと農業者の求めております要請が非常に専門化してまいりました。したが

いまして、現地で特定の業務だけをやるというわけにはいきませんで、比較的広域的に専門の職員を配置するといふ観点から広域の普及所というのをつくつたと記憶いたしておりますけれども、いま御指摘の森林法の中から森林組合を抜きます問題としまして、森林組合は、依然として森林組合の目的の中にも掲げておりますように、組合員の社会的地位の向上のほかに、森林の保護増進といった森林法の中にありますときにも持つて

おります目的を持つております。そういう意味で、森林組合はあくまでも林業基本法と森林法と両方踏まえた制度として位置づけられているわけでございます。改良普及員につきましても、林業の場合、現地で対応すべき問題が多々ございまして、実は行政指導をいたしたとしても、たとえば森林組合の広域合併をいたします際に、その広域合併を進めて現地の林業活動がうまくいくよう改良普及員をその森林組合に常駐させるといふようなことをいたしておる果もございす。したが

いまして、御指摘のようにこのような形にいたしましたから、たとえば改良普及員が組合の指導から手を抜くとか、そういうことは決してないよう行政指導をしていくつもりでございます。

○島田委員 それから森林法の法体系にかかわる問題の一つでもございす、民有林、国有林、公有林を通して非常に私どもが問題にしてまいりましたのは、たとえば大事な公益性といったようなものをカバーしていく上で必要な造林事業の進みぐあい、これが非常に心配なものであります。たまたま三月三十一日に第五次の全国森林計画が発表になりました、向こう十五年間の計画があなたのところから発表になつていすね。これを見ますと、非常に造林が落ち込んでいすというのを私は指摘をしてきたのでありますけれども、非常に心配だと思ひます。そうでなくても、この林業白書で造林が年々落ち込んでいく実態というのが端的に表になつて報告されていす。このことの原因についていろいろ述べておりまして、だから造林をどうしなければならぬといふところまでこの白書が積極的に触れていないのはきわめて遺憾なことでありす。しかし、四十六年以降の造林の落ち込みは一目にして瞭然でありますね。こ

ういう状態の中で、森林資源を根っこにして、国内の木材の業界に及ぼす影響、あるいは国民の生活にとつて大事な住宅政策にいたしまして、そういうもののが密接に絡み合つていく性質のものでありますから、住宅の建てぐあいが少なくなつたからといって山の木とは関係ないといふものではございせんね。非常に大事なものであります。しかも、われわれの農業と違ひまして、春に種をまいて秋にとれるという性質のものではない。百年の大計という言葉がそのまま森林に当てはまるものであります。公表されましたこの森林計画を見てまいりますと、伐採量が減るといふことを言つていますが、それはこういう状況の中でありすから仕方がないでしよう。ところが、それを埋め合わせるべく造林事業が、逆に伐採量が昨年に比べてことしはふえますね。相対的には私どもの言つていすものから比べますと七割くらいにしかなつておりませんけれども、しかし、先ほどお出しになつた全国森林計画を見ます限りにおいては伐採量は今後十五年間にふえてい

くという見方があります。ところが伐採量がふえたらその分造林がふえていかなければならぬのに、造林はこれまでの計画よりも減らすというのです。これは私は非常に心配なんです。どうしてそういう計画になるのだから。この分厚い、農林大臣の名前で出された官報の中で比較をしてみました。そうしますと、そういう矛盾した計画をこれからお進めになろうとしているという点を私は非常に危惧をしております。これが、これはいかなる理由によってこういう計画になつていくのですか。数字を挙げてお話ししなくともおわかりいただけると思うのであります。しかも、これも林野庁が意識調査をされましたね。連年やつておるのであります。造林に対する国民の皆さんの意識というのは大変率直にして簡明であります。したい、するつもりだと言っている人は四一％あります。造林をしたいのだけれどもいまのところできないと言っているのが三三％。これは意欲十分であります。いろいろな理由があるようであります。その理由は後ほど述べます。それから拡大造林に対する意向も非常に高く、七四％意識としては持っています。ところが、いま申し上げました、やりたいのだけれどもなかなか問題があり、意欲がありながらできないということをおっしゃっている人の理由を調べてみますと、まず人手が足りない、これが二四％であり、お金（金銭）が足りなくてできないというのが一六％あります。土地その他の権利関係が複雑で造林するのにもめんどうくさくてできないというのが一四％あります。主要な道路から遠いという理由が一三％あります。その他が一五％ほどあります。このいづれもが造林を否定しているのではございせん。いわゆるこういうネックが解消されるなら一生懸命造林せなければいかぬという意識を明確に出しているのであります。それにもかかわらず造林が落ち込んでいくというのはおかしい。と思つていたら、今度の計画で、十五年間に造林をおやりになる計画はさらに下回る。しかも、それは伐採量が少しふえるのですけれども、

ふえた分を埋め合わせるどころか、それを逆に造林計画では減らしていくというのは、これは私どもが国会で、あらゆる困難を排除し乗り越えて造林をやつていかなければ国家百年の大計を誤ると言つてきた主張を、林野庁はどうお考えになつておつたのか、その真意を疑ふものなのであります。いかがなんでしょうか。

（委員長退席、羽田委員長代理着席）

○須藤説明員 今回の全国森林計画におきまして、先生ただいま御指摘のとおり伐採量が増加いたしました。伐採量が減少しておりますが、伐採量は、現計画に對しまして一〇七％、人工造林につきましては九六％という数字になつておるわけでございします。その理由を申し上げますと、伐採量の増につきますのは、いままで拡大造林の計画をする場合に、未立木地、つまり原野、散生地、農地などに對しまして造林の割合が高かつた關係上、伐採を伴わない造林ができたわけでございします。御承知のとおり民有林におきましてはすでに要造林面積の七〇％が人工林化いたしております。そういうことでこの未立木地の造林がほとんど済んでおります。しかも、いま申し上げましたように、拡大造林を今計画期間中に完了するというような方針のもとに計画をいたしましたので、拡大造林そのものの計画量は現行の計画よりも減少したのでございします。減少したにもかかわらず、未立木地の造林が減少したり、逆に伐採を伴う天然林の伐採量が増大した、そのために、先ほど申し上げました一〇七％の伐採量の増というにとに相なつておるのでございします。

それから一方、造林面積が減少いたしておりますのは、先ほど申し上げましたが、拡大造林の減少のほか、再造林面積の減少があるわけでございします。伐採量の計算におきましては、先生も御承知のとおり、国有林では保続表方式で伐採量を計算いたしております。民有林では減反率方式、つまり、伐採性向をもとにいたしました計算により、最近の伐採性向をもとにいたしました計算をいたしておるわけでございまして、そういう關係

で造林面積が減少しておるといふことでございします。

○島田委員 いろいろ理由は、それはあなたがおっしゃるようなものがあるのではありませんか、私がなぜ国民の意識調査というものを長々と披露したかという、そういう中で問題を克服できる面が行政の側にあるというのを私は指摘したかったからなんです。そういうことを乗り越えられなければ、いまあなたのおっしゃっているようなことになりません。それは日本の山はだめになつちやうから、私どもは、もっと積極的に造林をやるべきだ。できないければ、わが党が提案している国営分収造林法だつてこれは通ればやれるんじゃないですか。そういう道路から離れても民間では手の及ばないところにも造林をやつていくというようなことを国有林の立場でやればこれはできるのじゃないでしょうか。こういう点で、あわせて今国会に提案をしております。

そこで、どうしたつて視点を造林という面に向けていくとすれば外せないのは、里山の造林についてでございます。これは私は、大臣の所信表明に關してこのことも同じことを言ひまして、長官からお答えを願つたのであります。農家の持つておられます里山、薪炭林、薪炭林といひますか、薪炭林と言ふのは余りにお粗末でありまして、これでも、薪炭林は幾らあるのでしょうか。

○須藤説明員 今後約三百万ヘクタール程度が人工林化されていくというふうに考へております。○島田委員 いや、薪炭林がそうですか。

○須藤説明員 いわゆる薪炭林と限定いたしますとなかなか正確な数字が出てこないわけでございますが、いままでの調査結果を積算いたしますと約四百万ヘクタールといふことに相なつております。

○島田委員 それは造林可能でしょう。○須藤説明員 いま申し上げました四百万ヘクタールのうち約三百万ヘクタールが造林可能であるといふことでございします。

○島田委員 これを早速やらなければいかぬじやないでしようか。森林組合の勞務班のいまの構成の状態でこれらを消化できるかどうかという点が一つありますけれども、そこでさっきの勞務班の話にもう一回戻つていくのですけれども、こういう造林を、いろいろな数字のやりくりがあつて伐採量はふえるのだけれども、造林はもろもろのネックと厳しい条件を持つていまして、いままでみないなスピードでは進められない、こう言つておられるけれども、そうではなくて、やつぱりこういう点に目を向けて当面里山造林といふのにも一生懸命力を入れていかなければいかぬじやないか、こう思ふのです。

勞務班の問題の前にもう一つ、最近山に對する保育の手抜きといふ問題が非常に深刻に心配されるのであります。きょうは民有林の問題だけ触れておきます。民有林は国有林と違つて大變手入れも行き届いてゐる。一般的には、山を比べてみますと、とても山の比較では比較になりません。民有林は山が比較的はたはたは山が大体国有林でないとと思へば間違ひないくらい差が出てゐるのです。ところが、その民有林にも、やつぱり国有林のそういう施業方針といひますか、そういうものがだんだんだんだん影響してまいりまして、手抜きするといふ傾向が強まつてゐるというところを、これも同じ白書で指摘をしております。白書をちよつと抜粋いたしました数字を並べてみますと、保育といふのは、私からいいますと教科書みたいなことを申し上げる必要はありませんけれども、健全な優良な森林を造成して、森林の有する多角的機能の充実に上を圖つていくためには不可欠の要件であります。これは林野庁が指導方針の中に述べている言葉であります。そして林業用地基本調査によりますと、実際の数字の上では、四十年から五十年の十年間比較で言ひますと、人工造林面積といふのは六百五十一万ヘクタールと、十年間に一割ふえたといふ数字になつてゐるのであります。ところが、山に對して保育をしてゐる、こういう状態の山が年々減つてゐるというところを次の統計数字は述べてゐるのであります。ヘクタール

当たりの投下労働量というのを見ますと、杉というのには保育をすればするほど価値が上がるといふ端的な樹種でありますけれども、四十年にはヘクタール当たり百七十四人工、保育のために労働量を投下した。ところが、五十年には三十人近く減って百四十七人工しか保育のために杉林に労働は投下いたしませんでした。これだけ減ってきているのです。これだけ人手を減らしたということ、は、保育が手抜きになったということの証拠ではないでしょうか。さらに林業経営意識調査によりますと、下刈りやつる切りや除伐はやりたい、やらなきゃいけないと答えている人が九〇%おります。ところが、理由があつてできないと答えている人がまた五〇%いるんですね。この理由には幾つかあります。手が足りないというのがやはり五〇%あります。それから、造林のときと同じように、お金が足りなくてやれない、予算がないのでできないというのが三割おります。しかも困ったことには、造林の面でひとつ見てみると、造林事業の実績を比較してみますと、個人は大変多くて四六%保育に対して力を入れている。協業体や会社はそれぞれ六%であります。大事な森林組合が三五%しかこの面に役割りを果たしていない。これは後ほど述べる労働班作業体系にもかかわりのある問題だと思ふのです。こんなふうに数字が出ているのです。これは私が捏造したものではありませんよ。林業白書に述べているのです。精細に読んでまいりますと、これは一冊読むのに小説を読むのと違つてずいぶん時間がかかるのですけれども、読んでまいりますと、小説どころでない、大変興味ある事実が幾つかこの中に示されている。いま言いました造林と保育の問題だけ考えても、そのように日本林業の、山づくりを目指す者の反省しなければならぬ点を白書自身が告白をしているのであります。それなるがゆえに白書と云うのでありましようけれども、私は、これは大事な問題ではないかと思ふのです。ここが森林組合をこれからどう持っていくかのまたもう一つの大きな視点になるんだと思ふのです。

この事実に対して、大臣どういふふうにお感じになりますか。

○藍原政府委員 ただいま先生から白書に基づきますデータによりまして、日本の民有林のいろいろな造林の実態、御説明があつたわけでございまして、御指摘になりましたように、確かに現在置かれております民有林が保育等に重点を置いていかなければいけないという実態にありながら、必ずしも十分に保育が行われておらないということ、は、先生の御指摘のとおりでございます。

私も、先ほど里山の造林の問題もございまして、私どもも、造林につきましては、全国国民合わせますと約千三百万ヘクタールを造林しようという目標を立てまして、現時点では九百三十万ヘクタール造林地ができております。一応造林地として植えつけなりの終わつたものが九百三十万ヘクタールございまして、目標に対して七〇%に一応達したということ、これはある意味では、相当現在まで造林が、年々減少はしておりますものの、目標には比較的達しておるといふふうにはわれわれ考えております。ただ、これから大事なことは、この達した造林地をいかにいい造林地にすること、したがいまして、保育が重点であるというふうに考えております。そういう意味で、これからの造林施策も、新しい造林地をふやすこととあわせて、さらにそれ以上に保育に重点を置くべきであらうというふうになれども考えております。

そういう面から、数年前、昭和五十年年度から、いままで造林だけに国から補助が出ておりましたけれども、一定の条件を満たすところにつきましては、こういう下刈りあるいは除伐、それに伴います除間伐的なもの、二十年生までについては国からも補助を出してやってもらおうという姿勢をとつたわけでございます。さらに本年度の予算におきまして、それらの条件等々については一部緩和も考えておりますし、そういう意味から、今後私どもとしても、十分保育に重点を置いた造林施策というものに今後は志向していく必要がある

うと考えておりますし、また、そういう方面で今後日本の森林をよくしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○島田委員 長官、その言葉を忘れないでいてください。これは大変重要な問題ですからね。そこでちょっと飛ばしていただいて、質問の十一と十二をこの際お聞きしたいと思ひます。

林業改善資金が昨年から制度化されました、現地ではこれが大変喜ばれている資金でございまして、もちろん山の改良ばかりではありませんが、チェーンソーの買いかえとか、あるいは間伐材の有効利用のための促進等で、農業改良資金から言いますと十分の程度で、まだまだ貧弱な金額でありますけれども、しかし、これは大変大きな役割りを果たしているという点で、私はこの制度を評価している一人でもあります。せっかくですから、こういう中でもいまだのような保育が積極的に行われるような資金制度を加味していくということ、できないのかどうか。それからこの一年間の資金の運用の状況というのは一体どうなっているのでしょうか。それからさらに、保育といったようなものと直接のかかわりではありませんけれども、実は北海道でカラマツの伐期に入つた場合の利用に対して、大変いまだ心配されている向きがあります。きょうはカラマツはおいておきま

す。

同じように優良樹種として奨励されましたイタリアポプラ、それからもう一つ厄介なものがございまして。それはストロブでありまして。問題の十二に書いてありますが、ストロブマツ、これは大臣おわかりですね。これはいま北海道で大問題になっているのです。イタリアポプラも問題でありましたが、ストロブは、これは困つた問題であります。いまになってこの松の利用がつかないというのです。何も使ひようがないというのです。ところがすでにもう植えて、こんなになつてしまふ。将来幾ら植えておいたつてこの松の有効利用——有効利用はおるか利用の方途さえつかないというものであれば、これは土地のむだ使い

というものでありますから、早ういまだ切つても、燃やすなり何なりして再造林でもしなければ、もったいないじゃないか。北海道ではこれが約三万ヘクタールあるはずであります。林野庁にこの具体的なことを調査方を依頼しておりますが、その内容、指導部長わかりますか。

○須藤説明員 イタリアポプラの造林につきましては、かつて早生樹種であるということに着目いたしまして、農耕地のあぜ道を中心に植栽された経緯がございまして、その面積は非常に少ないというところでございまして、造林としての実績は林野庁としては明確に把握してないということでございます。

ストロブマツにつきましては、これは先生御承知のとおり、昭和三十年代北海道において造林地の大宗を占めていたカラマツに例の先枯れ病が大量発生を見たということがございまして、カラマツにかかわる更新樹種としてストロブマツを採用した経緯がございまして。このストロブマツは、当時東京大学の北海道演習林等で造林実績がございまして、優秀な成績を見ていたのございまして、そういう演習林の実績を見た結果導入を行ったものというございまして。

この樹種は、枝の分岐が非常に多くて雪害に多少の弱点を持つこと、及び立地による成長差の大きいこと等のために、植栽適否の指導に当たっては慎重に行つたということでございますが、先ほど申し上げましたように、その植栽地の多くがカラマツの先枯れ病の被害地であつたということでございます。いま、必ずしも適地とは言えない個所に植栽が行われたということもありまして、現在は成長良好と言えない場合が多く生じておるのでございます。

実績でございますが、これは五十一年度末の造林現況でございますが、北海道のストロブは、国有林におきましては約一万三千四百ヘクタール、道有林が六百四十六ヘクタール、民有林が一萬一千七百三ヘクタール、合計で二万五千七百ヘクタール程度ということになっております。

ただ、問題になっておりますのは、いまの先生御指摘の利用上の問題ももちろんございすけれども、特に北海道東部にストロブマツの発疹及び病という被害林分が発生しておる事実がございす。この発疹及び病といふのは、ストロブマツ等五葉松に生ずる病気の発疹でございす。これは、このストロブマツは五葉松の発疹及び病に感染する研究というのを指定研究として、昭和四十八年から五十年、林業試験場北海道支場におきまして行っておるのをごさいます。病原菌の起源がハイマツにあるというのを確認しておりますけれども、引き続き、この病原菌の系統的研究や、分布、生態、発病機構、防疫対策等の研究を推進しておるのをごさいます。残念ながら、いまのところ完全な防疫体制がないというところをございまして、引き続き北海道庁におきまして、ストロブマツの人工林を対象にいたしまして、その成長と土壌、風雪、病害等の関係について調査を行っておるのをごさいます。とにかく、こういう病気の面につきましても大変な問題であるというふうに認識をいたしておりました。現在調査を進めておる段階でございす。

〔羽田委員長代理退席、委員長着席〕

○島田委員 大臣、お聞きでしょうか。われわれの北海道で、一つは病気の問題でいま大変心配されておる。それから、カラマツの代替というところで植えられたこのストロブマツは、カラマツ以上に利用のめどが立たぬ。植えておいたついでに、これら早急に結論を出して、この方法についてやはり明確に指導していかねばいかぬと思っております。三万ヘクタールと言いましたが、いまお聞きすると二万五千七百ヘクタール、やや私の想定しております数字に近いものでありまして、正確に統計に載ってきていないものも入れて、おおよそ三万ヘクタールあるというふうに一口で言えるだけ北海道ではストロブマツというのが植えられているのであります。確かに常緑樹

でありますし、非常に活着もいいし、イタリアポプラと同じようにトドマツの半分ぐらいの年数で太っていきますし、これが利用されればこんないいものはないのであります。残念ながら、これはいまのところ切った燃やす以外に方法がないと言われているのであります。これはもう大変な政治問題になるのではないかとおもうのです。

ただいま指導部長のお話ですと、実態調査に手をつけている、実態調査をしていこうと、この言いますが、これは早急に結論を出していただかなければならぬと思うのです。私は、何かパルプにでもならぬのだろうか、パルプの材にでも使う方法がないだろうか、これはひとつ林野庁の立場で、この用途開発について積極的に研究を願いたい。私は、パルプにぐらいいはなるはずだと思っております。こんな太い木をいまから切った山で火を燃やしたら、日本国じゅう火事みたいな現象になってしまひまして、大変なことになってしまひます。が、大臣、この点について、即刻調査と具体的な対応について林野庁の責任でやりていただきたいということについてお考えを示していただきたいのですが、いかがですか。

○監原政府委員 ただいま指導部長から御説明申し上げましたように、北海道につきましては造林というものの技術の導入をされたのが非常に新しいという問題がございす。したがって、いま先生が御指摘になりましたようなイタリアポプラだとかあるいはストロブマツだとか、こういう問題につきましては、必ずしも立地条件の適したところに植えられなかったという問題もございす。いろいろな問題が発生しておるわけでございますが、先生御指摘のように、やはり植えた木でございますから、これを有効に利用し、また、その地域の森林、林業に有効に活用されるように、私ども技術的に早急に検討し、対応を進めてまいりたいというふうに考えております。

○島田委員 私は、指導の誤りもあるのではないかと、これは政治的責任さへもそこに派生しかねないというふうに思っているのです。どうかひとつ真剣にこの問題については対応してもらいたい、こう思います。

それから、森林組合の問題につきましては、まだこの後相当時間をかけて同僚議員がこの法案に対する質疑を展開するわけでございすから、私は少し角度を変えてお聞きします。

何といつてもいま心配されておられますのは、一連の山づくりにも、いま申し上げましたような幾つかの問題点を持っています。これは指導部長も率直にその点は認めてもらわなければ困るのであります。造林あるいは保育の手抜き、こういったものを改善しながら、長官がいまおっしゃったように、保育については今後ひとつ十分力を入れていきたいというこの答弁を私はそのまま受けとめて、きょうは質問をこれで終えておきます。

それと非常に関連がありますのが、何といつても木材界のいまの状況であります。これをそのままに放置しておいては、山で幾ら木をつくっていてもいかぬのでありまして、それは全部一体的な、しかも有機的な、そういう効果が発揮されて初めて森林の公益性、こういうことになるのであります。

それで、私は、第一の点は、通産省そのものにはなかなか答えづらいところがあるようでありまして、主としてこれは所管は農林省でありますから、農林省の考え方を聞きながら、通産省やあるいは建設省の意見も聞きたいのでありますけれども、私は、これも同じように、先般農林大臣の所信表明に対します質問の中で、幾つか問題点を並べて大臣の見解を伺ってまいりました。これは非常に詰めの足りなかつた面でありまして、きょうは少し詰めていただきたい、考え方をもう少し詳しく述べさせてもらおう、そうでありまして、誤解が生じてはいけないと思うのであります。

業界にも、それから学術的な研究の世界にも、木材の好不況という問題については、その要因の分析に当たって明確に違った二つの意見が存在している。これは大変重要な点であります。その対立する二つの意見というのは何かと言いますと、徹底的に不況産業として見るべきだという意見と、いやそうじゃない、これは木材界の持っている体質的な――構造的な不況産業という体質ではなくて、行政的な一つの指導とか投入とかというものが意外にこの世界に功を奏してない部分があつて、つまりそれは学者風に言えば未成熟という言葉で表現されているのであります。業界の体質の未成熟性というものがこの木材界の不振を招いているという説と二つあるのであります。

私は、どっちの意見にも一つの理屈があつて、にわかには判断を下し得ないでいる一人なんですけれども、大事な指導官庁である林野庁としては、この辺の二つの考え方に対しては、どちらが正しいと考へておられるのですか。それが明確になつてきませんと業界に対する対策、対応策が出てこないのではありません。

○監原政府委員 いま先生から構造的なものであるのか未成熟であるのかという御指摘がございまして、私も、木材業界につきましてもはどうかというふうに決めておるわけではございませんけれども、基本的な物の考え方を言いますと、いま木材界がどうしてこういう状況になつておるかというところを見ますと、一つには経済基調が大きく変わったということ、それに伴ひまして住宅着工の減少がございまして木材需要が大きく減退したという問題がございす。それから二番目には、やはり生産コストが非常に上昇してまいりまして、なかなかその辺では販売価格等々と引き合わないという問題も出ております。それから三番目といたしまして、非木質系の住宅の資材の進出、あるいは非木質の建築、こういうものが増加したというところで、代替品が非常に出てまいつたということ、こういう問題がございす。

それからもう一方、大きな問題でございすけれども、ただいま六五%を外材に依存いたしておりますけれども、原木の輸出国におきましては丸太の輸出規制の動きも出ております。こういう中

で、今後良質な原木を安定的に確保するのに非常に困難になってくるというような問題もござい

ます。

こういうものを考えてみますと、こういう因子の中には、ただいま俗に構造不況と言われている因子、こういうものの因子で不況になっておる木材界、そういうものがやはり因子としてあるのじやなかろうかと考えておりますし、ことに合板製造業につきましては、この点は構造不況と言え

るのじやなかろうかというように考えております。

○島田委員 そこで、何と云っても木材の需給で忘れてならぬのは、住宅政策のあり方で、これが木材の需要と供給の面で非常に大きなウエートと問題を持っているわけであり

ます。

建設省に私は伺いたいのでありますけれども、新全総なりあるいは各地域の総合開発計画なども積み上がってきているのであります

が、本年の、つまり昭和五十二年の住宅建設は何戸だったのですか。

○鴨沢説明員 五十二年度につきましては、まだ最終の統計が上がってきておりませんので見通しということになります

が、一応いわれる着工統計ベースで見ますと、全体で約百五十五万戸弱ぐらいではなかろうかと見込んでおります。

○島田委員 新全総ではどういう計画目標ですか。

○鴨沢説明員 住宅に關しましては三全総との調整ももちろんいたしておりますが、直接には私ども住宅建設五カ年計画に従って仕事をいたしておりますので、その計画との関連で御説明申し上げたいと思

います。

現在行っております第三次の住宅建設五カ年計画は、五十一年度から五十五年までの計画でございます。この計画におきましては、公的援助を要するものと民間自力で建設するものを含めまして、この五カ年間に八百六十万戸の新規の建設を要するといふふうに考えております。これは年次割りに計画という数字はございせんので、五カ年間の数字でござい

ますと、五十三年度予算の成立を見ましたのでこれを加算しまして三年度の進捗率で見ますと、大体六〇%をちよつと切る程度の進捗率になると見込んでおります。

○島田委員 単純計算でいきますと年に大体百七十万戸、こういうことですか。いまのお話で、年次計画と言つても毎年固定して考えていくというやり方ではないということであり

ますが、計算をいたしますと、五年間で八百六十万戸建てるということ

でありますから、そうすればそういう計算になるわけですね。

○鴨沢説明員 先ほどお断り申し上げましたように、先ほど申し上げました数字はいわゆる着工統計ベースの数字でござい

ます。それで、実は五カ年計画の基礎にいたしております八百六十万の基礎になっております数字は、この着工統計の数字と少し異なる要素を加味して

おります。たとえば着工統計に言います着工届が提出されたものをそのまま毎月上げてくる。それが一応、たとえば着工届が何らかの事情でなされないとかそういうふうな漏れというものがござい

ます。そういうものをいろいろのスポット調査等をいたしまして、どのくらい

の漏れ率があるかというふうなことがわれわれにわかつておりますので、五カ年計画の計算をいたします場合にはそれらの漏れを勘案した数字で着工統計ベースを直して算定をいたして

おります。

ちなみに、いまの百五十五万戸というものを五カ年計画の八百六十万戸を計算しましたと同じ基礎でやりますと、百六十六万戸程度に相なり

ます。この点、通常は着工統計ベースでいろいろ論じておりますので、便宜上着工統計の数字を申し上げましたけれども、五カ年計画に關連しては実

はそういう技術的な問題があるということ

を御承知願ひたいと思ひます。

○島田委員 そうですか。私はそういう話は初めて聞きました。計算の仕方というの

はなかなか魔術みたいなところがあるのだなという氣もしいないではないのです。しかし、四十八年の百九十万戸というものをベースにするということ

はもはや現時点では不可能だという判断があるのですか。

○鴨沢説明員 ただいまの数字もやはり着工統計ベースの話でございますから、便宜上着工統計ベースでお話をさせていただきますが、私ども、現在のところ、百八十万というふうな状態が恒常的にずっと続いていくという

ことはかなりむずかしいのじやないだろうか。ただ、問題といたしましては、御存じの石油ショックの後で四十九年度に大幅に落ち込んでおります

。それで五十一年度、五十二年度はそれが回復してまい

っておる過程でございます。したが

いましてはこれは軽々には申せませんけれども、私どもが

はじきました需要ではその程度の戸数、八百六十万程度の戸数が

必要だということを考えておりますし、またその可能性はまだ十分にあるものと

考えております。

○島田委員 そこで課長、その基礎になつていますのは、ツーバイフォーだとかハウス55とかいった住宅工法を基礎にして八百六十万戸という計画を立てて

いるということなんですか。

○鴨沢説明員 構造、特に木造であるか非木造であるかというふうな性質の差、これは実はそのときの国民の皆様の

需要の状態等によりまして、必ずしも初めから構造的にどうい

うものかを想定して建てるというふうなことは五カ年計画上は

予定はいたして

おりません。

○島田委員 しかし、その工法というものが、木造でいくのか軽ブロック以上でいくのかといったような差、

そういう計画目標も大きく差が出てきますし、木造でやると言つても在来工法のような木材をたくさん使

う、こんな細つこい丸太じやなくて昔の太い角材を使つていくとか、それによつていろいろ木材の需要量とい

うものが変わつてくるんです。近代化工法と言われるようなツーバイフォーだとかハウス55といったようなやり方をし

てくるとではずいぶん差が出てくると思ひます。ですから、八百六十万戸を五カ年間で建てるという計画があつても、そこに必要とする木材の石数

といひますか量というものはずいぶん違つてくるのです。そこで私は、一体何を基礎にしてこの住宅計画を立てていくのか、このところを建設省にちよつと確かめておきたいのです。

○鴨沢説明員 ツーバイフォーと申しますのは一種の木造でございまして、先ほど申し上げましたように木造であるか非木造であるかという観点で基礎づけはいたしてござい

ます。それでやりま

すと、五カ年計画の資料を、これは公的ないわば発表資料とい

うふうな性質のものではございませんで、実際に日本経済とマッチして

いけるかというチェックの一つでござい

ますが、一応資料の計算はいたしてござい

ます。その資料の計算では、五カ年間に三期の間に、大体合板まで含めて製材の需要量は一億五千万立米とい

うふうな想定をいたして

おります。

○島田委員 そうすると、建設省のいまのお話から言いますと、四十八、九年の木材の好況時代をもう一遍夢見るといふことは恒常的には大変危険である、しかし、そういう現象があるとき出てくるという可能性がないとも言えない、大変微妙な見通しを述べておられるわけであり

ますが、私は大いにこを期待したいのです。そうでないと、木材界のいまのような状態が長く続いていつたら、それこそ不況業種の代表四業種に加つてしま

うような状態に追い込みかねない、こういう心配があるのです。

それともう一つ、長官、いまの木材界の状態とい

うものは、そういう点をひとつ認識して

おりませんと、決定的にだめな産業なのか、構造的に不況でどうもだめなのか、スクラップ・アンド・ビルドで

いけるのかスクラップ・アンド・ビルドなのか、設備が過剰だからだめなんだとい

うことになるのか、そうじやなくて、いまのような状態

で住宅政策なりそのほかの木材の政策、行政とい

うものがきちつと整合性あるものになつてくると決して心配ないんだ、

こういうふうに見るべきなのか、このところは

大変大きく分かれてくると思ひます。林野庁は

どういふ見方をしている

のか。

のですか。

○藍原政府委員 いま建設省の方から住宅政策についての御説明がございましたけれども、いまの木材需要を見ますと、やはり木材の需要変動を一番大きく左右しておりますのは住宅建設でございます。したがって、私どももいたしまして、今後の住宅建設が安定的、計画的に実行されておるわけでありまして、そういう意味から申しまして、これからの林業あるいは林産業等々の振興は、一にかかってこの辺のあり方にあるというふうに考えております。

そういう観点ともう一点、日本の木材が、先ほども申し上げましたけれども、外材六五%という事態になっております。したがって、今後、日本の木材需要に見合った外材輸入というものを安定的、計画的に入れることが、やはりある意味での日本の木材産業の今後の発展に非常に大きく影響するというふうに考えております。

そういういろいろな問題もございましてけれども、そういうことを考え、さらに日本の国民自体が木造住宅に住みたいという強い希望を持っておりますというデータも出ております。そういう意味から、私どもは木材産業を、これは製材業、合板業ともございまして、ある一定の規模をもちまして整理され、あるいは構造改善をされ、さらには知識集約的な構造改善をしていくということを今後推進してまいりますれば、今後の木材界についても決して暗いものではないというふうに考えております。

○島田委員 私は、輸入材が六五%に達しているという長官の御説明を受けて、そこは非常に心配でこの前もここで話したことがあると思うのですが、それが最近では、丸太から製品あるいは半製品、こういった輸入に木材がかわりつつあって非常に心配な状態があるということで、一層国内の木材界を不安に陥れているわけでありまして、そこで、せっかくおいでいただいております通産省、円高がこういう状態が続いてまいりますと、

外材の輸入が一層促進されていくという傾向に常識的にはなってくるわけですね。しかし、これは一定の節度を持ってもらわないと、国内における円高の影響をそのままストレートに持ち込んでまいりますと、まだ結論は出ておらないのですが、いまの長官のお話の中でも、私が尋ねている点で明快な御判断がないようでありまして、私は、そういうことを一つ考えてみるだけでも、輸入の問題に対しては大変神経質にならざるを得ない。輸入は通産省が所管でございますから、こういうものの影響がどういふふうに出てくるのか、これはいろいろな説明を課長はお持ちのようでありまして、けれども、時間が余りありませんから、簡単にひとつ見解を述べてもらいたい。

もう一つは、六〇%なり六五%、七〇%とどう外材依存率が高まっていく、こういう状態をこのままに放置することはいかにもものかという心配を私は一面持っています。やがて外材に席巻されていく、国内の造林もはかばかしくいかぬわ、国内の事業のための国産材の活用は思うに任せない、こうなってしまうと、どんどん三全総で住宅政策を進められていってしまつて木材はなわとなつたら、外国から輸入するということが当然なってしまうを得ない。しかし、いまやみくもに入るといふことになりましてこれは大変だ。やはり節度を持った輸入ということにならなければいけないのじゃないか。私は、外材輸入の一元化という問題を研究してみることがあるという立場に立っている一人であります。通産省に言わせれば、自由化品目をいままごろ何を言うかということになるのでありまして、私はそれぐらいの気構えでこの外材の問題を渡り際で何かやらないと大変なことになってしまうという危機感を持っているのです。

通産省を代表して御見解を述べてほしいと思うのです。

○篠浦説明員 まず初めの円高で外材の輸入がどうなるかというお話でございますが、一般論といしましては、円高が続きますと円に換算した輸入価格が下がるというところでございまして、それだけ輸入が行われやすくなるというところは言えると思います。ただ、木材の輸入がどうなるかという問題は、基本的には木材に対する需要、さらにその背景にあります国内の景気の動向、これがどうなるかというのに大きくかかっているというところでございまして、

ちよつと具体的に申し上げますと、昨年の九月ごろから円高が始まっています。こちらの外材の輸入量を見ますと、量的にも低下傾向にございまして、それから、前年の同じ月と比べまして減つておる。これは景気回復がはかばかしくないのでございまして、円高になれば必ず輸入がふえるということにはならない一つの事例だと思つてございまして、

それからまた、需要が仮に強くなりまして、海外の輸出業者の方も、一つは円高の問題もございまして、輸出価格を引き上げるといふような可能性もないとは言えないと思つてございまして、そういうことで、円高で外材の輸入がどのくらいふえるかというのとはなかなか一概には申し上げられない。したがって、一般論どおりにふえるというふうには申し上げられないわけでございますが、一応ふえる可能性はあるというところは考えておく必要があるだろうというふうに思つております。

それから、二番目の、外材の輸入につきまして一元化をしたらどうかという御質問でございますが、先生御存じのとおり、わが国は非常に資源が乏しいということで、自由貿易体制をとって経済の発展に努めなければいかぬという、置かれておる条件、それからまた、現在、貿易を一層自由化しよう、あるいは関税を引き下げようとかいふた交渉がガツトの場で行われておる、それからまた、わが国の国際収支が非常に国際的にも問題になつておるといふような事情がございまして、これを一元化するというのはきわめてむずかしい

というふうに考えております。

ただ、先生いろいろお話しになりましたように、木材輸入の動向というものが、国内の林業あるいは林産業に対して与える影響が非常に大きいということはおっしゃるとおりでございますので、需要に見合った秩序のある輸入が行われるというように、林野庁当局と協力しながら関係の業界を指導してまいりたい、かように考えております。

○島田委員 そういう一つの内面的な改善策、業界の体質改善なども含めながら、いま中小企業近代化促進法との関連の中で構造改善事業というのが業界に対して行われている。まだ全盛、各般にわたるものではございませんし、かなりテスト的なにおいが強いのでございまして、しかし、その持つております事業そのものについてのいい面、悪い面というのはそれぞれあるようであります。

この目的とするものについては二、三点あるようでありまして、一つは設備の近代化、これがスクラップ・アンド・ビルドという形をとるものと、スクラップ・アンド・スクラップというふうな問題もこの中に含めておるようであります。第二の点は、問題になつております輸入材の規制、特に米製材、アメリカから来る製材をどう規制していくのか。それから三つは、何と云つても流通の近代化、機能的にしなければならぬ、こういう点であります。しかし、先ほどから住宅政策についていろいろ政府の見解を承ってきたのでありますが、そのいわゆる政策といふますか、行政の整合性という点についても、私は、もう少しこれは検討の要があるというふうにいま感じとています。

時間が余りなくなつてきましたから、最後のお話に入らしていただかなければならぬのでありますが、きょうのやりとりでもまだきちつとしていない点がありまして、不況業種というふうに決めつけてしまふということはどうなのかという気がするのであります。幸い特定不況産業安定臨時措置法

案がきのう委員会を通りましたが、われわれは基本的に幾つかの問題を持っていますから、内閣法そのものには賛成できかねるのでありますけれども、修正を幾つかやりまして、これは恐らくあす衆議院を通るといふところになるだろうと思つて、この不況業種の中に、いま合板が取りざたされておりますが、製材まで追い込んでしまふということについては、まだ私は非常にためらいがありまして、その点については反対であります。ですから、もつと行政に責任を持ってやってもらわなければならぬといふことについては、どうも問題を詰めてまいりますと、やはり業界の未成熟性という問題に軍配を上げざるを得ないのではないかと、国産材産地の場合におきます原木集荷機構の未整備という問題がまず一つあると思つております。山元製材と、港湾で主として外材をつぶしている工場との二つに分かれておりますけれども、国産材産地で言いますれば、原木集荷機構の未整備というのは、やはり早急に手をつけなければならぬ点ではないか。それから、外材の場合におきましては、製品の販売機構に手を入れなければならぬ。これがまだ未整備である。

まだまだ問題はありますけれども、この二つの点だけ掲げてみても、業界体質の整備、つまり今度は未成熟な部門にスポットライトを当てた、そういうソフトウェアの部分に力を入れた構造改善事業が行われていかなければならないという課題がいま出てきていると私は思うのです。ですから、私は、そういう意味で、せつかくの制度がもつと前進し、改善されていかなければならないといふふうに思つております。ただ、業界は、残念ながらこの構造改善事業そのものにもとて乗り切れない。それほど体質的に疲弊し切つていて、切れない。それは人たちをどうするか、ぶつ切りのか、救済していくのかという選択の問題がここにあります。ですから、そういう者を抱えながら構造改善事業をどういふふうに行っていくのかという点では、どうかひとつ十分の

御検討をお願いしたいと思います。

私は、いま国内的、国際的問題について二、三点の問題点を指摘いたしました。私のこの考え方は間違つていないでしょうか。

○石川政府委員 先生御指摘になりましたように、日本の林産業関係を見ますと、確かに原木の集荷の未整備あるいは製品の販売機構の未整備、こういうものがあることは私も認識いたしております。したがって、こういうものとはあわせて、ただいま合板業界につきましても構造改善を進めておりますし、また一部、一二％程度の設備の調整をしていこうということで、合板業界が一体になりましてその準備を図り、その準備に取りかかると、そしてまたその進行を図つておるわけでございますが、製材業界につきましても、先生御存じのとおり、全国的にいろいろな規模のものがございまして、全国に二万余の製材業があるわけでございます。こういうものについての一本にいたしましたいろいろな対応というのはなかなかむずかしい問題がございまして、したがって、現在、八県におきまして近況法によりまして構造改善を進めておりますけれども、私も、こういう方面に向かつて製材業は近代化していく必要があるといふふうに考えておりますし、今後ともこの面については十分対応してまいりたいと考えております。

さらに、おつしやいました原木の集荷あるいは製品の販売のいろいろな流通機構の問題についても、今後、鋭意検討を進めてまいりたいといふふうに思つておる次第でございます。

○島田委員 私はきょうはきょう具体的提案をしていふのでありますが、長官はまさに性格そのものでまじめに教科書のごとくお答えをいただいております。きょうはさっぱり実がなくて、二時間もやつたのがかりりしているのでございます。私も、あなたのそのまじめな性格から、まじめにやろうとする姿勢は買うのでありますが、まじめだけではいま通らないのですね、思い切つたことをやらなさい。

その点では大臣、思い切つたことをやつてもらいたいという期待があるのですけれども、大臣も近ごろの答弁はまことに優等生的でありまして、どうもさっぱり、どこかぼろを出したらというやうな答弁はなさらないのでありますけれども、いまの業界の問題はこのままで好まれないといふのは、大臣、いまの議論からおわかりいただけたと思つております。山の問題、そして、いまの木材界の置かれていられる状態から、当面の問題として構造改善事業というものは、こういう有効な手段をさらに一層、文字どおり改善事業というこの制度を改善いたしまして有効適切な手を着実に打つてもらいたい、こんなふうに思つておるのです。が、最後にまゝお答えをいただきます。

長官、さつき私が尋ねたことで一つ落ちていたのがあるのです。二、三分ありますから、ちよつと答えを願ひたいのですが、もしお答えをされる時間がなければ、資料でお示しを願ひたいのです。林業改善資金の運用の状態、これはむしろ資料で出してもらつた方がいかもしれません。ですから、そういうふうにしていただきます。それから、これについての改善の方途、額をもつと上げていくとか、それから、さつき私が言つたやうなものも将来検討するとか、こういうことができるかどうか、これをひとつお答え願ひたいと思つております。

さて、以上申し上げました中で、問題のほんの一角に触れたのみでございます。しかし、山の問題といふ、それから組織の問題といふ、業界の置かれていられる状態といふ、どれをとつても、まさに荒海、荒波であります。こういう中で、長い間の懸案でありました森林組合が今後独立し、そして独歩を続けていくわけでありまして、私は、やはりもう一回大臣に決意のほどを含めて伺つておきたいのでありますが、せつかくの独立法としてこれからいくわけでありまして、この荒海、荒波をどう乗り切っていくかといふのは、まさに行政がこの組合を育てる姿勢に立つた立たないかの点にあると私は思ふのです。もちろん、ひとり立ち

ちしてりつぱに大道調歩できるような組合に育ててもらいたい、こういう願いを私も強く持っています。それが、それなかなか一律にはいかないという脆弱体質を抱え込んでいられるわけでありまして、その点について十分なる、行政指導だけでは、お金の面でもめんどろを見ていく、こういう姿勢をこの際この法案の審議に当たつて明確にされることをぜひ私は要請したいのであります。そして、船出いたします森林組合が堂々とひとり立ちして、既存の農業協同組合や漁業協同組合と一緒に組織がつくり上げられていくように私は心から願つて一人なんです。最後に、大臣の決意を込めた見解を伺つておきたいと思ひます。

○石川政府委員 先ほど説明を落としたので、改善資金のことにつきまして申し上げておきます。

改善資金につきましては、先生の御質問は、保育にまで改善資金を使つたらいいのではないかと、御質問であつたかと思ひますが、御承知のように、現段階では保育はどちらかと申しますと造林の範疇に入つておるものでございまして、造林の助成制度を手厚くするといふところで対応しております。

融資の制度になりますと、どうしても償還という問題が起つてまいりますので、御承知の間伐の段階から改善資金の対象にいたして、間伐の間伐につきましてもは全体で二十億ばかりの金が間伐のための改善資金として使われるようになっております。

御指摘のようないふこともございまして、検討いたしてみたいと思つておりますけれども、非常に若齢の保育の場合は支出だけでございまして、収入がないといふことから、なかなかこの制度には乗りにくいのではないと思ひますが、補助制度その他等々を組み合せながら検討してまいりたいと思つております。

○中川國務大臣 御指摘のように、最近の林業生産段階から、また業界を含めまして非常に危機状

態にある。昭和四十九年からの景気の停滞ということが拍車をかける原因になっておることは言うに及ばせん。したがって、この国会は林業国会と言われるぐらい、国有林につきましても改善対策の法案をお願いしております、また森林法あるいは合併法等を出しましたのもそういう点に着目したところでございます、なまぬるいところもあるかと存じますが、農林省は挙げて、生産段階、そしてまた製材、合板業界は非常に厳しい状態にありますので、あらゆる方途を講じてこの事態を乗り切つて、国民の期待にこたえたい。不満足な点もありますが、われわれは誠意を持って御期待にこたえたい、こう思つておる次第でございます。

○島田委員 以上で、私の質問を終わります。

○中尾委員 瀬野次郎君。

○瀬野委員 森林組合法案について農林大臣並びに林野庁長官に質問いたします。

〔委員長退席、片岡委員長代理着席〕

この法案は、森林法に包含されていた森林組合及び森林組合連合会に関する規定等を同法から分離独立させるとともに関係規定について所要の整備を図り、新たに森林組合制度の根拠法としようとするものであり、今後の森林組合のあり方というものが問題であるわけですが、森林法の目的である森林の保護培養と森林生産力の増進に努めるとともに、他方においては林業基本法の目的とする林業の発展と林業従事者の地位の向上を図るためのものであることが要請されるなど、二つの面が問われることは御承知のとおりでございます。

現行森林法は全規定が二百三十七条でありまして、改正後の森林法は百九条となり、まさにさびしい森林法となるわけでございます。この点が今日まで森林組合法の単独立法を妨げた、林野当局が踏み切れなかったところの一つの大きな要因にもなつておつたことは否めない事実であります。今回本案提案に当たつて、まことに結構なことでありまして、一方積年の念願であつた森林組合法は百二十三条が新しく生まれただけでございます。

て、百二十三条でございますからまさに一、二、三と、こういうように将来に向けて飛躍が望まれる規定となつてゐるものだし偶然ではございません。よつて、今世紀最後の団体法であり、こんな大きな団体法は今後まづ生まれてこないと言われている、歴史的な法案と言えらる重要な重要法案でございます。

そこで、農林大臣に伺いますが、本法提案に当たり、いま冒頭に申し上げましたごとく、今後森林組合の役割りというものが大変重要になつてまいりますけれども、農林大臣は、森林組合の役割りについてどういふように考へて本案提案に及ばれたか。当時われわれが審議したときは大臣でございまして、その時、われわれはもう四十九年以來何回か審議して今日のこの単独立法を進めてまいりましたが、ここに改めて大臣の所信を承つておきたい、かように思います。

○中川國務大臣 先ほど議論がありましたように、最近における森林、林業をめぐる情勢は非常に厳しい。その中にありまして森林組合は、地域林業の中核的な担い手として重要な役割を果たすことが期待されております。このため森林組合は、森林所有者の協同組織としてその経済的社会的地位の向上を図るとともに、時代の経済的社会的要請に即応して、いま御指摘ありましたように、森林の保護培養と森林生産力の増進にも積極的に役割を果たしてまいりたい。かくて、多年の懸案でありました森林法の中から新しく独立をいたしまして、百二十三条、一、二、三という気持ちでこれから使命を果たしていききたい、こういうわけでございます。

○瀬野委員 施設森林組合及び生産森林組合の現況について、この点は大臣からでも長官からでもお答えいただきたいと思うが、農林省の参考資料によれば、この資料は五十年現在となつておりますので、もう二年が経過してまいりますから、五十一年度末でも結構ですが、新しいデータがあればそのデータに基づいて、見込み、推定等加えて一、二番新しい、林野庁が掌握している施設森

林組合及び生産森林組合の現況を概略御報告いたしたい。

○石川政府委員 ただいま集計中でございますので、見込み数字でございます。したがって、集計の結果、変更があることをお許し願ひたいと思ひます。

施設組合の数でございますが、五十一年度にはおよそ二千七十にならうかと思ひます。それから、組合員の数でございますが、百七十八万人、これは五十一年度と五十二年度とほぼ同じであるかと思ひます。組合の数が減つておりますので、一組合当たりの所属します組合員数は八百六十人、約三十人ばかり増加をするという数字にならうかと思ひます。

森林組合員が所有しております森林面積でございますが、一組合で申し上げますと、五十年が五千四百五十一ヘクタールでございましたが、約二百ヘクタールの増加が見られまして、五千六百六十ヘクタールとならうかと思ひます。

それから、地区内の森林所有者の組合加入率あるいは地区内の民有林の組合に対する加入率につきましては、ほぼ同様の数字が出てようかと思つております。

それから、払い込み済みの出資金額でございますが、これは総額で申し上げますと、五十年が百十六億円でございましたが、五十一年度は百三十億円に増加をいたしました、一組合平均で申し上げますと、五百四十六万円から六百二十九万円と、約八十三万円増加しようかと思つております。

作業班を有します組合の数は五十年が千四百十四組合でございましたが、五十一年度におきましては千三百八十組合とならうかと思ひます。所属人員数につきましては、同じく五万六千九百人程度でございます、ほぼ同数にならうかと思つております。

それから、生産森林組合でございますが、調査を提出いたします組合数といたしまして、千七百六が五十年でございまして、これが五十一年度では千九百二十にふえることとなつております。

組合員の数でございますが、五十年が十八万三千人でございますが、五十一年度は二十万六千人にふえることとなつております。一組合平均で申しますと、百七人という数字はほぼ変わつておりません。

それから、経営をいたします森林面積、五十年が二十万一千ヘクタールが五十一年度二十三万ヘクタールとなりまして、一組合平均で申しますと、百十八ヘクタールから百二十ヘクタールと微増をいたしております。

以上がその大要でございます。

○瀬野委員 細かいデータについては別途また資料をいただくことにして、一応後の審議に影響する関係もあつてお伺ひいたしました。

次に、森林組合法の単独立法に伴ひまして、制度の特色についてお伺ひするわけでございますが、農業協同組合及び漁業協同組合と相違する点について、整理して答弁をお願いしたいと思つております。もちろん、単独化することによりまして森林組合のメリットというものもあるわけでありまして、後々のためにも、ひとつ冒頭に明らかにしていただきたい、かように思います。

○石川政府委員 まず、構成でございますが、基本的に違つておりますのは、森林組合の場合は森林を所有する者が正組合員でございます。それに對しまして、農協、漁協はいずれも農民、漁民という業種をもつてとらえておるということが第一義的に違つてございます。そのあたりからいろいろと事業上も性格の相違が出てまいりまして、御承知のように、森林組合につきましては、今回の法制度におきまして、森林の経営の指導とか施設といった、いわゆる必須業務を持ちまして、その他資金の貸し付けといった任意事業を持つという形に法制度を整理してございまして、その点農協、漁協等につきましては、このような必須事業制をとつておりません。

それから、事業につきましては、大半の事業が重複をいたしますが、森林組合については現段階ではなお信用事業を認めていないということにな

ろいかと思ひます。

員外利用につきましては若干差がございますが、御承知のように、森林組合の場合、組合員の事業分量と同量、したがいまして二分の一のいわゆる員外利用を認めることといたしてございすが、その点は漁業協同組合と同様でございますが、農業協同組合につきましては員外利用五分の一という制限がかかっております。

それから、生産組合段階の相違を申し上げますと、林業の方の生産森林組合につきましては、いわゆる常時従事義務を課してございまして、二分の一以上の常時従事義務を課してございすが、漁業の生産組合につきましては三分の二、農業の農事組合法人につきましては、法令上規定がございせんけれども、解釈上は全員が従事するという考え方をとっております。

それから、連合会に対する加入の仕方でございますが、生産森林組合と漁業の生産組合につきましては、連合会に直接加入の道がございすが、農事組合法人は農業協同組合連合会の会員となることのできないという形をとっております。

それから、連合会段階でございますが、森林組合連合会につきましては、このたび正規の共済事業を行うことになっておりますが、これは共済事業の兼営が可能法制になつておりますが、農業協同組合連合会につきましては兼営を禁止されておりますし、水産業協同組合におきましては、水産業協同組合共済会というものがこれを行うこととなっております。

そのほか、御承知のように、農業協同組合にはいわゆる中央会といった形の指導組織がございすが、森林組合及び漁業協同組合については、そのような制度を設けておりません。

以上でございます。

○瀬野委員 農林大臣にお伺いしますが、森林組合が、森林の保護培養と森林生産力の増進という公益的性格と、森林所有者の経済的社会的地位の向上という協同組合的性格とをあわせ持つという基本的な性格は、単独法化に当たっても現行森林

法の規定がそのまま受け継がれることになつておることは私もよく承知しておりますが、今回の単独法化に際し、より積極的に協同組合としての役割りを強調し、鮮明に打ち出すべきではなかつたかと私はかねがねから考へておつたわけでありすが、すなわち、森林法においては、その第一条に、森林の保護培養と森林生産力の増進を図るといふすぐれた公共的な色彩の強い目的を達成する重要な担い手としての役割りを、森林施業の合理化及び森林生産力の増進を通じて果たすべきであるというものを組合の任務とするにまつて、本来的には森林所有者の私的利益の増進を図るといふ協同組合としての森林組合の制度を同法の体系の中に位置づけることが可能になつたわけでございます。まして、単独法化を契機として、さらに森林及び林業の担い手としての人的側面を重視すべきである、こういう声が各単位組合にあるわけでございます。まして、個々の森林所有者にも、また組合系統内部にもこういう声があることは十分御承知であらうと思つております。すなわち、森林法と林業基本法を等距離に關係を持つ組合で、いまでも答弁がございましたように、農協、漁協とは一味違ふ特殊性を持つ組合であることは言うまでもないわけでございます。

森林組合の制度が森林法に初めて規定されたのは明治四十年、旧森林法の全面改正のときであつて、これ以来法制的根柢のある団体として発足したわけでありすが、このとき以来、森林組合はすでに七十三年も経過してゐるものでありますが、いまだに森林組合という旧態依然たるこういった団体から脱してゐない。まことに残念至極であります。今回の単独法化に当たり、当然林業協同組合法とすべきではなかつたか。何でこんなに遠慮したのか。その点、立法に当たり、どう農林省は検討してこられたのか。いわゆる森林組合法という法案でなくて、林業協同組合といったことで当然提案すべきではなかつたか、将来のためにもこういうことをはっきりしておくべきである、私はかように思ひます。農林大臣の所信を承りたい。

○中川國務大臣 そのことにつきましては林業関係者からも非常に強い要望のあつたところではございすが、御承知のように、森林組合法は必須事業と選択事業とがございすが、協同組合法になりますと必須事業の方を義務づけしがたくなる、こういうことで、協同組合と、そしてまた公益性を持つ二面、その二面をともに成立させるのがまさに森林組合法であつて、決して弱体化したものでない。

ただ、今回改正に当たりまして単独法化ができたことと、もう一つは共済事業が明確化したこと、もう一つ目玉でありました信用事業が農協組合等に比べて欠落をしてゐる、この点が残念ではありましたが、いまの実態では時期尚早であるといふところからその点は欠けましたけれども、それ以外については業界の皆さんの御理解もいただいておりますもの、こう思つておる次第であり、また瀬野委員の御理解ある御認識といひますが、御理解をいただきたいものだと思つた次第でございます。

○瀬野委員 後でいろいろ論議をするわけですが、信用事業が欠落してゐると言うけれども、私は、この信用事業についても今回の法案の中に明記しておくべきであつたと思つておるわけですが、これは後ほどまた論議をいたします。

そこで、大臣は一応の答弁をなさいましたけれども、林業協同組合というにすることが問題であるならば、大臣は必須事業があるし、また公益性を持つておるといふことをおっしゃる、それならば森林協同組合というようにしてよかつたのじゃないか。林業協同組合が無理ならばせめて森林協同組合というようにすることにでもしてやるべきであつたと私は思つたけれども、こういった点は本法提案に当たつてどういふように検討して出されたのか、再度お伺ひしておきたい。

○農林政府委員 森林組合と他の農協あるいは漁協との違いにつきましては、先ほど林政部長の方から御説明申し上げたとおりであります。森林組合につきましては、いま大臣から御説明申し上げたとおり、森林組合としての一つの大きな性格

がございすが、そういう性格から言ひまして、農業協同組合やあるいは漁業協同組合のように純化するといひますと、具体的に申しますと、いま申し上げましたような森林組合でございすが、中小規模の事業者の相互扶助のための組織であるといふ協同組合ということになりますと、地方公共団体や法人森林所有者を組合員として包含することがまずでなくなる、困難になるといふ問題もございすが、それから、公有林等の占めるウェートの高い日本の森林所有形態のもとにおきましては、組合の組織運営に重大な影響が及ぶばかりでなくて、ひいては森林資源の維持培養という観点から見ましてもやはり問題があるのではなからうかといふふうに考へる次第でございます。

それから、いまも大臣お話しございましたけれども、必須事業という制度がございすが、森林の持つております多角的な機能の総合發揮を目的とした地域の森林の適切な管理運営の確保という観点から設けられてゐるものでございまして、これがまた森林、林業の特性、たとえば超長期性といふような問題もございすが、これに即しまして森林組合の存在理由といふことにもなるわけでございます。小規模の事業者の事業活動の相互扶助を目的とする協同組合としての性格に純化した場合には、こういう問題につきましても法的根柢が非常に得がたくなりまして、森林資源の充実に国民的要請として非常に強まつております現今におきまして、これに逆行するような変更をするということもきわめて不適当と考へておる次第でございます。

○瀬野委員 私の記憶では、明治二十五年ごろ農林省の要綱には森林協同組合として提案がなされて、明治二十六年の森林法改正のときの原案となつて農林省の省議決定まで持ち込まれてゐる歴史があります。そのときの原案は農協、漁協と同じ内容であつたが、ついに目の目を見なかつたのも事実でございました。明治二十六年から今日まで八十六年にもなるわけですが、もうこのころで、単独法化する際、これを契機に、森林組合法でなくて、

せめて森林協同組合、願わくは林業協同組合といふふうに法案を検討して提出してしかるべきでなかったか。その努力が足りなかった、私はこういふふうに思うわけです。

農林大臣は、いまぼくが申し上げたことは御存じでございますか。

○石川政府委員 先生おっしゃいましたように、協同組合として純化するかどうかということにつきましましては、先ほど申し上げましたように、森林組合の構成員をどのように考えるかということにかかるとかと思ひます。

御承知のように、たとえば農業協同組合の場合、戦後の農地改革で土地を所有します農業者の大き

さというものがほぼ一定をいたしております。そういう中小規模の農業者の集団として農業協同組合が構成されておるわけでございまして、森林組合の場合は発生のにもそうでございまして、比較的大規模な森林所有者から、農業と兼業をいたします小規模の森林所有者、さらに市町村有林を持

っております地方公共団体をも含めまして組織をしております。そういう経過がございまして、先生も御指摘のとおり……（瀬野委員「専門的なことはよくわかつておるから」と呼ぶ）そういうことで構成をいたしておりますので、この段階で、たとえば公有林の所有者とかあるいは大規模森林所有者を除いた形での林業協同組合という形に純化するのには非常に困難である

ということを考慮しまして、ここにございまして、うな法案でお願いをしておるわけでございまして。

○瀬野委員 藍原林野庁長官、先ほどぼくが質問したことについて、明治二十六年の森林法改正のときの原案となつておつた農林省の省議決定まで持ち込まれた森林協同組合ということが目の目を見なかつたという話をしたわけですが、知つていれば知つてゐる、知らなければ知らない、そういうふうに答えていただきたい。

○中川國務大臣 明治二十六年のことは残念ながら勉強しませんでしたでしたが、御指摘をいただきましたので、これから一生懸命勉強して

みます。

○瀬野委員 林野庁長官、いまの件、あなたも同じく知りませんでしたか。

○藍原政府委員 明治二十六年にそういう政府の考え方がございましてけれども、それが目の目を見なかつたということ、私は知つておりました。○瀬野委員 農林大臣、いま林野庁長官が言つたように、さすが長官はよく知つておつたという

が、その当時生まれていなくても昔の文獻を見ればわかるわけで、勉強不足です、こう言わなければならぬ。

そこで、森林組合は育林と搬出をあわせ行ふ唯一の組織であります。これも御承知のとおりです。明治二十六年からだと、先ほど申しましたとおり八十年も森林組合という名前であつておるわけ

です。今回の単独法化というものは、これはめつたにないチャンスであります。先ほど申しましたように、今世紀最後の団体法として、いわば歴史に残る法案提出です。

これは中身については、昭和四十九年のあの大改正のときに、私も十三時間にわたつて質疑を

し、政府の姿勢をたゞして、今日の単独法化に対する附則二条の附帯決議をつけた経緯がありますから、そのことは十分そのとき審議してありますけれども、この法案の提案といふことはそういう重要な意義を持つていけば歴史的な今回の本法提案になつておるわけでありまして。

そこで、今回の単独法化を契機にやらないと、これは林業協同組合にしても、または一歩譲つて森林協同組合にしても、これは千載一遇のチャンスです。私はこういうことをしなさいと思つてからであります。いま提案されてすぐにこれを修正するといふことにはまゐらぬかもしれせんが、私は、こういう歴史的な法案の審議に当たつて、将来のためにこういふことを国会で論議し、歴史に残さなければ後輩に対して申しわけない、また子孫に対して申しわけない、かような意味で声を大にして、あえて冒頭こういふことを論議しておるわけでございまして。

私は、このことについては、仄聞するところ、そういう考えも林野庁ではなかつたわけではないけれども、林業協同組合または森林協同組合にすると、あたかも農協アレルギーに見られるように、圧力団体みたいな森林組合がなつて、そして農林省がだんだん扱いにくくなる、また経済組織体になると、だんだんだんだん力が出てくる、というのを聞かなくなるといふ懸念もこれあり、そういうことから、農林省の内部また農林大臣、林野庁長官のスタッフの中に根強い反対が心の奥底にあるといふことを知つておいてもらいたい。その辺については、林野庁長官また大臣でもいいが、どういふように理解していただけますか。その辺は絶対にそんなことはないとおっしゃるか、どうですか。

○藍原政府委員 森林組合の基本的な考え方については、個人的にはいろいろ御意見なり考え方を持っておられる方があろうと思ひます。私も先般の国会で附則で決められました森林組合のあり方について二年有余、鋭意、専門家の方々に集まつていただきまして検討し、専門家の御意見を十分聞いて、その専門家の御意見に従ひまして、今回、森林組合の単独法を出したわけがございまして、その考え方については、一般の考え方、一般の専門家の御意見等々十分踏まえた上でこの森林組合法は提出し、御検討願つておる次第でございまして、そういう意味から、先生が御指摘のようないろいろな御意見を持つ方はあるうと思ひますけれども、現時点における森林組合のあり方についての専門家の総体の御意見といふことで、私どもは意見をいただき、それをもとにいたしまして今回の森林組合法案を提案いたしました次第でございまして。

○瀬野委員 藍原林野庁長官は学者はだで、こういう人ですから、農林大臣よくおわかりのとおり。農林大臣も北海道出身で、あれだけの大きな国有林を控えた、また林地を持った北海道を御存じであります。そういう意味から、農協にして

も漁協にしても大臣もよく御存じのとおりでありまして、私は残念に思うことは、こういふ単独法化をする際にこういふことを論議もなさつたと思つけれども、あなたもその北海道から出てきて、そして大臣にもなられたこの機会に、こういふことで強力にひとつ論議を張つて、そして大改革するといふような気持ちでやつてもらいたかつたと思つたので、ちよつと不勉強のよう

で、何となく齒切れが悪い感じがしておりまして、農林省の幹部の中にも、やはり先ほど言つたような農協アレルギーみたいなことになつてはいかないといふような懸念が、これは私はある人からじかに聞いておるわけでございまして、そういうのがやはりあるわけですから、そういうのをよく見破つて、大所高所から将来のために勇氣を出して提案をする、私はこういうことにしたいだ

きたかと思つたのです。今回これを森林協同組合あるいは林業協同組合という名称にしなければならぬ、そういうことにしなければならぬ、自分また続く。これは一世に続く。八十六年続いているのですから、あと十四年もすぐたつてしまふ、こういうことになりかねない。林業を守備分野としていられるわけとしてはまことに残念至極であつたと思つたのですが、大臣はどうですか、私のこの論議を聞いて、まことに残念至極と思われま

か、どうですか、再度お答えいただきたい。

○中川國務大臣 御指摘のように、藍原長官は非常にまじめな方でございまして、幹部の中にもあるいは林野庁の中にも、農協アレルギーがあるから、将来始末が悪いことになるからやめた方がいいんじゃない理由で取り入れなかつたというように一切ないという話でございまして、瀬野委員、どこから入手されたのかわかりませんが、それも考えられないことでもないと思ひますけれども、成案を得る段階におきましては、そういうことで協同組合といふものを採用しなかつた、そういう法律になつたといふことはみじんもなかつたといふこととございまして、現段階においては、一世に続くても二世に

いてもいいとは思いませんが、当座としてはこれが一歩進むべきことであり、これまた答弁がありましたように、専門家によって十分議論をしていただいて、現段階においてはこれが一番いいということをやったものであって、政治的に押し曲げて、もっと極端に言うならば、もっともつと前向きでやるべきものを後ろ向きにしたというようなことは、これまたいささかもないことをお答えいたしておきます。

○瀬野委員 名は体をあらわすという言葉がありますが、やはり表題というのにはまことに重要なものです。この一つの森林組合法という表題の中に、百二十三条、一、二、三と先ほど言いました、すべてが含まれるわけです。農林大臣中川一郎という名の中に頭からつま先まで全部が入る、こういうようなものでございまして、名は体をあらわす、重要なことであるがゆえに、将来のためにあえて私は時間を割いてこのことを申し上げましたが、大臣はここで、内部にそんな話があるのか、これはすぐ変えなければならぬとか、修正しますとか言えないかもしれぬが、将来のためにこういったことを論議しておかなかったならば、いわゆる悔いを千載に残すということからも私はあえて申し上げるわけですが、本当に残念でならなかった、かように思っておるわけです。

私はこの日を持って、こういったことについてひとつ記録にとどめておきたい、かようなことであるという申し上げましたが、学者その他権威者の意見を聞いてやったらみじんも間違いないというふうな意味のことをおっしゃるけれども、それはちよつと言ひ過ぎです。オーパー過ぎますよ。大臣、勉強した方がいい。ちよつとその辺だけは力が入ってオーパー過ぎるが、学者の中にもいろいろ異論があるわけです。たくさんあるわけですね。団体の中にもそんな意見を持った人がいっぱいいるのです。そういった意味で、私は、相当地林野庁も折衝に当たっては論議されてこの結論を得られたということを知つてもありますが、また聞いてもおりますが、そういったことで今後早い

機会に、また何かの機会に、こういったことを逐次検討を積み重ねながら、いま私が言つたようなことで大きく飛躍できるように、一、二、三と飛躍できるようにひとつ御検討を重ねていただきたというのを強く要望いたして、次の問題に入りたいと思います。

○中川国務大臣 いまの御指摘は私の真意と若干違つておりますから、これは後世に残ることではないからいささか意見はなかつたとは思つておられないのであつて、学者、専門家がやつてくれたことの判断に対して政治的にいささかも後退するような押し曲げはしなかつた、こういうことでございまして、議論の段階にいささかもそういう意見がなかつたというようなことは言つておりません。それが不勉強だということになりますと、私も名譽のあることでございまして、あえて訂正をいたしておきます。

○瀬野委員 ただいまの訂正はしかと承りました。次に、共済事業の問題で伺ひしますけれども、施設森林組合の行い得る任意事業の一つとして、組合員の福利厚生に関する施設が定められており、昭和三十一年からその一環として森林災害共済事業が行われてきたことは御承知のとおりであり、今回、森林組合及び同連合会の行うことができる林業に関する共済事業について、その根拠規定を明定するとともに、他の協同組合に準じた監督規定の整備等を行うこととしているが、森林災害共済事業が法制上明認されたことに伴う問題として、現在、災害によつて生じた森林の損失の補償については、制度上、森林災害共済のほかは森林国営保険及び民営保険、この民営保険は言うまでもなく火災による損害のみが対象になっておることは御承知のとおりですが、この三者が併存している。特に森林災害共済、それから森林国営保険は対象森林の範囲、てん補対象災害の種類等、制度の内容がほとんど同一となつて、保険、共済の募集だとか契約及び損害補てん等に関する末端事務がほとんど森林組合で取り扱われているために、

単なる併存関係を越えて逆に競合状態が生じることになってくるわけでございまして。

そこで、この加入の状況等を見ましても、五十三年度の三月末現在で森林災害共済は七十五万ヘクタール、森林国営保険は百四十五万ヘクタール、民営保険は、これは推定でございすけれども十六万ヘクタールとなつておまして、全部合算しても民有林の人工林面積の約三分の一にすぎない現状であります。また、それぞれが対象とする森林の上で森林災害共済は林齢が十一年以上、いわば安定した齢級となつておりますが、その占める割合は六六%。それに対して森林国営保険に就いては、林齢が十年未満のものが八七%と圧倒的に若齢林の占める率が多いことは御承知のとおりでございまして。このため、被害発生率の大きい若齢林の加入が多い森林国営保険では、多額の支払い超過の発生となつておるわけでございまして。

そこで、私は数点、本法のいわば目玉と言ふべきこの共済保険について伺ひするわけでございまして、まず今後の森林災害共済事業の運営においては、実績を持つ全森連が事業主体となつて販売事業、購買事業等の実施とあわせて、別途の組織によらずに共済事業を実施することや、全国段階の連合会が元請機関となることについて、法制上差し支へはないのか、その点は問題はないか、まず、その点を簡明にひとつお答えいただきたい。

○石川政府委員 先ほど農協の場合、連合会段階の共済は兼営禁止ということをお申し上げましたけれども、他の立法例を見ますと、たとえば中小企業等協同組合等におきます共済につきましても兼営を認めております。

森林組合の場合は、組織自体がこれを分離して行うほど大きなものではございせんし、現にいままで福利厚生事業の中でやつてきておつたわけでございますので、兼営の形で今後もやっていたのは結構だと考えております。

○石川政府委員 現在の事業の実態を見ますと、当面私どもは現在の全国森林組合連合会が事業主体となつて行ふのが適當だと考えます。

○瀬野委員 さらに、この森林国営保険が災害発生の危険率の高い若齢林を一手に引き受けていることによつて、初めて森林災害共済事業の円滑な運営が維持されることはもう御承知のとおりでございまして。この点、森林災害共済事業を今後とも組合系統にとどめた形のままで、加入者である森林所有者のみならず共済掛金を出し合つて共同準備財産を造成しておき、災害が発生した場合にその共同準備財産をもつて被災者に共済金を支払うという森林所有者の自主的な相互共済の原則に基づく森林災害共済制度の今後の運営については、いまの問題と関連して問題はないか。これはどういふ認識に立つておられますか。

○石川政府委員 御承知のように、現在民営を除きまして主力は国営と森林組合の行つております共済でございまして、先生もいま御指摘のとおり、国営が一、二齢級の比較的被害発生頻度の高いところを背負つておまして、三齢級以上のところを主として森林組合の共済があるという形での一種の事業の安定というものがあつてございまして。もちろん、森林の災害共済につきましても、たとえば、御承知のように、現在の風水害あるいは火災というものに加えて野兎野鼠の被害を加えたらどうかとか、あるいはさらに掛金に対するある種の助成等も含めまして制度の強化を図つたらどうかということがかねがね論議の対象となつておまして、かつて四十九年の法改正の時点にも、一度この問題を詰めるべくいろいろ団体とも話し合ひをしたわけでございまして。

一つの考え方として、たとえば第一義的な共済事業を全面的に森林組合共済にゆだねて、国はそ

しい法という意味の森林法ということになったわけでございます。森林組合制度を分離した森林法は、森林計画制度及び保安林制度を中心とした国の森林資源政策の貫徹を図るための立法としての色合いが一層濃いものになってくることは否めない事実でございます。森林の公益的機能の維持もしくは発揮のための任務が強化されて、このために森林所有者に対する上からの強い指導が加えられるようになるということが考えられますが、これもまた困ったものでございますけれども、多少やむを得ない点もございます。

私はそこで、この森林組合という担い手を欠いた、いわゆる百九条というように細くなったところの森林法は、この森林法の中身を見ますと問題点がないというわけでもございません。そこで何となく、前にも言ったようにしっくりいかないような森林法になるわけです。いままでは二百三十七条もあつたのが、今度はぐんと減つてきたわけですから、いわばさびしい森林法、百九条に減つたわけです。

そこで、私は農林大臣に伺うわけですけれど

も、この際、森林法はこれを発展的に解消してなくする、そうして一つには森林計画法という法律と、二つには保安林法というような法律にして、この二法を制定して、森林法そのものをなくするということを検討すべきではないか。また、こういったことについても十分政府としても検討して、いろいろと大所高所からこれを調べてみる、また各界の意見も聞いて、いろいろな意見を聞いた上でこれを洗う、こういうようなことが必要ではないか、そういう姿勢を私は問うわけでござい

ますが、大臣、この残された百九条の森林法、こ
ういったものについては、このままでずっといつ
までもいいというようにおっしゃるのか、何かそ
ういったことを検討の用意があるのか、また、そ
ういったことをいまままでのいろいろな頭に入れて
折々検討を進めておられるのか、その点をこの機

会に明らかにしていただきたい。

○中川国務大臣 森林組合法が独立したことによ

いま申し上げた森林計画法と保安林法、これは名前はまたいろいろ検討しなければなりませんけれども、残された森林法というものは、百二十三条という森林組合法が別途単独法として成立するわけでございますから、いわば大手術をしたようなものですか、残ったものにちゃんと、後遺症が残らぬように十分手当てもして対策をとらなければならぬと思うのです。

をいただきたい。

監原政府委員　いま先生御指摘になりましたように、森林組合法の中には信用事業を盛り込んでおりませんけれども、これは先ほど御説明申し上げ

それから、その基盤が確立している一部の森林組合がございますけれども、そういうところでやらしたらどうだという御意見もございます。これにつきましては、現在、金融業そのものでもいろいろ大きな問題を抱えている時代でございますし、まして新しくこういうものを始めるといふことといたしますと、為替業務を行うためのネット

まして、最大のチャンスである、こういうふうに
思っておったわけでございます。

いろいろ問題点はおつしやいましたけれども、
しからば林野庁としては、実現の期待の可能性は
ある、こういうふうに言われるのですか、また、
そういうふうに理解していいですか。

○監理政府委員 森林組合の方々、系統の方々

この問題を非常に熱望しておられることは、私どもも十分伺っておりますし、理解いたしております。ただ、先ほど申し上げましたように、今回二年にわたりまして専門家の方々に御検討いただいた結果でも、いま申し上げましたような結果が出ておりまして、いますぐここで見込みがあるかどうかというふうな御質問を先生されましたけれども、やはりこの問題につきましては真剣にまた慎重に検討して対応しなければ、結論はなかなか出し得ないものではないかというふうに考えております。

○瀬野委員 林野庁長官は真剣に鋭意検討していただくという姿勢は結構だけれども、検討という言葉は、鋭意やるといふことなんかは、なかなか時間的に制約はないわけですから、いつまでかと言われると一年の場合もあれば二月の場合もある。場合によっては五年、十年先ということも、検討してできなかったというところもあるわけですから、それじゃいかぬので、とにかく積極的に私はぜひひとつ検討会もやっていただきたいと思う。いままでは経済事業の問題を検討会でやってきたけれども、引き続きひとつ検討会の方でもこの問題に取り組んでいただくということをお願いをする。同時に、三月二十二日採決しました森林組合併助成法審議の際提案した、森林組合の事務所を林構センターに併設していく、これに対しても補助金を出す。またはそれができなければ林業センターというものでつくるといふようにして、組合員の人たちが喜んで過疎対策にも、またよりどころを設けて大いに今後奥地の開発に、また林業にいそんでいくというようにしていただくということが望ましいわけですね。

そういつた意味で、私は、この問題についても鋭意検討ということですので、信用事業については積極的にひとつやっていただきたい、こう思う。まあむだかもしれませんが、林野庁長官はあと五年か十年か知らぬが何年間かかけて、少なくともいつごろまでには何とかこれは信用事業もやらせたいな、たとえば今度の合併助成法の

期限が五年間でございますから、その後くらいには何とか信用事業をひとつやらせたいな、こういうようなことをあなたは全然絵に描いていませんか、それも見当つきませんか、どうですか。

○藍原政府委員 先生からそういう御意見がございましたことを十分踏まえて、対応してまいりたいと思います。

○瀬野委員 次に、戦後、造林は八百万ヘクタールの植林ができました。戦前は二百万ヘクタール、合わせて一千万ヘクタールという日本林業にとつてかつてない造林ができたわけですから、林野庁はこの人工林の一千万ヘクタールに対する樹種別蓄積を概略でも結構ですが、つかんでおられますか、お答えをいただきたいと思う。

○須藤説明員 昭和五十一年三月三十一日現在の人工林の樹種別蓄積は次のとおりであります。

杉が約四億七千万立方メートル、約六〇%でございます。ヒノキが約一億五千七百万立方メートル、約二〇%、アカマツ、クロマツ、七千万立方メートル、約九%、カラマツが六千六百万立方メートル、約八%、その他針葉樹が約一千四百立方メートル、二%、広葉樹が約一千立方メートル、一%、合計約七億九千万立方メートルでございます。

○瀬野委員 森林組合が農協、漁協と異なる点は、先ほどいろいろ政府側から答弁いただきましたが、その中でも私は最大異なる点は、林産事業すなわち素材生産、造林事業すなわち育林のこういった生産事業を行うことが重要な特徴で、このことが森林組合としては漁協、農協に誇り得るところの特徴と私は言えると思います。一方、農協は販売、購買、信用、共済など、端的に言って物を買ったり金を動かす流通事業が中心と言えらるわけでございます。漁協もおおむね同じことが言えます。

この点から言えば、森林組合は、農協と違い、生産中心ということで、先に一歩進んでおるといふことが言えるわけでございます。こういった点においては、森林組合はもっと胸を張って誇っていい、かように思うわけです。

そこで、いま申し上げましたように、人工林、戦前二百万ヘクタール、戦後八百万ヘクタール、計一千万ヘクタールとなっております。その蓄積が七億九千万立方メートルということでいま御報告をいただきましたが、人工林の整備目標は昭和四十八年三月七日発表の「森林資源に関する基本計画」によりますと、民有林六十五年度、国有林は九十年を目標に、将来目標として千三百四十万ヘクタールとなっております。現在一千万ヘクタールの人工造林を達成したことは、先ほど申し上げましたように、かつてないことであり、今後整備目標に向かって拡大造林をやることも必要でございますが、私は当委員会再三質問をし、現在の林業が、いわゆるきよりの間伐、あすの主伐、もう間伐が来れば、やがて主伐がやってくる。戦後植えたあの植林地が、また天皇陛下を毎年迎えて植樹祭をやっていたその造林の推進が、今日一千万ヘクタールになり、そして、いよいよ主伐の時期がもうあと数年でやってくる。外材になじんだわが国は、いま六五%を外材に依存し、三五%を国内材に依存しておりますが、だんだん国内材が主伐の時期に入っても、このままにして推移すれば外材依存のくせがとれずに、国内材の需要というのがなかなか日本の木材のよさが見出せないというところに危険さがある状態になります。

ねない、こういうふうに思うわけでございます。わが国の国民が約一億立米の年間需要となりますと、六千五百万立方メートルが外材、三千五百万立方メートルが国内材ということになります。この人工林の一千万ヘクタールが主伐の時期に入りますと、少なくとも五十年の輪伐期にしても、五十年のいわゆる伐採期を一応想定しても、年間二十万ヘクタールが切れる。いわば日本林業として見れば、一千万ヘクタールの造林の法正林ができたわけでありまして、二十万ヘクタールずつ毎年切っても、五十年後にはまた一千万ヘクタールがちゃんと育林できていくという計算になるわけでございます。少なくとも今後は一億立米の中で五〇%ないし五四、五%の国内材自給はもう遠からずやってくる、かように私は考えて、この委員会でもたびたび質問をして政府を督促してきたわけでございます。

そこで、主伐として今後いわゆる伐採をするということになってまいりますと、再造林の問題が起きてまいります。私は、急にカーブを切ってもなかなか転換できませんから、拡大造林ももちろん続けていくわけですが、むしろこういう機会に、すでに時代は再造林の方向に力点がぼつぼつ移っていく時代ではないか、かように指摘をするわけでございます。すなわち、伐採と伐跡地の再造林をどうセットして造林をするか、これらの問題はそのときになってはもう遅い。林業は息の長い仕事でありますから、当然林野庁としてもこういった問題を林政の重点として考えて対策を講じていかなければならぬ、こう思うのですが、後々の質問もございまして、まず、そのことに對する認識を農林大臣お答えをいただきたい、かように思います。

○中川國務大臣 御指摘のとおり、一千万ヘクタールの拡大造林をやつてまいりまして、現在はその保育というところに力点を置いておるわけでございます。今後さらに拡大造林をやつてまいらなければなりません。再造林に対しても、現在、保安林等の制限林として行われている造林及び森林施設計画に基づいて行われます造林については補助の対象といたしておることは御承知のとおりでありまして、今後さらに森林施設計画の作成を推進することによりまして、再造林が円滑に実施されるように努めてまいりたいと考えております。

○瀬野委員 何となくびんと来ない答弁であるけれども、重要な問題がたぐさございまして、一応記録にとどめることにして、いまの問題に関連して質問を続けてまいります。

人工林の伐採と再造林の問題をいま取り上げましたが、この二つがやはりセットしてできるのは、これは森林組合が唯一の団体であります。先ほど申しましたように、一千万ヘクタールの人工林

だと五十年伐期としても年間二十万ヘクタールが切れる、こういう計算になるわけです。そうすると、もう五十年後はまたそれが五十年生になるわけですから、いわゆる法正林の考え方でいくとなれば、わが国の木材需要のいわば一億立米の半分、五千万立米は僅に自給できるということになります。そして、先ほど申しましたように、いわゆる千三百四十万ヘクタールという将来目標が、昭和四十八年三月七日発表の「森林資源に関する基本計画」に示されておるわけです。これに向かつて拡大造林を進めていくことは当然なはずのことであるが、しかし、そうばかり言ってもおれない。すでに一千万ヘクタールという日本林業にとつてかつてない一つの大きな山を越した、こういうふうにも一応言えるわけですから。そういった意味で、私は日本林業にとつてかつてない経験である、かように申し上げたいわけでありませう。

そこで、今後は大面積の皆伐、大面積の一斉造林ではいなくなつてきます。今後は何としても密度の高い森林施業をしなければならぬと思ひます。すなわち、小面積の伐採、小面積の造林という集約的施業が大事になってくるというふうには私たちが考へておりますけれども、農林大臣はどういうふうにご認識しておられますか。

○藍原政府委員 造林の問題につきましては先生の御指摘のとおりでございます。私も先生が御指摘のとおりでございます。これは国民の方々、森林組合を含めましてその努力には敬意を表する次第でございますけれども、今後そういう意味からこの造林地をいい造林地にし、いま先生が御指摘になりましたように、今後これが日本国民の有効な木材資源として活用されるような森林に仕立てなければいけないというふうには考へております。

そういう観点から考へまして、私もいろいろいたしましていま大臣からお答えいただいたように、保育に重点を置き、なおかつ再造林に積極的に取り組むつもりでおりますが、今後の森林の伐採につきまして、いま先生が御指摘になりましたように、昔のような大面積皆伐、大面積造林ということではなくて、やはり現在森林の持ちます公益的の諸機能を十分發揮するような体制での森林施業、これに取り組みなければいけないというふうには考へております。

そういう面では、先生御指摘になりましたように、きめの細かい森林施業に今後取り組んで森林というものは育てていくべきだというふうには私も考へております。

○瀬野委員 農林大臣、いまの点はどうですか、あなた北海道出身であります、同感でございますか。

○中川國務大臣 もうちょっと上向きに同感でございます。

○瀬野委員 積極的な発言で結構でございます。その積極的な発言のところでぜひ農林大臣に伺いたいわけでございますが、国有林の委託問題について私はぜひともこの機会にひとつ勇断を持ってお答えをいただきたい、また、ぜひとも大臣の見解を明らかにしていただきたいと思うのであります。

端的に申しまして、国有林は全国的に偏つておりますが、場所によつては飛び地がぽつぽつとあるわけですね、国有林の飛び地。また、国有林で里山の民有林に近接しておる国有林があることも御承知のとおりですね。東北もそうだし、九州にもあります。北海道でもそうです。国有林を森林組合に経営委託することを検討していただきたいというのを私は申し上げたいわけでありませう。現在、経営の委託でなく、森林組合は部分的な立木処分、造林の請負の作業をしておることも事実でございます。部分的委託請負でなく、完全に経営を委託させていただきたいのです。何とも国有林全部にやありません。やはり場所によつてはいろいろその条件もあるわけですが、全国的に見ますとかなり民有地の近くまで来ておる国有林があれば、また飛び地のぽつぽつとある国

有林もあります。そういった国有林をなぜこういった委託をせよと申し上げるかと申しますと、国有林もいま赤字で大変なときであります。もう実情は百も承知です。から一々申しませぬけれども、こういった困つておるときに能率の悪いところ、また採算的にも経営上もなかなか国有林としては無理をするというふうなところがあるわけでございますから、そういったところは森林組合の要請によつてこれを全面委託する、いまやっているような伐採、造林の一部でなく全面委託する、こういったことを、伐採はいまこでどうと言ひませんが、そういう方向で今後検討し、森林組合も単独法化によつて大きく、今世紀最後の団体法案としてここに生まれ変わるわけですから、一、二、三と飛躍するわけですから、ぜひともひとつ英断を持ってそのようなことを十分検討して期待にこたへる、こういうふうに御答弁をいただきたいのですが、いかがでございますでしょうか。

○中川國務大臣 まさに前向きに御意見でございます。国有林経営が非常に悪化している、こういう事態でもありますので、国有林を森林組合等に経営委託をするということは私も大賛成でございますし、いままでもやつてきているようですが、そのやり方、仕組みについては、いろいろまた技術的なこともありますが、林野庁より答弁をさせますが、私としては前向きにやりたい、こう思つておる次第でございます。

技術的なことは林野庁長官から答弁させます。○瀬野委員 藍原林野庁長官が答弁する前にもう一つ私申し上げておくので、それを踏まえてひとつまとめて答弁をお願いしたいと思います。これはあえてこういつたことをくどくど申し上げるようですけれども、私はやはり今後の国有林、また森林組合の育成のためにこういつた提案をするわけですからひとつがまんして聞いていただきたいと思うが、明治三十年でしか、一番最初の森林法ができたときに、そのときの素案はたしか明治二十九年にできた、こういうふうに記

録に残っております。その素案によると林業組合という名前が入つておりました。この林業組合の組合員に国有林も入るようには素案の中にはなつておつたのであります。徳川の藩政時代には国は民有林を利用していたということが記録に明らかでございます。官有、民有の区分が明治二十年代、権力によつてなされた私は記憶しておりますが、国有林のいわゆる下げ戻し運動が起きて當時は大変苦悶するさういふ時期であつたというふうには記録を読んだ記憶がございます。すなわち、いまは国有林かもしれないませんが、昔は民間人が利用した山も多くあつたわけでありませうし、里山は森林組合に入つてよかつたという考え方があつたわけでありませう。

このようないわば明治二十九年来の成立過程から見ると、古いことを申し上げるようでありませうが、いま境界問題いろいろたくさんございませう。これはいづれまた私は別途この問題については当局に質問をいたしたいと思つておりますが、いまさら国有林を森林組合の組合員に入れようとは思ひませんけれども、昔は民間が利用したのでありますから、少なくとも経営を委託するのは何らおかしくない、かように思ふわけですが。

大臣は前向きの答弁を言われましたし、いまから林野庁長官が補足説明をなさるようでありませうが、こういったことを踏まえてぜひとも私は今後飛躍する森林組合のためにこういつたことを勇断を持ってやつてもらいたい、この席でひとつ林野庁長官の答弁を求めるものでございませう。

○藍原政府委員 日本の林業を見ますと、ただいま大きく分けて国有林と民有林と分かれた形で林業が経営されておりますけれども、やはりその地域地域によりまして民有林なり国有林なりが協力し合つて仕事をなさる、あるいは森林というものはやはり流域単位に一体になつていろいろと施策を協調してやつていくという姿勢が必要かと思ひます。

そういう意味から、それぞれの地域の実態によりまして、いま先生のいろいろな御指摘がございませう。

したけれども、現在、国有林の中に制度で許されておられますいろいろな制度がございます。そういう制度の許される範囲内におきまして、森林組合の発展のために必要なものであれば私どもとしても積極的にその対応はしてまいりたいというふうに考えております。

○瀬野委員 農林大臣初め林野庁長官から前向きな答弁がございましたが、どうかひとつその姿勢でぜひとも今後お願いをしたいと思っております。公開の席で聞くという決意ですけれども、数年前に当委員会が審議して採決いたしました国有林の活用法案等を見ましても、これが当時成立したときと違って、やはりわれわれが指摘したように、その後なかなか貸付料が高かったりいろいろ問題がございまして、この活用法案が不活用法案というものでなかなか活用できてないという実情もございまして、もひとつ国有林も姿勢を正していただきたいと思います。そういうことにならぬように、きょうの大臣と林野庁長官の決意を各局長以下皆さん方で検討して、そして、ぜひともそういう方向で親しまれる国有林になるように、そして赤字解消の一助にもなり、そして、それが国益に大きくプラスになるような方向で、ひとつ弾力的な考えで進めていただきたいと思います。法を曲げてまでやれとは申しませんから、十分最大限に活用できるようにお願いしたい。重ねてお願いをいたす次第であります。

次は、生産森林組合についての問題をお尋ねしたいと思っております。

生産森林組合制度は、昭和二十六年の改正森林法において、森林の経営、これは委託または信託を受けて行うものを除くわけですが、及びこれに付帯する事業を行う組織として創設されたものであります。共有林の経営状況及び規模拡大による森林経営のメリットにかんがみ、共有形態の森林について一つの責任ある経営主体を確立することによって、森林施策の合理化と森林生産力の増進を図るものであり、生産森林組合の事業の運営が、林業経営における間断性、経営基盤となる対

象森林規模の狭小などの理由から、安定的、計画的に行いたいという欠陥に対処するため、その事業の範囲にすでに緑化木の生産とか森林を利用して行う農業を取り入れたほか、今回新たに特用林産物の生産を取り入れることになったわけですね。シメジとかエノキダケとか、いろいろなこういったものをやる。いわゆる植林だけではなかなか日銭が入らぬから、日銭をかせがしてあげよう、こういう配慮であるわけでありまして。

五十年末現在における全組合の経営森林面積は約二十万ヘクタールにすぎないが、このうち、人工林面積は約八万八千ヘクタールとなっており、これは先ほどいろいろ御説明いただきましたとおりでございますが、今後、入会林野の整備の進展に伴いまして、これを契機に結成される生産組合が増大するのは火を見るよりも明らかでございます。

さてそこで、今後入会林の整備をするのが百万ヘクタール残っている、こういうふうに言われておるわけでございまして、このことについて私もいろいろ調べてみました。一九六〇年農林業センサスのときに入会林等二百万ヘクタールとなっておりまして、そのうち五十万ヘクタールは自然解体でなくなり、残り百五十万ヘクタールは、昭和五十年末までに五十万ヘクタールを近代化しつつあり、現在この五十万ヘクタールは整備中でありまして、このうち二十万はすでに整備を終わっており、残り三十万も間もなく済む予定であるように承っております。今後、入会林の整備をするのが百万ヘクタール残っている、このように内訳によつてなっております。

したがって、この百万ヘクタールのうち五十万ヘクタールと現在ある二十万ヘクタール、そして現在整備中の二十万ヘクタールの六〇％が該当するとして約四十万ヘクタール、合計八十万ヘクタールということになるやにも聞いておりますが、要するに、今後、入会林の整備をして近代化を図っていくこととなりますと、いま生産森林組合が持つて二十万ヘクタールはいずれ八十万ヘクタール

になる。端的に言えばこういう計算になるわけでございます。そうなりますと、二十万に対して八十万ですから、ちょうど四倍ですね。四倍ということば、すなわち現在、生産森林組合が、五十二年三月で組合数が二千二百七十四でございます。先ほど石川林政部長の説明でも余り大差はないというところでございしましたが、過去の実績から見ましても、いま毎年、生産森林組合は年間百五十から二百ぐらいずつ増加しております。そうしますと、四倍ということになりますと、二千二百七十四の組合に四を掛けて単純計算しても、近い将来約九千組合ぐらいになる計算になります。いまの二千二百に対して九千ぐらいになって、六千余りがふえる、こういう計算になります。生産組合の普及及び経営対象森林面積の見通しについて政府はどのように考えているか。この生産森林組合といふものは、まあ森林組合もあるわけだし、これに對していろいろ批判を加えることはどうかと思

いますけれども、将来にわたっていろいろ問題が出てくるわけでございまして。

そういつたことから、私もいろいろ将来の検討のために聞きするわけでございまして、その点まず明らかにしていただきたい、かように思います。

○藍原政府委員 生産森林組合につきましては、いま先生も御指摘になりましたように、入会林の近代化というものを中心にふえておりますけれども、現在の状況、いま先生がお話しになりましたように、今後、入会林の整備をしなければならぬ面積は約百万ヘクタールというふうにならぬように、今後、入会林の整備をしなければならぬ面積は約百万ヘクタールというふうにならぬように、今後、入会林の近代化を図るために生産森林組合がさらに増加してまいりますことは先生御指摘のとおりであらうというふうに考えておりますが、先生が御指摘になりましたように、約四倍にふえるだろうという先生の御推察でございすけれども、私も私どもは一応、いろいろなことを考えまして、從來からの設立経緯等々を加えて考えていきますと、大体二千六百組合ぐらいが今後ふえるのでは

なからうか、したがって、合計いたしますと約五千組合ぐらいにはなるのじやなからうかというふうに想定いたしております。

なおまた、こういうことに関連いたしまして森林面積はおおよそ四十万ヘクタールぐらゐ管理経営する森林面積がふえまして、合計では大体六十六万ヘクタールぐらゐになるのではなからうかというふうに見込んでおります。

○瀬野委員 藍原林野庁長官、そうしますと、単純計算してもこれは九千ぐらゐになるわけで、百万となれば二十万の五倍ですから一万組合以上になる、こういうように私は言いたいところですが、けれども、おおよそ八十万ヘクタールぐらゐであらう、こういうふうに分けて分析しまして、四倍という数字で控へ目に出したのですけれども、林野庁長官のおっしゃるようなことにはならぬのじやないかと思つております。中には千人以上の組合員を擁するものも全国的には六つあります。また、小さなものもありますけれども、そうならば、今後この面積をたとへば三十ヘクタール以上平均的にまとめたものにするとか、五ヘクタールとか十ヘクタールとか小さいものは民間法人でやるとか、いろいろなことでも多少セーブしないと、野放しということだと、やはりこれはほとんど指導していくわけですから、そうなつてきますと、今度は日銭もかせげる、シメジでもエノキダケでもできるといふことになるわけでしょう、そうなつてきますと、これはぜひいふんふえてくると思うのですよ。一方で近代化をどんどん進めるといふわけですから、私は、この生産森林組合は森林組合のいわば組合員でもあるので、今度の法律で、これは無理でありますけれども、何らかの方法でこの組合員、生産森林組合は事業を森林組合に委託して、そして、その生産森林組合のいわゆる作業労働者は施設森林組合の労働班の中に入つて働く、こういうことができればよかつたんじゃないかな、こういうふうな気もするけれども、そうすると今度は、いまやっている生産森林組合は、何言うか、瀬野は勝手なことを言うな、こういうことにもな

りかねないので、この施設森林組合と生産森林組合と二つあるということ、これは必要によってできたわけですが、いろいろ問題が起きてくるということですね。将来の問題として心配をしております。実はこのことについては、あの座長である武田会長を呼んで私もいろいろ聞こうと思つたけれども、唐突でございましたからきょうは遠慮申し上げましたが、武田会長もぜひいろいろいふと、私と同じような意見を持つておられるようなこともしばしば聞かれています。

そういったことで、将来の問題として十分農林大臣も林野庁長官も考えてもらわなければならぬという問題もありますが、そういったことはさておき、いずれにしても相当、年間百五十、二百とふえていくわけですから、こういった組合の数を、長官は今後二千六百ぐらいがふえるだろう、従来のものと今後ふえるものと合わせて五千組合ぐらいにする、そして六十六万ヘクタールぐらい、こうおっしゃるならば、かなり採択面積その他のについても検討しなければ五千組合におさまらぬと思うのですが、その点を抜いておっしゃつても、私は納得がいけない、こういうふうに申し上げるわけですか。いかがでしょうか。

○石川政府委員 ただいま長官が御説明しました積算を申し上げます、実は百万ヘクタールの入会林全体をその対象として算定をいたしておりますので、従来も、整備しました場合に森林組合によつて利用されますのは、整備面積のうちの大体六割でございます。それからその次に、入会林の整備が実はなかなか実行面で困難でございますので、従来、整備の計画に対して実行いたしております率は大体六〇%を若干割っておるわけでございますけれども、私どもの仮定の計算としまして、今後指導強化してその面積の六五%ぐらいは実行したいという実行率が掛かっております。

それからもう一つは、先生の御指摘の、現在の規模よりも若干大きい規模、大体一生産組合当たり百五十ヘクタールぐらいの面積を持つものを想定いたしております、そのような因子を掛け合

わせますと、百万ヘクタールの入会林野の未整備地に対して大体一組合百五十ぐらいの組合が存立し得るとしますと、二千六百になる。掛け算で申しますと、百万ヘクタールにまず〇・六、これは入会林野を整備します場合に生産森林組合をつくるものの率を〇・六掛けて、さらに実行率としまして、先ほど申し上げました、整備計画を立てましても実行いたします場合にある程度、現在の実行率約五八%でございますけれども、これを若干上げて、六五を掛けております。それを百五十で割っておりますので二千六百という数字になつております。先生御指摘のようなことも十分あり得るわけでございますが、私どものいまの想定では、いま言ったみたいな実行率等を勘案しますと二千六百程度を想定してもいいのではなからうかという、まああくまでも仮定の計算でございますが、そういう試算をいたしております。

○瀬野委員 仮定の積算ですけれども、私は、もつとふえていく、こういうふうに思いますが、それならばそれでひとつ十分対策を講じていくようにしていただかないといかぬ、かように思いますが。公開の席で余り突っ込んだ話をするのもどうかと思いますが、そのさわりの部分だけ指摘しておきます。

次は、生産森林組合の問題に関連して、今回常例検査義務を廃止しておりますが、この廃止した理由を明らかにしてください。

○石川政府委員 生産森林組合は、先ほどから申し上げておりますように、みずから林業を行う事業体でございます。しかも、その組合員の二分の一が常時従事をいたします。したがって、非常に自主的な率制が行われる、自分が自分で仕事をしたいという事業体でございます。したがって、森林組合と同等の監督をする必要がないのではなからうかということから常例検査規定を廃止することとしたわけでございます。この点につきましては農事組合法人等と同様でございます。

○瀬野委員 これも指摘しておきたいと思ひます。が、もう法案が提出になっておるので、今後も注意してもらいたいと思つてあえてこの席で申し上げるわけですが、生産森林組合に対する常例検査の廃止で、この法律の条文を見ても、もうとにかくわからないのです。私も、これでもう一日半も頭をひねつて、やつと頭を整理しておつたところ、きのうになつてちよつと違うということがわかりまして、頭を切りかえるのにいま一晩かかつたようなことになっておりますけれども、四九条のところで、第一章、第五章及び第六章の組合は生産組合を含むとなつており、九条では、第二章の組合はいわゆる施設組合のみをいう。そして、九条三項では、第三章の組合は生産組合をいう。そして、最後に百一一条の四項は、第五章であるから組合は生産組合をも包含するが、出資組合は九条三項により出資施設組合である。こういうことで、あつち見たりこつち見たりしないとなかなか終局的な考えにまとまりがつかぬということになつて、これはもう少し整理をすべきやなかつたかなと思つたのですが、いまさら言つたて困るけれども、本法に対しては五、六条修正をしてやりたいと思つておるので、後ほどじっくりまた話をして修正しようかと思つておるのですけれども、こういったことになっております。

いづれにしても最終的には常例検査というものを廃止する、こういうことなんですね。そうすると、私は生産森林組合のことをいろいろ政府の見解をただしてまいりましたが、この常時従事義務違反にならぬかということです。千人おる組合も六つあるわけですが、従来は三分の二だったのが今度は二分の一ということ、相当常時従事義務の人員を減らしたことも事実ですが、そんなことはとも考えられぬか減らしたのかと思うが、私は、それでも多いんじゃないかと思う。百人の組合で言えば五十人常時従事する義務があるわけですね。千人だと、さつき言つたように五百人、果たしてこんなことは可能であるか。私は、これは明らかに森林法、定款違反になるんじゃないかと、こういうふうに思うのですが、絶対にない、こういうことでございませうか、お答えください。

○石川政府委員 一つ一つの組合を当てるわけにいきませんので的確な答えにならぬかと思ひますが、いままでの組合の事業に従事した者の数と組合員の総数というものをたとへば五十年で見ますと、組合の事業に従事した者が十二万九千人でございます、そのうち組合員が十一万五千人ということでございまして、その率は八九%というわけでございまして、これはあくまでも総体の数でございます。先生のおっしゃいますように、たとえば非常に大規模な組合等を想定しますと、一つ一つがその要件にびつたり該当していたかどうかということ実はなかなか確認したいことではございますが、総体の数字とすれば、従来でございまして十分組合員の三分の二が従事したと言へるのではなからうかと思ひます。

今回この従事義務につきまして若干緩和をいたしますけれども、先ほどおっしゃいましたように、非常に規模の大きな組合につきましていろいろ御疑問があるかと思ひますが、私どもは、やはり組合員がみずから従事することによつて経営をやつていくというところに生産森林組合の意義がございまして、それから他の事業協同組合あるいは農事組合法人等と比べますれば従事義務がむしろ緩和をされておる組合でございますから、行政指導によりまして的確に従事するように指導をしてまいりたいと考えております。

○瀬野委員 時間が大分詰まってきたという連絡がありました、あと数点どうしても聞いておきたいことがありますので、答弁は簡潔に、はしよつてお伺いしたいと思ひます。

今回の単独法化によつて、御承知のように、森林組合は、もちろん従来と同じように、公益性があることはしばしばおっしゃつたとおりです。公益性があるというならば、農事委員会とか土地改良区のように、私は、人件費の助成をすべ

きじやないか、こう思うのですが、これについてはどういうふうにお考えですか、長官お答えください。

○石川政府委員 助成の体系といたしましていろいろございまして、御承知のように、農業委員会のように直接人件費を助成するような方策もあろうかと思ひます。ただ、協同組合と申しますか、協同組織のたてまえをとっておりますので、私どもの援助の方法としては、これは合併助成法のとくにも申し上げましたが、第一義的には、施設を整備します場合、これは林構等で助成をいたしております。

それから、たとえば組合の事業でございまして、団地共同施設計画を立てさせるといふような共同行為の事業面に着目しまして、そういう面での援助も実際現段階でもいたしておりますし、たとえば監査士等の問題につきまして、あるいは職員の研究といった事業面に着目しました助成は今後も強化をしていきたいと考えております。

○瀬野委員 いま答弁に出てきましたが、必須事業制をとつてはいるものの、森林組合の経済団体としての性格は強いわけでございまして、人件費補助はきわめて困難であるような答弁でございしますが、一部森林組合が事業主体となつて行ふ事業において人件費、労賃の助成があることは承知しております。昭和四十九年、森林法第十八条による、すなわち団地共同森林施設計画とか造林補助事業等がそうであります。人件費の助成ができるならば、農協、漁協と同じく事業能力を持たせるといふようなことはできなかったのか、何か矛盾があるわけですね。もう時間が迫つておるので詳しく申しませんが、その点はどういふふうに検討されましたか、記録に残しておきたいので、簡単に回答ください。

○石川政府委員 御承知のように、事業面で信用事業以外の事業は全く共通でございまして、したがって、先生おっしゃいますのは必須の指導事業といたふことかと思ひますが、指導事業等につきましても、たとえば中央会等の監査事業みたいなもの

の、これも人件費という形よりも事業に対して援助をいたしております。それと同様の意味で、私どもも、組合の方の事業で行政上必要なものについては援助をしていく。ただ、何と申しますか、純粋な人の設置費という観点ではなかなか援助はしにくいということを申し上げたわけでござい

○瀬野委員 作業班のことについて一点触れておきますけれども、施設森林組合二千三百三十九組合中、作業班を有する組合は千四百四十四組合で、その結成率は六六%となつております。人員は五万六千九百二十一人で、一組合平均約四十名となつておりますが、各組合とも山林を持つてゐる組合員は約七〇%で、残り三〇%は山を持たない非組合員になつております。そこで私は、作業班員が山林に定着するためには山を持たせることが最も大事なこと、山林を持たず、裸で賃金だけを得るのでは山林に愛着もない定着もしない、かやうに思ふわけでありまして、作業班の人たちに山林を少しでも持たせることが大事で、山の経営をしなから作業班に従事するようにすべきであります。土地まではむづかしいならば分収林でもよいと考えるわけですが、この点はどうかということをお尋ねするわけです。

ちなみに、作業班員の福利厚生林を見ますと、施設森林組合が作業班員の労働意欲の向上と定着化に資することを目的として、分収造林または借地造林方式により作業班員福利厚生林を設置するために面積調査、林地条件調査及び経営計画作成等の事業は、第二次林業構造改善事業で措置してゐる。ちなみに申し上げると、四十八年度から五十一年度まで、個所数が十三、面積が六十七ヘクタール、事業費が七十二万一千円、十三万所中二カ所が借地、十一カ所が分収造林となつております。

こういったことについても農林大臣も十分承知しておられると思うが、作業班員に山を持たせる。過疎対策にもまた山村の振興にも十分対処させる、このためにはぜひ個人有とか分収林を持た

せてやるということで、温かい力強い前向きな積極的な施策をしてもらいたい、このように思ふのですが、農林大臣いかがでございませうか。

○藍原政府委員 先生御指摘のように、作業班と申しますのは、森林組合の中でもその施設を担う基本の母体でございまして、また、その地域の林業の中核的な担い手でもございまして、

そういうことで、林野庁といたしまして、第二次構造改善事業の中に作業班の福利厚生林整備事業というものを設けましてその推進を図つておりますけれども、これは森林組合が、分収造林方式によりまして作業班の福利厚生への基盤としての森林造成という作業でございまして、今後ともこういう面につきましても積極的に対応してまいりたいと考えております。

○瀬野委員 農林大臣、いまの件を聞いておられたと思うが、ぜひひとつ積極的にやつてもらいたいと思うが、決意をちよつと申し述べてください。

○中川國務大臣 林野庁長官が答弁したとおりでございまして、積極的に推進してまいりたいと思ひます。

○瀬野委員 農林大臣おっしゃつたとおり、ぜひとも積極的にやつてください。

最後に、一点だけお伺いしておきます。第四十七条に「理事は、監事又は組合の使用人と、監事は、理事又は組合の使用人と、それぞれ兼ねてはならない」という役員兼職禁止の問題がございまして、作業班員は組合の使用人でございまして、よつて、理事にはなれないということになるわけですが、現在は作業班員で理事もいるわけでございます。なれぬとはおかしなわけでございます。静岡県等にもおられるわけですが、労働者の代表、すなわち組合の民主的運営からも、現場の労働者代表を入れることが最も大事であり、意義が大きいわけでございます。今後、合併助成でどんどん進んでいく森林組合に対して、当然、作業班員であつても、いわゆる使用人であつても理事に入れるべきである、かやうに思ふわけでございます。

ます。これについて当局は、何か労働省とも了解しているというふうなことで、いわゆる給与は理事報酬として支払う、使用人とはみなさないということですが、法文上から見ればそんなことは一つもろががえない。私はあぶり出してみたいに出てくるかと思つて火にあぶつてみたがやっぱり出てこない。

そういうわけですから、この点どういふふうに検討しておられるのか、作業班員、すなわちこれは森林組合の使用人ですから、これが今後理事になれないということは問題でありますので、その点をひとつ明確にお答えをいただきたい、かやうに思ひます。

○石川政府委員 現に作業班員でございまして組合の理事となつておられる方がいらつしやいます。先生の御指摘のとおり問題がございまして、作業班員として働きます場合には給与の支払いを理事者の給与として支払うということ、作業班員として行動いたしますときには理事権限を行使しないという二つのことを規約で明定をいたしまして御心配のないようにしたいと考えております。

○瀬野委員 いろいろ質問してまいりましたが、時間が参りましたので、以上で終わります。残余の問題は来る四月十一日、当委員会農林大臣を初め林野庁長官に改めて質問を続行することにして、重要な問題が大分残りまして残念でございましてけれども、一応これでけりをつけて質問を終わることにいたします。

御協力ありがとうございました。

○中尾委員 稲富稔人君。

○稲富委員 私、今回提案されております森林組合法につきまして質問をいたしたいと思ひますが、すでにけさからもう六時間以上にとつたりまして同じ問題で質問が繰り返されておりますので、聞いておられる方のおれわれさへも、実は何かいや気が差しているくらいなので、さぞかし、精力的な大臣もお疲れのようでございますので、私はひと

つ要点を簡略に質問いたしましたのでこの問題を二、三ただしたい、かように思う次第でございます。まず冒頭に大臣に承りたいと思ひますことは、今回、私たちが多年要望いたしておりました森林法の中の森林組合が、ここに森林法より分離独立して新たに森林組合法の制定を見たのであります。この意義及びその効果を政府はいかに評価し、また、この単独法に対していかに期待をされておるのであるか、この点を承りたいと思ひるのでございます。

○中川國務大臣 森林組合法を単独法とせよということは、国会からの御意見もありましたし、また林業を取り巻く情勢が非常に厳しくもございまして、これに対応するという観点から、学識経験者等にも慎重に御検討いただきました結果、この際は単独法化すべきである、こういう結論を得ましたので、今回お願いをした次第でございます。

このことによりまして、森林組合が、森林所有者の協同組織として、その経済的社会的地位の向上を図るとともに、時代の経済的社会的要請に即応いたしまして、森林の保護増進と森林生産力の増進にも積極的に寄与することを期待いたして出したわけでございます。

このことによつて、たとえば先ほどもありましたように、信用事業などということでも、もう少し前向きな点もつけ加えたかったのであります。が、学識経験者等からそこまでは現段階では踏み切れないということで、完全なものではございませんでしたが、まあまあこの事態においてはとうとうと御提案申し上げておるところでございます。

○稲富委員 森林の持つ使命というものは、もちろん木材の供給ということも当然でありますけれども、さらに国土の保全、特に水資源の涵養というふうな国家的な全産業の源泉である、こういうふうな意味から森林の持つ使命というものは非常に重大である、かように考えておるわけでありま

す。ここに森林組合法が単独法としてできたということは、森林の持ちます国家的な全産業の源泉をなすものであるというその重大な立場から、その使命達成に大きな役割を果たしていただく、こういうふうな期待、希望があつて独立法としてここに制定されたものであるし、また、そういうふうな生かし方を将来すべきである、かように私は考えておるわけでございしますが、これに對しまして政府はどういうふうなお考えを持っていますか、お伺いしたいと思います。

○中川國務大臣 全く御指摘のとおりでございます。今日、森林を取り巻く情勢は、木材の需要の問題等から問題があるのみならず、そういう面からの対処も必要でございますが、国土の保全、特に水源の涵養あるいはまた環境の保全というふうな公益性、山を治めるのが政治であると言われるくらい国家の基本的な大事な事業でございます。それを受け持つ第一線の森林業者、そのまた森林組合の持つ使命は非常に大きいということ、大きくは根っこにそういうことを踏まえての森林組合法の単独法化であらう、こう思う次第でございます。

○稲富委員 いま大臣の言われたような意味において、今回の森林組合法が単独法として制定された意義をそこに見出したい、私たちもそういう期待を持っております。それがために私たちが特にここで希望したいと思ひますことは、この森林組合がそれがために地域の林業振興に果たす役割りの重要性及びこれに対するわれわれの期待というものには非常に増大いたしておるというふうなことに、かんがみまして、今後、森林組合自身の體質の強化あるいは森林組合の拡充を図ることはきわめて重大であるし、また必要であると思ひるのであります。

政府は、こういうふうな認識の上に立つて、今後、森林組合を中心とする森林事業のいろいろな施策、こういうことに対して尽くさなければこれはできないではないか、私は、独立法として森林組合法が制定された理由もここにあると思ひるのでござ

いますが、私と同じような考えで独立法となしたということをおもひやつていますから、これに對する政府の具体策というものがあつたらば、この機会に承りたいと思ひるのでございます。○監原政府委員 今回、森林組合法を提案し、国会で御審議いただくことにいたしました理由は、ただいま大臣から御説明申し上げたとおりでございます。これによりまして、森林組合の基本的性格の明確化あるいは地域の実態に即した林業の担い手としての広範な役割りへの制度的な対応、こういうものが図られるとわれわれは考えております。

こういう考え方をといたしまして、森林組合の強化拡充につきましては従前からいろいろな拡充策を考えておりましたけれども、二、三の例を申し上げますと、森林組合及び森林組合連合会の業務及び会計につきましては検査役員に対する研修指導もやつておりますし、それから森林組合の広域協業あるいは広域合併の推進、また森林組合によりまして造林、伐採等の受託経営を増大させるために林家台帳、受託経営計画の作成、協議会の開催等の受託経営促進対策事業の推進、こういうものもやつております。

それからまた、森林組合の経営管理の近代化、組合活動の活性化を図るため森林組合経営改善特別対策事業の推進もしておりますし、また林業労働の就業条件の向上に關連いたしまして適切な助言指導を行います。林業労働改善促進事業の推進もいたしております。

また、林業構造改善事業におきましては、近代的施設の導入なり協業の推進について助成をしておりますけれども、さらに五十三年度につきましては、新たに森林組合の健全な事業運営に資するために森林組合の連合会の中に森林組合監査士を置きまして森林組合等の経営管理につきまして適切な指導、教育を行う監査事業に對しましての実施、あるいは森林組合の合併を促進するための都道府県及び市町村段階におきまして合併推進協議会を設置する森林組合育成指導事業の実施、あるい

は森林組合の受託経営等によりまして受託経営をより集团的、計画的に行うため、その対象に非組合員を加えた受託経営促進対策事業の強化等々をやっておりますし、そういう形で五十三年度も考えておりますので、いま申し上げましたような精神のもとに森林組合の強化には今後とも積極的な対応を図つてまいりたいと考えております。

○稲富委員 ただいま長官より森林組合の今後の指導育成強化対策に對しましては具体的な計画があることは承つたのでございすけれども、これをやはり実際に起こす上においては相当な助成措置等もやらなければいけません。ただ、そういうふうな指導育成のみではなくして、場合によつたら政府が森林組合に助成対策をやつて、そして森林組合の強化対策をやる、そして地域の森林事業の発展のために森林組合を通じて大きな責任を持たせる、こういうこともやはりあわせて考えなくてはならないと思ひるのでございます。

いま具体的なお話を承つたのでございすけれども、いろいろな指導に對してはいまおっしゃつたようなことで結構でございますが、場合によつたらそういうのは政府が助成対策等でもやつてこれの推進をやる、こういうふうな考えもおありになるかどうか、この点も承りたいと思ひるのでございす。

○監原政府委員 いま、一部省略いたしましたけれども、細かくするいろいろな事業を御説明したわけでございす。この中に、指導的なものに対する助成もございす。さらに構造改善事業なりあるいはこれとやらうとしたしております。作業班の退職金制度、こういうものもございす。こういうものに對しましてはそれなりの助成もすることによりましては、森林組合がやはり共同して事業を実行するものにつきましては、制度上考えられるものについては従前から助成をいたしておりますし、今後どういふ発展をしていくか、森林組合もいろいろこれから仕事をしたいと思います。やはり森林組合のこれからの発展を助長するような形のもので森林組合

として共同的に事業をするもの、あるいは森林組合自身が指導してまいりますいろいろな事業について問題について、国として助成すべきものがあれば今後とも積極的な対応はしてまいりたいというふうには考えております。

○稲富委員 この問題につきましては、後ほどまたさらに改めて別な項においてお尋ねしたいと思うのでございます。

さらに、ここで念のため私承っておきたいことは、従来、森林組合が公益、公共的色合いの濃かった森林法から分離独立して、新たに森林組合法によって規定されることになったわけでございますが、この組合の基本性格はどう変わるのか、また協同組合の性格をさらに強めるといふ方はないのか、さらに公益的性格をあわせ持つという必要性をどう考えるか、こういう点についてひとつ念のためここで承っておきたいと思うのでございます。

○藍原政府委員 いま御指摘になりましたように、森林組合が公益的な性格の強い森林法から分離独立いたしました、森林組合の基本的な性格は、いまでも森林法の中にありましたものに加えて、さらに組合員の社会的地位の向上というふうな協同組合の性格というものをあわせ持つ森林組合法を御審議いただいているわけでございますけれども、いま申し上げましたように、こういうふうな二つの大きな目的が並列的に規定されましたことによりまして、過去におきます森林法の中にありまして森林の保護と森林の生産力の増進のための組織としての位置づけというのは、いま申し上げましたように二つに分けたことによりまして決して弱まるものではなくて、さらに強調されたものというふうにはわれわれは考えております。

それから、森林組合を今回森林法から抜きまして一つの森林組合法という中に根拠づけたことによりまして、森林組合は、先ほど申し上げましたけれども、やはり協同組合の性格と公益的性格を等しくあわせ持つ団体という性格はさらにはつき

り強まったものになったというふうにはわれわれ考えております。

○稲富委員 私は先刻も申し上げましたように、常にこれは考えることでございしますが、やはり森林というものは、森林に投資をするということ、国のすべての産業投資の根幹である、こう申し上げましても差し支えないのじやないかと思うのでございます。それほど森林というものは日本のすべての産業に対して最も重要性を持つものであるし、それほど公益的な立場にあるものである、かように考えます。

そういったしますと、森林行政のあり方というものは、国有林と民有林をともに総合林政という立場においてこれを推進する、こういうようなことは常に考えるわけではございませんか、これはどうに考えるわけではございませんか、これに対してはどういうような考え方を持っておられるか、この点を承りたいと思うのでございます。

○藍原政府委員 林業がその地域地域におきましてやはり流域的な管理なり、あるいはその地域の基本的な考え方が統一されて林業というものは経営されるべきだろというふうにはわれわれも考えております。そういう観点から見ますと、森林、林業というのは所有者別に経営されるべきではなくて、やはり基本的な考え方は一つの考え方に基づいてそれぞれの施策が行われるべきだろというふうには考えております。そういう意味からも、森林計画制度というものがございまして、全国森林計画なり地域施策計画なり、あるいはそういうそれぞれの個々の施策計画というものが立てられて、一つの全国森林計画に即した形で林業というものは推進されておるわけでございます。

いま先生が御指摘になりましたように、国有林、民有林をあわせて推進する必要があるというように地域につきましましては、先生御指摘のとおり、森林組合は民有林におきまます森林、林業の核心的な担い手として非常に重要な役割りを果たしているわけでございますから、そういう面から見

ましても、その地域地域における実態に即して森林組合はそれぞれの施策を今後ともしていく、また、していかねばいけないものだというふうには考えております。

こういう意味から、森林組合は農業協同組合あるいは漁業協同組合と異なりまして、いわゆる協同組合に純化することはないで、そこに協同組合の性格を付与しながら公共的な機能を果たす組合として、森林所有者を組合員とするという形で森林組合も形成されております。適正な森林施策を行うためにやる事業を必須事業として認めておりますのもこれらの考え方に基づくものでございまして、こういう点で森林組合はその地域地域の実態によりまして国有林、民有林、いろいろ協調して今後とも森林の管理経営に当たらなければいけないところはあろうかというふうに私は考えております。

○稲富委員 私の申し上げておりますのは、いまもちろん長官の御答弁の一部にもあつたのでございますけれども、私は、森林の持ちます非常に国家的、公益的な使命から申し上げまして、森林行政というものは国有林と民有林を総合林政の中に置いて森林計画を樹立する、これを常に考えなくては、国有林は国有林である、民有林は民有林である、こういうようなことは本当の総合林政というものは成り立たないのだ、私たちはこう考えておりますが、われわれの考え方が間違っておるならばお教え願いたいと思うのです。

私が言いますのは、その森林の持ちます公益的な立場、こういう点から考えるときには、民有林でありましても国有林でありましても総合林政という立場から森林の発展を期する、こういうことが最も必要じゃないか、こういう立場に立つて森林政策というものを樹立しなければいけないではないか、こういうようなことを私は申し上げておるわけでございまして、大臣もおられるが、その点はどうか考えていらっしゃるか、これは日本の林業政策、森林政策、そしてまた森林行政の上から一番大きな問題でございまして、私はその点

を念を押してお尋ねしたい、かように考えておるわけでございます。

○藍原政府委員 ただいま先生から総合林政というお言葉がございましたけれども、先ほど私が御説明いたしましたように、日本の森林の資源の培養あるいは生産力の増強、こういう問題を中心にして森林法というものがございまして、それに基づいて日本の森林全体の維持管理がなされなければならぬというふうには考えておりますし、そのために森林計画制度というものがございまして、全国森林計画制度に基づいたそれぞれの地域の施策計画あるいは個々の施策計画が立てられるわけでございまして、そういう基本的な物の考え方につきましては一本でいかなければいけない。

しかしながら、国有林あるいは民有林というのはそれぞれその山の実態も違ひますし、現在、現実に置かれておる事業のあり方その他も違ひております。したがって、個々のいろいろな施策なり実行形態なり仕事のあり方なり仕立て方、こういうものは、それぞれ現在置かれております国有林は国有林の山の実態あるいは民有林は民有林の置かれておる山の実態なり、その地域のいろいろな実情があらうと思ひますから、それぞれの立場で考えて実行されておるのが実態でございまして、基本的な物の考え方として森林計画制度で考え方は一本になっておるといふようには考えまされども、先生がおっしゃいましたような総合林政と申しますのは何を総合林政と言ふのか、申し上げてまいりますが私も十分理解しかねますけれども、先ほど私が申し上げましたように、計画制度としての一本化というものは森林法の中でうたわれておりますし、それに基づいて国有林なり民有林を具体的に管理経営するということになりますと、それぞれの実態に即してそれぞれの立場で実行されておる、また、そうしていかねばいけないというふうに考えております。

○稲富委員 話を繰り返すようであります、私の言いますのは、何れも国有林が民有林を侵せとか、民有林が国有林に食い込めとか、そういうこ

とを私は言っているのじゃございません。おのこのその持ち前持ち前がありますから、そういうことに對してはその持ち前を生かした林業政策、森林政策は立てなければいけないと思う。しかしながら、国としての基本的な森林政策、森林行政をやるといふようなことを考えたならば、総合的にこれはやはり大きな目で、民有林の持つ一つの特質、国有林の持つその特性、それを生かしながら日本の林業全体の発展を期する、こういう立場で森林政策というものは樹立すべきものだというのが私の言っていることでありますから、それで私は特にこの問題に對しては大臣から御答弁を願いたい、こういうことをお願いしたのもそこにあるわけでございます。国としての林業政策、森林政策、こういう点はおのこの持ち前持ち前は生かしながらも、国としてはやはり森林の持つ重要性を生かした総合的な森林行政というものをやるべきじゃないか、こういうようなことを私は申し上げておるわけでございますから、それは何も国有林が民有林に食ひ込め、民有林は国有林に従えとか、そういうようなつもりで私は言っているのじゃございませんで、もっと大きな目で、大きな襟度を開いて林業政策というものは国としてやるべきである、こういうことを私は申し上げておるわけでございます。

これは林業行政の基本的な問題でございますので、これは特に大臣のお考えを承りたい、こう私は申し上げたわけでございます。

○中川國務大臣 まさに森林というものは全国的な視野で、しかも所有別、国有林とか民有林というように小さい観点から判断すべきではないと思ひます。これがまさに森林法による森林計画制度あるいは保安林制度というものを全国的にながめて、保安林のあり方、これは民有林、国有林を問はずいかにあるべきか、こういうことを樹立し、また森林計画においてはいかなる伐採、いかなる造林が、国有林、民有林を通じて全国的にどうあるべきかというものを規定するのが森林法である。今度森林組合関係が抜けましたが、そういう

た政策的なものが残ったわけでございますので、この森林法の活用によつて全国的な森林のあり方というものをさらに一層位置づけてまいり、御趣旨に沿いたい、こう思つておる次第でございます。

○稲富委員 私の聞いている点に非常的の外れなようなもので、私はもっと大局的な立場からお尋ねしているもので、どうも私の聞いていることと答弁と食い違ひながらきておりますけれども、それは今後そういうような大局的な森林計画を樹立していく場合において、森林組合の位置づけあるいは役割り、こういうようなものはどういふようにするつもりでおられるか。これは先刻ちよつと話があつたようでございますけれども、森林組合の森林振興に對して持つ役割り、位置づけ、こういうことに対して具体的にひとつ伺いたいと思ひうのでございます。

○藍原政府委員 非常に申しわけございませんが、先生の御指摘の趣旨にあるいは沿うかどうかはわかりませんが、森林組合は、先ほども申し上げましたように、その地域地域の森林、林業を担う中核的な存在であるかと私は思ひます。そういう意味から、森林組合はやはりそういう中核的担い手という責任なり自覚を持つて今後それぞれの立場でそれぞれの森林の管理經營をしていくだろうと思ひます。また、そういう考え方で私どももいろいろな行政施策をしていかなければいけないと考えております。そういう意味から、先生の御質問に直接に答えたことになるかどうかは、申しわけございませんけれども、先生の御指摘はそういう意味から森林組合のそれぞれの地域における位置づけであらうというふうに考えて、そういうお答えを申し上げたいと思ひます。

○稲富委員 私の言つておりますのは、大局から見た日本の森林政策というものを基本的に考えた場合は、民有林であつても国有林であつても日本の公益的な森林の使命を果たすものであるというその基本的な上立つて、民有林における森林組合というものはさらにどういふ位置づけをしてい

くか、しかし、もとといふものは国としての森林計画の一部である。こういう立場から、森林組合というものは民有林の一部の役割りを果たさなければいけないじゃないか、こういうことを私は言っているんであつて、私のいまの総合林政をやれといふのは何も森林組合に限つた問題ではないのです。もっと基本的な問題から森林といふものは考えなくちゃいけないじゃないか、こういう意味で私は申し上げておるのでございますけれども、どうも答弁される方は森林組合といふものに非常に頭があるものだから、その森林組合の範囲内で答弁なさるうとするから、私の質問しておることと答弁と食い違ひうという感じがするのでございます。

その森林組合は森林組合として、その使命、役割りといふものはひとつ置いておいて、まず大きな意味から森林行政といふものは、やはり民有林であつても国有林であつても、国家的な森林の持つ公益的使命を果たす上から、これはともに林政を樹立しなければいけない。そして、その中に於いて民有林の持つ役割り、国有林の持つ役割り、こういうものはおのこの生かしていかなくちゃいけないのじゃないか、こういうことを私は申し上げておるわけでございます。

○藍原政府委員 私の答弁が非常に不十分で申しわけないと思ひますけれども、先生御指摘のとおり、日本の森林行政には、大きく分けますと森林法と林業基本法がございます。そういう意味で、この大きな二つの流れはそれぞれ国有林、民有林を一体にした日本の森林、林政に対する指針でございますから、先生おっしゃいましたように、日本の林業なり林政は国有林、民有林という考え方はなく、一本にした大きな施策の中で体系づけられていくべきであらうというふうに私どもも考えます。

○稲富委員 ずいぶんむだな応答になりましたけれども、そういうような考え方を持つて今後森林行政に對しては処していただきたい、私はこういうようなことを申し上げておるわけござ

います。さらに、これは先刻大臣からもお話がありましたが、今回の法の制定に当たつて森林組合に信用事業の能力を付与しなかつたという理由は、さつきも質問があつたのでございますが、私、人の質問でわかりませんでした、その理由は何かあるかといふことをひとつ承りたい。

それから、御承知のとおり、長い間関係者が信用事業に對しては要望しておつた事項であるのでございます。そういう点から考えましても、今回単独立法に際しましては、いま大臣が言われたように、直ちにこれを実施することができかねないかは別として、法制上の問題はどうかといふことを明確にやはり規定を設けておくべきではなかつたか、かように私は考えるわけであります。この点はいかがでございますか。

○藍原政府委員 先生御指摘になりましたように、森林組合に信用事業を付与するかどうかといふことは、林野庁で開きました検討会の中でも非常に論議になりました。諸先生方の御意見は、やはり今後まだ検討すべき問題が多々あるから、林野庁において今後さらに検討を進めるようにという御指摘をいただいたわけでございます。

そういう御指摘に従ひまして、林野庁としては、今後この問題につきまして、林野庁内部で真剣に検討していくつもりでございますが、さしずめなぜこれをこの法の中に盛りなかつたのかという御指摘でございますが、大きく分けますと、内部的な要因と外部的な要因があるかといふふうに考えます。

内部的な要因といひましては、先生御存じのように、森林組合の組合員はその所有規模が非常に零細なものが大部分でございます。また、林業は非常に長期性でございますので、そのために現金収入が非常に断続的であるという問題がございます。そういう点から見れば、漁業協同組合の組合員のように、間断なく収入があるというわけではございませんし、また預金を経常的に集めるというところが非常に困難であるという問題もございま

す。こういうふうに林業につきましては、資金の循環に特殊性があるという問題が一つござい

す。それから、経営基盤の弱小な森林組合が少なくないという現状でございます。そういう現状の中で、信用事業を行うに必要な人員の確保とかあるいは施設の設置とか、そういうものに伴います運営費あるいは施設費というものの負担がいまの時点ではなかなか容易ではなからうという問題がござい

ます。それから、たとえ万一、経営基盤が非常に確立しているような森林組合がございすけれども、そういうもののごく一部の森林組合にこれをやらせたらどうかという御意見もございすますが、そういう場合でも、そういう組合が信用事業を実施するといはして、為替業務を行うためのネットワークの形成が非常に困難であるとか、あるいは林業の金融機関としては内容的に不十分なものに非常に多々あるということ、同時に、組合員に對しますサービスというものが果たして十分できるかどうかという問題もございす

また、外部的な要因という面から見ますと、最近におきまます経済不況を背景といたしまして、金融機関にもそれぞれ採算の悪化という問題が起きております。

それから、森林組合の組合員のおよそ九〇%が農協の組合員と重複しておられるという問題がございす。そのために、農協その他の既存の関係金融機関との調整を十分しなければいけないという問題が残っております。

いま申し上げましたような外部的要因あるいは内部的要因というものがございすので、この辺の問題を今後さらに林野庁におきまして検討を進めて、今後のこの問題についての方向を出すように指示されておりますので、私どもとしてもそういうことで今後検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○稲富委員 この問題は林野庁においても今後検討する必要があるという長官の御答弁でござい

ますが、検討された結果、それじゃ将来どのような条件整備がなされたならば実施されるというような目途がありますか。もしもここで承ることができませんならば、ひとつ承っておきたいと思

います。○藍原政府委員 いまこういう問題点があるというところを申し上げたわけでございまして、裏を返せばそういう問題点を今後どうやって解決できるかというところを検討していかなければいけないだらうというふうに考えております。

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕したがいまして、いまの時点で、いま申し上げましたような問題点がどうやれば解決できるのか、あるいはどうやったらさらにその問題点を解決するような方法が見出せるのか、その辺については今後検討してみなければわからない課題でございすので、いまこの場でどうすればいいかということとはつきり申しかねる次第でございす。

○稲富委員 その点はわかりました。じゃ、十分検討していただきたいと思

います。さらにお尋ねしたいと思

います。これは、この法によりまして、今回森林組合連合会に新たに監査事業を認めるということになっておりますが、その理由はいかなる理由でございすか、この点承

りたい。○石川政府委員 現在、森林組合の実態を見ますと、常勤の役員が一名以下の組合が全体のおよそ三五%ございす。そういう意味ではなかなか執行体制が十分じゃないという批判もあるわけございす。一方、事業活動も相当活発化しております組合もございまして、この種のものにつきましては事業量が相当ふえてまいっております。しかも、事業の内容も細分化されるというよう

なことになるのでございまして、このような組合の事業を適正にいたしますために、これは外部からの行政の常例検査等もございすけれども、やはり組合が自主的に必要ではなからうかと思っております。したがいまして、今回連合会に監査事業を

認めまして、傘下の組合につきましての自主監査を進めるといことを考えているわけでござい

ます。○稲富委員 さらに、森林災害共済事業の明文化に

関連いたしまして少々承りたいと思

います。まず、森林災害損失でん補制度に対する基本的考え方を承りたいというところ、森林災害共済事業の位置づけをどう考えておられるかというところ、なお森林災害共済以外の共済事業については何を考えておられるかということ、さらにまた、こういう場合に農協系統等との調整、これは先刻もお話がありましたが、調整等についてはどうなっているかということもあわせて承りたい。さらに、この森林災害共済事業の拡充に對して政府はどのように対処しようとするのか、また、これに對してはどのような助成措置を考えておられるのか承りたい。

最後でございす。さらに、近年におきまます森林災害の状況等もこの際承っておきたい。

またお尋ねいたします。○石川政府委員 森林の損害補てん制度について基本的な考え方ではございすますが、これは御承知のように、現在三つの補てん事業がございまして、国営の保険がございす。そのほか、従来は福利厚生事業でございまして、今度の法制化のもとで正規の共済事業となりまして民有林の共済、もう一つ、損保会社がやっております火災共済の三つが現存するわけでございすけれども、私どもは、森林災害に對します損失のてん補制度につきましては、可能な限り森林所有者が自力で、自助努力でやっていたらというのを望んで

いるわけでございす。したがいまして、今回の制度改正によりまして森林災害共済事業を行うというところを大変評価いたしておるわけでございすけれども、御承知のように、この制度は全部の損害をてん補いたすにはまだいろいろ問題がございす。たとえば、先ほど申しましたように、比較的災害の大きい若齢林分につきましては、まだまだ国営に負

分が多うございすので、今度この事業を正規の事業といたしまして、共済規程の認可その他によりまして共済契約者の保護を図りますと同時に事業を強くしてまいりまして、将来の問題として、先ほど申しました国営の保険等との事業調整をしながら全体としての森林災害補てん制度をさらに強化していく、その第一歩をこの制度改正でやりたいと考えているわけでございす。

その場合に、共済事業の位置づけはどのようなことかということではございすますが、先ほど若干申し上げましたように、主として一、二齢級を中心とします若齢林分につきまして現在国が保険をいたしておりますが、三齢級以上についてのシェアは圧倒的に共済組合の共済事業が高うございすので、このあたりを中心といたしまして事業をさらに健全に伸ばしていただくということを考えているわけでございす。

それから、その中で火災共済以外にどういう共済を考えているかという御質問でございすますが、内容的にはまだ完全に詰めておりませんが、たとえば林業種苗の共済事業等はこれに該当するんではなからうかと考えております。その場合に、農協の行います共済とどのように調節するかという問いでございすますが、森林組合及び同連合会が行うことができます共済事業は林業に関するものというところで限定をいたしております。したがいまして、農協の行う共済事業と競合はしない、また競合するようなことをこちらが認可をしていくということはないと考えております。

それから、共済事業に對して政府が援助すべきではないかということではございすますが、これは御承知のように、農協が営んでおります自主的な共済事業あるいは漁協の場合の自主的な共済事業はいずれも政府の援助を受けませんでやっておりますのでございす。政府が援助いたしておりますのは、御承知の農業災害補償制度なりあるいは水産業の場合でも共済組合が行いますいわゆる漁業共済でございす。したがいまして、私どももいたしましては自主的におやりになりますものを援助

分が多うございすので、今度この事業を正規の事業といたしまして、共済規程の認可その他によりまして共済契約者の保護を図りますと同時に事業を強くしてまいりまして、将来の問題として、先ほど申しました国営の保険等との事業調整をしながら全体としての森林災害補てん制度をさらに強化していく、その第一歩をこの制度改正でやりたいと考えているわけでございす。

その場合に、共済事業の位置づけはどのようなことかということではございすますが、先ほど若干申し上げましたように、主として一、二齢級を中心とします若齢林分につきまして現在国が保険をいたしておりますが、三齢級以上についてのシェアは圧倒的に共済組合の共済事業が高うございすので、このあたりを中心といたしまして事業をさらに健全に伸ばしていただくということを考えているわけでございす。

それから、その中で火災共済以外にどういう共済を考えているかという御質問でございすますが、内容的にはまだ完全に詰めておりませんが、たとえば林業種苗の共済事業等はこれに該当するんではなからうかと考えております。その場合に、農協の行います共済とどのように調節するかという問いでございすますが、森林組合及び同連合会が行うことができます共済事業は林業に関するものというところで限定をいたしております。したがいまして、農協の行う共済事業と競合はしない、また競合するようなことをこちらが認可をしていくということはないと考えております。

それから、共済事業に對して政府が援助すべきではないかということではございすますが、これは御承知のように、農協が営んでおります自主的な共済事業あるいは漁協の場合の自主的な共済事業はいずれも政府の援助を受けませんでやっておりますのでございす。政府が援助いたしておりますのは、御承知の農業災害補償制度なりあるいは水産業の場合でも共済組合が行いますいわゆる漁業共済でございす。したがいまして、私どももいたしましては自主的におやりになりますものを援助

分が多うございすので、今度この事業を正規の事業といたしまして、共済規程の認可その他によりまして共済契約者の保護を図りますと同時に事業を強くしてまいりまして、将来の問題として、先ほど申しました国営の保険等との事業調整をしながら全体としての森林災害補てん制度をさらに強化していく、その第一歩をこの制度改正でやりたいと考えているわけでございす。

していく、援助といひますのは掛金を助成することあるいは人件費を援助するといったような形ではございせん、その自主的努力を助長しますために必要な範囲で、そういう自助努力と申しますか、系統を育てていくという意味のことは考えておりますけれども、直接的な掛金その他のものについて援助をすることは現段階では考えておりません。

以上でございます。

○須藤説明員 最近の森林災害の現状でございますが、まず風水害、つまり森林の気象災害の発生状況でございますけれども、全国的に雪害、凍害が発生いたしました四十九年を除きまして一般に減少の傾向にございます。特に五十一年の被害面積は約一万四千ヘクタールということになっておりまして、前年よりも四一%減少いたしました、三十四年以降では最小の被害面積ということに相なっております。

次に、森林火災でございますが、残念ながら入り込み者の増加に対応いたしまして漸増傾向にあるということでございます。

次に、森林病虫害等でございますが、御承知のマツクイムシによります松林の枯損被害が昭和四十六年ごろから急激に増加いたしまして、昭和五十年には年間約百万立方メートルを超えるというような状況でございます、南は沖縄県から北は宮城県まで全国三十六都府県に及んでおるのでございます。

なお、マツクイムシ以外の森林病虫害等の被害はおおむね横ばいなし減少の傾向にあるということでございます。

○稲富委員 いろいろありますけれども、時間がありますから、次の質問に移ります。

森林組合の作業班等について承りたいと思うのでございますが、まとめてお尋ねいたします。まず、林業労働者の現状はどうであるかということが一つ、次に、その林業の担い手としての位置づけをどのように考えておられるか、林業の担い手の育成強化及び今後の担い手確保対策はどう

いうように考えておられるか。さらに、森林組合作業班の現状はどういう状態であるか。これは組合員の要望に十分こたえ得るような可能性はあると思えないのでございまして、この将来をどういうふうに見通しをつけられておられるか、この点をあわせてお尋ねいたしたいと思うのでございまして。

○監原政府委員 まず初めに、林業労働力の現状の方から御説明申し上げたいと思います。

林業労働につきましましては、先生御存じのように、総体とすれば、統計によりますと年間大体二十万人ぐらゐの林業従事者がいるという数字になっております。その中の労働者ということでございますが、まず、その賃金について見ますと、労働者の統計なり農林省のいろいろな統計によりまして、建設業の労働者の賃金とほぼ同水準に現在あるという調査結果が出ておりまして、これを農業の労働と比較しますと、農業の労働よりはかなり上回っておりますという現状にございます。

それから、社会保障制度への加入状況でございますけれども、全国的なデータが不十分でございますのでその辺ははっきりした数字ではございせんけれども、就労状況が御存じのとおり季節的あるいは間断的であるという関係から、労災保険を除きまして絶縁的に加入については低位にございます。しかしながら、御存じのように、雇用保険法が林業にも当然適用になった関係で、この面につきましては加入者は急増しておるといのが実態でございます。そのほか徐々ではございますけれども、こういう社会保障的な問題につきましても改善が図られるというふうに判断いたしております。

こういう観点から、林野庁としては、林業労働者の就労条件の向上を図るために、また優秀な労働力を確保するため、基本的には林業事業者の経営基盤の確立が必要であると考えておりまして、従来から林業構造改善事業等によりまして生産基盤の拡充推進、資本装備の高度化を図ってきておる次第でございます。

それから、林業労働対策といひましても、林業事業者に対しては労働改善に関する適切な助言を与え、指導を行うような労働改善推進員の配置等を行ひまして、林業労働改善促進事業の積極的な実施をやっておりますし、五十三年度からは林業労働者の実態に合った、中小企業退職金共済法によります林業退職金共済制度適用促進対策事業というものを新たに実施していこうというふうな考えでおる次第でございます。

○稲富委員 現在、民有林で一番困る問題は、植林をやろうとしたとしても林業労働者が不足しているというところが大きな難点なんですね。これに対して、林業の担い手、労働者の育成強化等はおたくの方でやる、こういうことの方でございまして、これは単に育成強化ばかりではなく、私先刻申し上げました、せっかく森林組合法が独立法になったのならば、この森林組合法を本当に拡充強化するためにはこれに助成をして、そして林業労働者でも森林組合が確保できるような段階まで強化すれば、あるいは民有林の植林等ももっと進んでいくと思うのです。現在民有林の植林がなかなか進まない原因はここにあると思うのです。

よ。こういう点に対して、単に林業労働者の育成強化を図るというばかりではなくして、森林組合を強化拡充するということは、やはり林業の担い手であるという林業労働者までも森林組合が持ち得るような、こういう状態まで拡充強化しなければ、私は森林組合法を独立せしめた意義というものには非常に薄らいでくると思うのです。私、先刻どういふ助成対策をやられるかということ申し上げましたのもこの点があるわけでございまして、こういうことに対してはひとつ一歩進んで、森林組合を単独化したこの機会に拡充強化するたために、政府は、その森林の持ちます国家的、公益的な任務の重大性から考えて、これに対する思い切った対策をやられる必要があると私は思うのです。

を思い切つてやつてもらわなければいけないと思ひますが、大臣、せっかく大臣になつてゐるのだから、この際思い切つてそのくらしいことをやつたらどうですか。

○中川國務大臣 そういつことのためにまさに作業班といふものがあるものであり、いままでもかなりの効果を上げてきたと思ひますが、この作業班がまだない組合もありますし、今後ともこの作業班を強化することについては今度の森林法改正を契機にさらに一層力を入れて、林業労働者の確保といひますか、林業労働の万全を期して造林に支障のあるようなことのないように、これはもう本当に前向きでやつてみたい、こう思つておるところでございます。

○稲富委員 これは大臣、せっかくつくつて、独立法として森林組合を強化するということになつて、ただ口で指導強化をやるというばかりでは森林組合の強力なる力にはならないのです。森林組合が民間の組合員を指導していく、こういうような立場からしても、やはり財政的な一つの力というものは必要なん、これに対して本当に金を出していく。国が森林事業に金を出すことは日本の産業に投資するのだ、こういうような考え方をもちまして差し支えないと私は思うのです。私が冒頭に申し上げたように、日本の森林こそはすべての産業の基礎なんです、源泉なんです。この源泉に金を使うことは日本の産業に投資をするということ、こういう考え方は方々言うならば、せっかくできたこの森林組合法に對しまして、これを強化拡充するためには政府は思い切つた助成対策でもやつてこれに對処する、こういうような考え方が必要である、こういうことを、農林大臣も大いに元氣のあるところが多いから、前向きであるから、そういうつもりで前向きになつてもらいたいというのを、私は、これは特に大臣に申し上げておきたい、かように考えます。

さらにお尋ねしたいことは、今日、民有林における労働災害の発生状況、特に振動障害の状況について承ると同時に、これの災害防止に對してい

かなる考え方を持っておられるか、承りたいと思
うのでございます。

○藍原政府委員 まず、民有林の災害状況をお話
していただきます。

林業労働災害は、死傷者の数が約一万三千人
弱、五十一年度は前年度を若干上回っておりま
す。度敷率につきましても二三・〇六と前年より
上回る状況でございます。やはり高い率である
ということはおわかれといたしまして、非常に残
念であるというふうに考えております。

また、御指摘になりました振動障害でございま
すけれども、労働省におきまして業務上の疾病と
して認定し、療養中の方は、五十二年三月末現在
で千四百四十八名となっております。これは前年
に比べて五百四十七名の増でございます。民有
林においても増加の傾向にあるような気がいたし
ます。

このような情勢に対処いたしまして、林野庁と
しては従来から積極的にこの予防対策というもの
に重点を置いております。したがって、民間
林業の各作業現場を対象といたしました安全点検
パトロールあるいはチェーンソーの操作時間を一
日二時間以内にするための合理的な作業仕組みを
現場の実態に即して策定し、これを普及する作業
仕組み改善促進事業、こういうものもやっており
ますし、それから振動の少ないチェーンソーへの
買いかえのために林業改善資金の貸し付けという
ものもやっております。それから、チェーンソー
の目立て等につきまして林業機械整備指導員を養
成いたしましたチェーンソーの作業従事者に濃密
な実施指導を行う機械整備巡回指導事業というも
のもやっておりますし、さらにはチェーンソー従
事者に対して労働安全衛生規則に基づきます
特別教育を行ってチェーンソー使用手帳を交
付することあるいはチェーンソー作業従事者の技
能審査を行うことを内容といたしますチェーンソ
ー作業従事者特別教育促進事業等、労働災害防止
のための施策の拡充に努めてまいりましたし、今
後もこの面につきましては努力してまいりたいと

いうふうに考えております。

○稲富委員 もう最後になりましたが、さらにお
尋ねしたいと思っております。木材の流通機構の
合理化及び今後の国内材の安定価格対策、これは
外材輸入の合理化対策とともに十分考えなければ
ならない問題であるのであります。この点、国内
材の価格の安定を図ること、外材輸入というも
のを何とか合理化して抑制しなければ、国内にお
きます森林業者の植林意欲というものを失墜す
る、こういうようなことにも考えられますので、
これに対しては十分なる対策を政府として考えな
くはないかと思っておりますが、どういうような考
え方を持っておられるか、その点を承りたいと思
います。

○藍原政府委員 木材の需給の問題は、われわれ
としても非常に重要な問題と考えております。
ただいま日本の木材は、六五％は外材が入って
おります。したがって、今後外材はやはりある
程度輸入せざるを得ないという事態ではございま
すし、日本の森林の賦存状況から見ましても、当
分の間、外材に依存していかなければ日本の木材需
要は賄えないという実態でございます。しかしな
らば、やはりこの外材の秩序ある輸入がされなけ
れば、日本の林業全体に問題がございます。した
がって、私どももいたしまして、外材輸入
につきましても秩序のある輸入がでますよう
な方途を考えなければいけないというように思っ
ております。そのために、現在の木材の需給計画、
こういうものをさらにきめ細かな需給計画に
いたしまして、これをもとにした秩序ある輸入が
できるような方途を見出してまいりたいというこ
とで、現在鋭意検討を進め、また関係方面との
間について協議を進めておる次第でございます。

○稲富委員 時間が来ましたので、最後にお尋
ねします。
製材あるいは木工業などの林業関係の中小企業
に対しては、これが協同組合化を推進して、
地域の森林組合との連携のもとに企業の安定的
発展を図るため、木材の需給安定助成対策、こうい

うような方法を強化することが非常に必要ではな
いか、かように考えます。こういうことに對し
て、何か政府としての考えがあるならば承りた
い。ないならば、こういうこともひとつ将来考
えてもらいたい、かように考えます。

○藍原政府委員 木材に関連いたします産業を大
きく分けますと、製材関係と合板関係があると思
います。
合板につきましては、ただいま構造改善を進
め、その体質の強化を図るよう指導してござい
まして、御存じのように、製材業につ
きましては全国に二万三千の工場が散在してござ
います。とりわけ、先生御指摘のように、中小零
細なものが非常に多いでございます。したがって、
こういうものを一つにまとめていろいろ物を
考えるということも必要でございますけれども、
この近代化や経営安定のためには、企業の集約化
あるいは共同事業の推進を図る必要があるんで
あるというふうに考えております。このため、一
般製材業につきましても、中小企業の、いわゆる
俗に言う近法でございまして、中小企業近代化
促進法に基づきます構造改善事業を実施いたして
おります。すでに八県ぐらいてやってございま
す。私どもも、今後さらにこういう構造改善を拡充
していくと同時に共同事業を推進いたしまして、
製材原木の供給、間伐材の加工処理等につきまして
も森林組合との連携なども密にしなから、こう
いう製材業界の体質の強化を図ってまいりたいと
いうふうに考えております。

○稲富委員 いろいろお尋ねしたいことがありま
すけれども、時間が参りましたので、私の質問を
これで終わりますが、最後に、せっかくわれわれ
が多年要望をいたしてきておりました森林組合法
が単独法としてここに制定されました。これを機
会に、本当にこの森林組合というものが地域林業
の発展のために十分その使命を果たし得るよう
な、こういうような助成というか、指導という
か、あわせてひとつ積極的な国としての方策を立
てて、そうして森林組合法を独立法としたその意

義というものを強くこの際生かしていただきたい
ということをお願いいたしまして、私の質問を終
ることにいたします。

○山崎（平）委員長代理 この際、政府から発言を
求められておりますので、これを許します。藍原
林野庁長官。

○藍原政府委員 非常に申しわけございませんけ
れども、午前中の角屋先生の御質問と島田先生の
御質問に私が数字を間違えて答弁いたしましたの
で、恐縮でございますが、訂正させていただきます
と思います。

角屋先生の御質問の中で、私が森林基本法と申
しましたのは林業基本法でございますので、訂正
させていただきます。

それから、島田先生の御質問の中で、組合員の
所有森林面積一千万ヘクタールと申し上げました
のは一千万ヘクタールの間違いでございますし、ま
た払い込み済みの出資金額四千万円と申し上げ
したのは一千万円でございます。

非常に失礼いたしました。

○山崎（平）委員長代理 津川武一君。
○津川委員 今度森林組合法を独立させる。これ
は森林組合の強化育成のためだと思っております。
委員も、いまその育成強化に対して格段の農林省
側、政府側の決意を要請したわけでございませ
うが、育成強化のためにせっかく組合法を独立さ
したので、これから森林組合の強化育成に對して政
府の考えていること、具体的な政策などというこ
とを少し最初に聞かしていただきます。

○藍原政府委員 森林組合の強化策につきまして
は、従前から私どももいろいろ対応いたしてござ
います。特に今回森林組合法として森林法から取
り出しましたのもその一つのあらわれでございま
すし、また具体的な事例を申し上げますと、主とし
て森林組合が行いますいろいろな指導、研修、こ
ういうものに対して国からも助成をいたして
ございまして、具体的に申し上げますと森林組合
の連合会がやります役員研修、こういうものにも
助成をいたしております。

それから、森林組合がやはり受託経営を増大させるために、いろいろ必要な計画の作成なり協議会がございすけれども、そういうものに対しては事業の推進を図るための対応をいたしております。

また、森林組合の経営管理の近代化あるいは組合活動の活発化を図るための森林組合の経営改善特別対策事業というものが推進いたしておりますし、さらには労働者の就労条件の向上に關しまして必要な指導を行います労働改善促進事業の推進もいたしております。

また、林業構造改善事業におきまして近代的施設の導入なり協業の推進について助成をいたしております。

それから、五十三年度から新たに森林組合の健全な事業運営に資するため、森林組合の中に監査士を置きまして、森林組合の経営についての適切な指導、教育をするという面からの監査士に対する助成も考えておりますし、それから合併を促進するための都道府県に対しまして推進協議会に対する手当ても考えております。

さらには、森林組合の受託経営等をより集团的、計画的に行うため、対象に非組合員を加えた受託経営促進対策事業の強化を考えております。

また、森林組合作業班の充実強化を図るための高度の機械操作技術、合理的な作業方法についての現地実習、技術研修を行う森林組合作業班強化対策事業の実施も考えておりますし、また林業の就労実態に対応いたします退職金制度の創設を図りまして森林組合作業班等の育成強化に資するために、林業従事者中小企業退職金共済制度の適用促進対策事業というものについても助成することによりたいしております。

○津川委員 この間、秋田県の北部の森林組合連合会、木材、製材、木工関係の調査をしてみました。また、青森県の県庁や森林組合の幾つかについても事情を聞いてみまして、そのとき、どうしてもやはり林業に対する意欲がわかない。秋田県に行ってみましたら、苗木を買ってこれないの

で、苗圃の苗を引っこ抜いて焼いてしまわなきゃならない、こういう状態も出ております。

そこで、関係者の一致した、私たちに對する政府に伝えてくれという要請は、外材が商社の手によつてめちやくちやに輸入されているんじゃないか、このところを何とかしなければ、いま長官が申し述べた幾つかのことも問題解決の根本にならぬ。一体農林省は、商社と輸入について何か協議なんかされているのか、輸入について森林組合連合会などの意見を聞いているのか。いま、稲富委員に對して需給調整の計画を立てると言つて

いまして、そのところが端的に指摘されて、何かめちやくちやな輸入じゃないか、これを抑えていくことが、修正していくことが第一、こういうことです。

第二の問題は、需要が非常に減つてきた。住宅建てるにしてもこのごろ鉄筋、学校にしてもそういうことで、需要の減退が非常に森林組合を持つていく上について困る。結局、職員の俸給、待遇改善にも事欠いているという状況でございます。この需要拡大についてやはり考えなきゃならない。これからはたくさん予算で五兆円、六兆円という公共事業をやりますが、この中でやはり木材のたくさん使われるような事業をやらなきゃならぬ、してくれ。秋田県では端的に、危険校舎を改築して新しいのををつくるときに、木材をうんと入れるようになつたことを、県の方の木材関係の人たちに陳情してあります。そのことを私たちも強く訴えられたわけでありまして。

これ、この間林野庁長官に、森林組合の合併助成法のときにお伺いしたのですが、きょうは大臣がせつかくおいでになつてゐるから、外材のこういう何か商社のめちやくちやなという、彼らに言わせるとそういう輸入をどうしてチェックするか、木材の需要をどんなにして喚起していくのか、二つ、大臣に直接答えていただきたいと思ひます。

○中川國務大臣 木材については、御承知のように、すでに自由化したしておりますので、これを

非自由化にするというふうなことや、あるいはまた極端な輸入制限を加えるということとは、今日の国際経済環境からいってできないことでありまして、けれども、木材需給対策中央協議会というものをつくつて輸入の総枠について一つの計画を立て、そこには業界の人も入つておられますし、全体として輸入といふことも、めちやくちやな輸入がなされないような調整を行つておいた点に對処したい、こういうことでやつておるわけでございます。まだ十分でない点もありますから、これを強化してまいりたいと思ひますし、また一方、それよりはむしろもっとたくさん買えというアメリカを初めニュージー等々あるわけでございますが、これらに對しても慎重な扱いをして、木材生産業者あるいは製造業者に影響を与えないように苦慮いたしておるところでございます。

なお、木材の需要の喚起でございますが、これも林野庁としていろいろなセンター等をつくりまして、新規の需要や、あるいは建設省等にもお願いして、住宅等にも木材がなるべく使われるように、こういうふうなことで、できるだけこのうつつ点についても苦勞いたしておるところでございますが、今日、森林業者あるいは製材、木材業者の抱える悩みは御指摘のとおりでございますので、この上ともそういう面については最善を尽くしてみたい、こう思つてゐる次第でございます。

○津川委員 もう一つ、こういったときに問題になつてゐるのは、間伐が思うようにできないという話です。間伐しても間伐材が売れない、そこでなかなか間伐ができないでゐるわけで、間伐をやらないと本當の森林の育成にならない。こういうことで、間伐ができるように、間伐材の需要喚起、用途の研究、こういうことがかなり具体的に提起されたわけでありまして。したがつて、この間伐をやるのにどうすればいいか。間伐材の販路というより利用、これを検討していただかなければならないというのでございます。それが一つ。そこでもう一つ問題になつたのは、五十三年三

月三十一日の官報に載りました「全国森林計画の概要の公表について」の中で、伐採、造林、保育、林道の開設はやると言つてゐるが、間伐について触れてゐないのは、何か間伐をやつてもその処分に困るからやめたのか、それとも造林、保育の中に間伐が入つてゐるのか、こういう疑問なんです。間伐はそういう点で造林もしくは保育上重要な柱になりますが、間伐の位置づけというものがこの計画の中で何か不明確になつてゐる。一項目設けるべきじゃないかというふうな意見が出てゐるわけでございます。

この二点について答えていただきます。

○藍原政府委員 いま先生御指摘になりましたけれども、日本の森林はたゞいま二十年生以下の森林が大体七割程度でございます。そういう中で、これからの林政の中心に間伐が大きな課題であることは私も十分認識いたしております。そういう意味から、間伐につきましては従前からいろいろの施策をやつておられますけれども、たとえば一例を申し上げますと、間伐材等の未利用資源高度化利用事業ということで、間伐材の小径木を集成加工する場合に必要な機械、施設に対する助成でございますけれども、こういうものも対応いたしておりますし、それから間伐材等の利用製品展示会、こういうものをやつておまして、これに對しまして助成を考えております。

それから、小径木を利用いたしました新工法住宅、こういうものを開発いたしまして、日本住宅の建設というもののについてのいろいろの対応をいたしております。

それから、間伐材を含めました木材の需要開発の拠点となります日本住宅・木材技術センターというものを昨年設置いたしまして、ここにおきまして間伐材の需要開発コンクール等を実行いたしております。また、間伐に對しては種々の施策を講じておりますし、さらに改善資金等におきましても、間伐の施設に必要な資金を無利子で貸し付けるという方法も考えております。

以上、こういうふうな形で、間伐につきまして

は積極的な対応をいたしておりますけれども、さらに先生御指摘になりましたように、全国森林計画で間伐が取り出されていまいやないかということでございますが、間伐につきましては伐採量の中に含まれて入っております。そういう中で間伐というものがとらえられておまして、施業に関する基本的事項というのがございまして、その中に間伐の適正実施の一項を加えることにいたしております。

そういう形で、間伐につきまして、前の全国森林計画にはいま申し上げました間伐の適正実施に関する字句はございせんでした。この字句を加えて、間伐についても今後前向きで対応する姿勢をとっておる次第でございます。

○津川委員 間伐は、いろいろなことがあるけれども、結局は切ったものが売れるか売れないか、このところなんです。そこで、全国の各管林署の皆さんが間伐材を売るために非常に苦労されているので、林野庁としても間伐材の使途というものを特別研究して、チームなり対策をつくってやらなければならぬかと思っております。このことを申し上げて、先に進んでいきます。

次は、森林組合の運営についてですが、民主的に運営していかなければならぬかと思うのです。これで見ますと、六十五条で、二百人を超える場合は、定款で定めるところにより、総会ではなく、総代会を設けることができる、こういうふうになっております。現在、森林組合で総会をやっているところはどのくらい、総代会をやっているのはどのくらいになっておりましたか。

○石川政府委員 現在二百一人以上の組合員を持つております組合が千九百三十ございまして、その中で九百九十一組合が総代会の運営をいたしております。

○津川委員 大体そんなところでしょう。二百人以上のとき、二百人、三百人、四百人、五百人、そこらあたりをなぜ総代会にすることができるようにしたのかという根拠です。私は、現在、生活協同組合で病院を運営しております。つくつたと

きは百四十人、やがて千人、二千人、五千人、一万人となつて、現在一万七千、私、自分でやっているとときには、千人以下のときには総会の方がよかつた。千人を超すとどうも会場とかいろいろな点で総代会にしなければならぬ。それで二千人を超したときに総代会にしました。それでいいと思うのだけれども、二百人、三百人、四百人のときには総会の方がどれほど民主的に運営されるか。執行部と森林組合員とは非常に密着すると思うのです。非常に運営が民主的にいく。こういう組合をわざわざ二百人以上というところに出したのは何が根拠なのか、不思議で仕方がないので。組合の運営の民主化について、総意を發揮しての運営というものを林野庁は知らないんじゃないのか、あきらめたんじゃないのか、何だろうと言つて不思議でしようがないのですが、二百人以上とした根拠をお知らせ願います。

○石川政府委員 御指摘のように、どれくらい組合員の数から総代会制度を設けたらいいかというところは御議論のあらうところかと思ひます。いま御指摘の消費生活協同組合は法律上も千人以上というところになっております。その他の事例で、たとえば人数の多いものでは環境衛生協同組合で五百人以上というののございまして、これも、これらの組合の組合員は、いずれも都市部を中心とする組合でございまして、人数は多うございまして、わりと集中をして生活をしているような場合が多いわけでございます。

森林組合、これはいままでも二百人でございまして、たとえば水産業協同組合について二百人以上というものを総代会制を設けておりますのは、山とかあるいは海岸部とかいうことで、いろいろと組合員が散在をしているとか、あるいは組合員の総会等を実施しますような大規模な施設がなかなか見当たらないとか、そういう形で、人数が少なくても、少ないなら少ないなりに、なかなか全組合員を集めるというところは困難な事情があるようなことがございまして、私どもも総代会制を設けることが、たとえば手続の簡素化みたいなことで、

要するに手間が省けてその方がやりやすいということの利益だけを求めてやっているとでは決してございせん。先ほど申しましたように、たとえば二百人を超えるものでもそういうことが可能なるような場合には極力総会という手続を経る方がいいと思うのですが、ただ今回、生産森林組合についてもこの種の問題を考えましたのは、現実問題としてこの数年、たとえば滋賀にございましてある種の生産森林組合等につきましても、総会をいたしますために会場を三つ整えないと会合が開けない。会合を別な場所ですつとやるといふのは非常に異例なことでございますが、そういう非常に現実面での困難性もございまして、他の協同組合と同種のものとして申しますか、そういう山の中とかあるいは過疎の地域において大勢の方々がなかなか一堂に会するということが困難だ、現実問題として総会が非常に開きにくい、そういうところを得ないのではないかと。

ただ、御承知のように、総代会制を設けましたからといって、一挙に非常に少ない方でやれるというわけじゃございせん。これは先生よく御承知のように、六十五条の規定でも最低四分の一以上の総代をつくれということになっておりますから、そういう地域地域の事情に許される限り、極力、組合員の意思が反映されるような総代の選び方をしたいと、こういうようなことで、総代会制を設けたことによつて組合員との関係が希薄になることがないように指導をしてまいりたいと思つております。

○津川委員 林政部長、本場に現実を見てごらん下さい。いまの言ひ分は冗談もおいてくれと言ひたくなる。いまだ山山村に行つても小さな部落にさへ公民館がありません。僻地であれば、寒村であれば寒村であるほどセンターがありません。そこいらでは千人でも二千人でも集まれる、結婚式がやれるところができています。それはむしろなにかということをお願いいたしたく。

そこで問題は、なぜこういうふうになつたのか。もう一つは、三十一條の五項で、代理人、委任状、これでやれないかという問題です。十分やれるのです。あえて二百人以上というのを総代会でいけるという規定を設けたのはなぜかということ。悪意に言つて、四百人いるところで、いま林政部長が言つたように、四分の一だから百人、これは総代を三十人集めて一人で五人の代理人をやつていく、そうすると四百人の中で三十人でやれるようになるのです。そういう道が、今度の二百人以上総代ということに開かれていくわけだ。そして、三十人ぐらゐでやつてごらん下さい。総代の任期が三年だ。一般の組合員はこの森林組合に発言の場がなくなつて、毎年三十人でやられる、こういうことが、意地悪かかると、悪い人はいないと思うのだけれども、今度の法律でできます。そこで、もう少しこれは考えていかなければならぬ。考え方のいかんによつては、私たちがこの点では修正もお願いをしなければならぬじゃないかとまで考えているわけなんです。農協は五百人です。山村だから、農村だから、二百人集まりにくいと言つてもこのところはだめなんぞ、改めてこの運営の民主化について、できるだけ組合員の意が反映されるように運営する。

私のふるさとで、二市五町五村、これが一つの森林組合になります。端から端まで八十キロ。これを理事者がどうするか、こういうことでは、これは総代会でなければならぬけれども、このところを一つの部落ごとに、その組合員がいるところごとに理事者が出ていっていろんな話し合いをやる、こういう道でなければ、今度は総代会にする民主化が阻まれていきますので、もう一回この二百人に対する考え方と、こういうときの、組合を本場に組合員の総意のもとで運営する、そういう指導方針を聞かしていただきます。

○石川政府委員 私どもも考えておりますのは、先生のおっしゃいますように、何か少数の人たちで勝手に運営をするというためにこういうことを考えたものでは決してございせん。実は森林組合

制度をとのうに改正していくかといううな組合関係者からの要望等の中でも、昭和三十九年ぐらゐの段階から、比較的大規模な生産森林組合等につぎましてこの総代会制の道を開いてくれという要望が非常に強うございました。これは決して先生がいまおっしゃいますような少数支配というううなことでございませんで、現実の運営の立場から、施設森林組合について認められております総代会制度について、これを生産森林組合にも活用してもらいたいという切なる要望と私どもも考えたわけでございます。この規模につきましても、従来古い段階では百人ぐらゐから総代会制を認めておったわけでございますが、その後交通の便利もよくなるとか、そういうことも勘案して、二百人以上のところを総代会制ということを考えているわけでございます。この点につきましては、先生御承知のとおり、水産業協同組合法におきましても二百人をもって総代会を選出したし、ます限度といったしております。

御心配の点は、要するにこういう制度を悪用してと申しますか、そういう非民主的な運営をするのではないかという御懸念かと思いますが、私どもは今回の改正は決してそういうことではございませんで、組合員の意思と総代の意思が分かれるようなことがないように、総代の選出について、民主的な方法で総代を選ぶわけでございますから、そういうプロセスでいろんな議論をしていただく、たとえば先ほど先生、いわゆる代理権を行使するという形でも可能ではないかということがございましたけれども、そういう方法でございまして、事柄の当否、イエスカノーかというようにすることは非常に簡単に委任はできるわけでございませけれども、各種の議論ということになりますれば、やはりそういう組合員の直接の意向を知っていらつしやる総代がその場でその人たちの意見を代表して発言するというのがより民主的な手法だと私ども考えますので、そういう御心配の弊害が起きないように行政的な指導は極力やっていくつもりでございます。

○津川委員　五百人以下のところではなるべく総代制をとらないように、総会制をやるようにひとつ政府も腹を決めて指導するように要請して、また次の問題に進めていきます。

第九條の員外利用ですが、私のところの病院は員内利用を中心にした協同組合であるわけです。ところが、たまたまその近くに来ておなかが痛くなった人を診てくれというときに、組合員に入れた診療するわけにはいかないうから、員外利用があるし、森林組合も員外利用をやらなければならぬ、必要だと私は認めます。たとえば、森林組合でリクリエーションの場をつくったときに、修学旅行の子供たちがそこに入れないなどという、そういうばかな話はないので、いいと思います
が……。

そこで、第九条の九項、「定款で定めるところにより、国、地方公共団体その他農林水産省令で定める営利を目的としない法人」に員外利用をさせる、これはどういう意味でございいますか。

○石川政府委員　これは御承知のように、たとえば先ほどから御論議になっております森林組合労働班等がいろいろな施業をいたします場合に、たとえば国の場合国有林でございます、地方公共団体といいます場合は市町村有林等、それから農林省令で定める営利を目的としない法人といったまゝしては典型的に森林開発公団、この種の者の事業について、組合員のためにする事業を妨げない範圍でございますれば、たとえば造林の委託を受けて行うというようなことを認めている規定でございます。

○津川要員 その次の一組合員が森林所有者である森林と一体として整備することが必要であると認められる森林に係る森林所有者に同項に掲げる事業を、それぞれ利用させることができる。」こういうことですが、いまちようど事業をやっている、それを一緒にやればいい、そういう人がいるわけですね、外に出ておったとか、不在森林者であったり。この場合、員外利用でなく、その人にその利得を、こちらでやるのがその人の得にも

なるのだから、説明して組合員に入れるべきでありませんか。ここに員外利用を持ってきたところに問題があるんじゃないかと私は思うわけです。これは説明すると必ず入ってくれます。そうして、組合員にして、やっていくことに問題がある、多少反対する人もあるよ。そうすると説得にも時間がかかる。このところが森林組合の仕事として大事な大事な仕事なんです。えい、めんどろくさいから員外利用でやる、こういう形のことを理事者や執行部があえてこの項目でやるのじゃないかとぼくは思っているのです。本来は組合に入れてやるべきでありませんか。入らない人はまづあるまいと思いますが、この点の見解はどうでございいます。

○石川政府委員　そのような形で員内に入っていたが、まして員内として活動していただくのは大変望ましいことでございますから、その種の努力を怠るわけではございません。したがって、私ども、森林組合の地区内の林地の所有者の方は

味では非常に便利にと言うとおかしゅうございますが、非常に効率よくやつてもらえるということとで賛同してもらおう。ただ、もしそれが員外利用制限という形で結果的にそういうことができなくなるということとございますと、いま五万数千の森林組合労働班というものを抱えております組合にとりましては、法制上それが制限となつてできなくなるということになるわけでございます。

したがいました。私も決して員外のままに置いて今後ともどうしようというのじゃございませんで、そういうことをきつかけに森林組合の事業に協力していただいて、さらにその人たちが組合員になっていただくのはより望ましいわけでございますから、あくまでもそういうきつかけをつかむという形でこういう員外利用の制限緩和をして事業のメリットを現に受けてもらう、そのことによつてさらに組合が組合員として説得することがより容易になる、そのような考え方でこのような規定を設けたわけでございます。

○津川委員　これも実態を知っているのか。譲渡しているのか、机上で仕事をしたのかという疑念が非常に多いのです。というのは、森林を植えるのに対して、員外でやるということでは、本人の承諾がなければそこに植えられないのですよ。それで、本人といえども荒らしておくことはまずくないと思います。このところ、員外にあるのが員内にあるのが、本人の承諾が必要なんです。承諾してくるのだったら組合員になれるわな。そのところ、この項目で員外利用、私は時によって必要なことは認める場合もあるけれども、こういう形のもものは組合の実態を知らない——員外でやってもいいが、組合に入らないという事例というものをつくっていくのがこの条文じゃないか。むしろ、この条文がなければ、本当に皆さんが頼んでいて、説得して組合員になっている、こういう状態じゃないかと思うわけでございます。承諾がなければ植えられないでしょう。その承諾のときに入れられないという、自信がないのか、そんなのを入れないでいる実態があるのか、そこらをも

昭和五十三年四月十五日印刷

昭和五十三年四月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K